

【風水害等応急対策・復旧対策】

風水害等応急対策・復旧対策

第1編 風水害応急対策

第1章 災害警戒期の活動	---	風応 1
第1節 気象予警報等の収集・伝達	-----	風応 1
第2節 組織体制	-----	風応 14
第3節 動員体制	-----	風応 28
第4節 災害緊急事態	-----	風応 31
第5節 警戒活動	-----	風応 32
第6節 応急避難	-----	風応 41
第2章 災害発生後の活動	-----	風応 51
第1節 情報の収集・伝達	-----	風応 51
第2節 災害広報・広聴対策	-----	風応 59
第3節 応援の要請・受入れ	-----	風応 64
第4節 自衛隊の災害派遣要請	-----	風応 68
第5節 救助対策	-----	風応 72
第6節 救急医療	-----	風応 74
第7節 緊急輸送活動	-----	風応 80
第8節 公共土木施設等・建築物応急対策	-----	風応 86
第9節 ライフラインの応急対策	-----	風応 89
第10節 交通の確保	-----	風応 93
第11節 農業関係応急対策	-----	風応 96
第12節 オペレーション体制	-----	風応 97
第13節 住民等からの問い合わせ	-----	風応 97
第14節 災害救助法の適用	-----	風応 98
第15節 避難所の開設・運営等	-----	風応 101
第16節 緊急物資の供給	-----	風応 106
第17節 保健衛生活動	-----	風応 111
第18節 避難行動要支援者への支援	-----	風応 115
第19節 社会秩序の維持	-----	風応 117
第20節 建築物・住宅応急対策	-----	風応 119

第 21 節 応急教育等	---風応 123
第 22 節 遺体の収容・処理及び火葬等	---風応 126
第 23 節 廃棄物の処理	---風応 129
第 24 節 自発的支援の受入れ	---風応 134

第 2 編 事故等災害応急対策

第 1 章 組織動員体制	-----事故 1
第 2 章 大規模火災	-----事故 3
第 1 節 警戒活動	-----事故 3
第 2 節 応急対策	-----事故 5
第 3 章 その他災害	-----事故 11
第 1 節 危険物等災害応急対策	-----事故 11
第 2 節 大規模交通災害応急対策	-----事故 17
第 3 節 その他突発災害応急対策	-----事故 20

第 3 編 風水害等災害復旧・復興対策

第 1 章 生活の安定	-----風復 1
第 1 節 公共施設等の復旧	-----風復 1
第 2 節 り災証明の発行	-----風復 3
第 3 節 激甚災害の指定	-----風復 4
第 4 節 特定大規模災害	-----風復 6
第 5 節 被災者の生活確保	-----風復 7
第 6 節 中小企業の復旧支援	-----風復 13
第 7 節 農業関係者の復旧支援	-----風復 14
第 8 節 ライフライン等の復旧	-----風復 15
第 2 章 復興の基本方針	-----風復 19
第 1 節 復興の基本的な考え方	-----風復 19
第 2 節 市における復興に向けた取組み	-----風復 21
第 3 節 災害復興計画の策定	-----風復 22

第 1 編 風水害応急対策

第1章 災害警戒期の活動

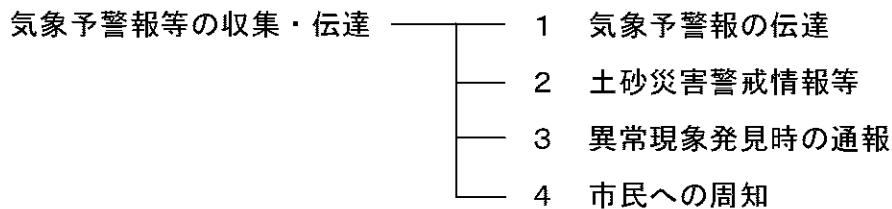
第1節 気象予警報等の収集・伝達

市及び関係機関は、大阪管区気象台から発表される気象予警報等の情報を収集し、あらかじめ定めた経路によって、関係機関及び市民に迅速に伝達するなど、被害の未然防止及び軽減のための措置を講じる。

【実施担当機関】

各部、関係機関

【対策の体系】



【対策の展開】

1. 気象予警報の伝達

(1) 大阪管区気象台が発表する気象予警報

大阪管区気象台は、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき注意報、警報、特別警報等を発表し、注意を喚起し警戒を促す。気象注意報・警報は、市町村単位「大東市」で発表される。また、テレビ、ラジオによる放送では、市町村等をまとめた地域の名称「東部大阪」や「大阪府」で発表されることもある。

ア 注意報

気象現象等により災害が予想される場合、住民及び関係機関の注意を喚起するために市町村毎に発表する。

種類	発表基準
気象注意報 風雪注意報	風を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。雪を伴い平均風速が12m/s以上になると予想される場合
強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が12m/s以上になると予想される場合
大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 雨量基準 1時間雨量25mm以上あるいは3時間雨量40mm以上 土壌雨量指数基準 94
大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で5cm以上、山地で20cm以上になると予想される場合
濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 視程が陸上（気象台において）で100m以下になると予想される場合
雷注意報 (注6)	落雷等により被害が予想される場合
乾燥注意報	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下になると予想される場合
なだれ注意報	なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ①積雪の深さが20cm以上あり、降雪の深さが30cm以上になると予想される場合 ②積雪の深さが50cm以上あり、気象台における最高気温が10℃以上またはかなりの降雨が予想される場合
着雪注意報	着雪によって通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で20cm以上、山地で40cm以上あり、気温が+2℃～-2℃になると予想される場合
霜注意報	4月15日以降の晩霜によって農作物に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が4℃以下になると予想される場合

	低温注意報	低温によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が-5℃以下になると予想される場合
地面現象注意報☆	地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
浸水注意報☆	浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 雨量基準 1時間雨量25mm以上あるいは3時間雨量40mm以上

イ 警報

気象現象等によって府域に重大な災害が予想される場合、住民及び関係機関の警戒を促すために市町村毎に発表する。

種類	基準	発表
気象警報		
暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が20m/s以上になると予想される場合	
暴風雪警報	雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が20m/s以上になると予想される場合	
大雨警報 (注4) (浸水害) (土砂災害)	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 雨量基準 1時間雨量40mm以上あるいは3時間雨量80mm以上 土壤雨量指数基準 133	
大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で20cm以上、山地で40cm以上になると予想される場合	
地面現象警報 ☆	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合	
浸水警報☆	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合	
洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 雨量基準 1時間雨量40mm以上あるいは3時間雨量80mm以上	

第1編 風水害応急対策

第1章 災害警戒期の活動

- 注1 発表基準欄に記載した数値は、過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
- 注2 注意報・警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報・警報が行われたときに切り替えられ、又は解除されるまで継続される。(気象庁予報警報規程第3条)
- 注3 ☆印は、気象注意報・警報に含めて行う。(気象庁予報警報規程第12条)
- 注4 大雨警報には括弧を付して、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)として、特に警戒すべき事項が明記される。ただし、土砂災害警戒情報の対象となっていない市町村には、大雨警報(土砂災害)は発表されない。
- 注5 大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村名」ではなく、「市町村をまとめた地域の名称」や「大阪府」を用いる場合がある。
- 注6 雷注意報には、発達した雷雲の下で発生することの多い激しい突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。また、急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられることがある。

【地域防災計画関係資料】資料8：警報・注意報発表基準一覧表…………… P415

【大雨警報・注意報基準の見方】

- ① 大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報(浸水害)」、土壤雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害)」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」として発表するため、大雨警報の欄中、(浸水害)は「大雨警報(浸水害)」、(土砂災害)は「大雨警報(土砂災害)」の基準をそれぞれ示している。
- ② 土壤雨量指数は土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壤中に貯まっている状態を示す指数。「これまでに降った雨」と「今後数時間に降ると予想される雨」をもとに、全国くまなく5km四方の領域ごとに算出する。
土壤雨量指数基準値は1km四方毎に設定している。大雨の欄中、土壤雨量指数基準には、市内における基準値の最低値を示す。

ウ 特別警報

警報の発表基準をはるかに超える気象現象が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、住民及び関係機関の最大限の警戒を促すために発表する。

種類	発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

注1 表中の「数十年に一度」の現象に相当する降雨量等の客観的な指標は気象庁ホームページで公表する。

注2 以下の現象についても特別警報に位置付ける。

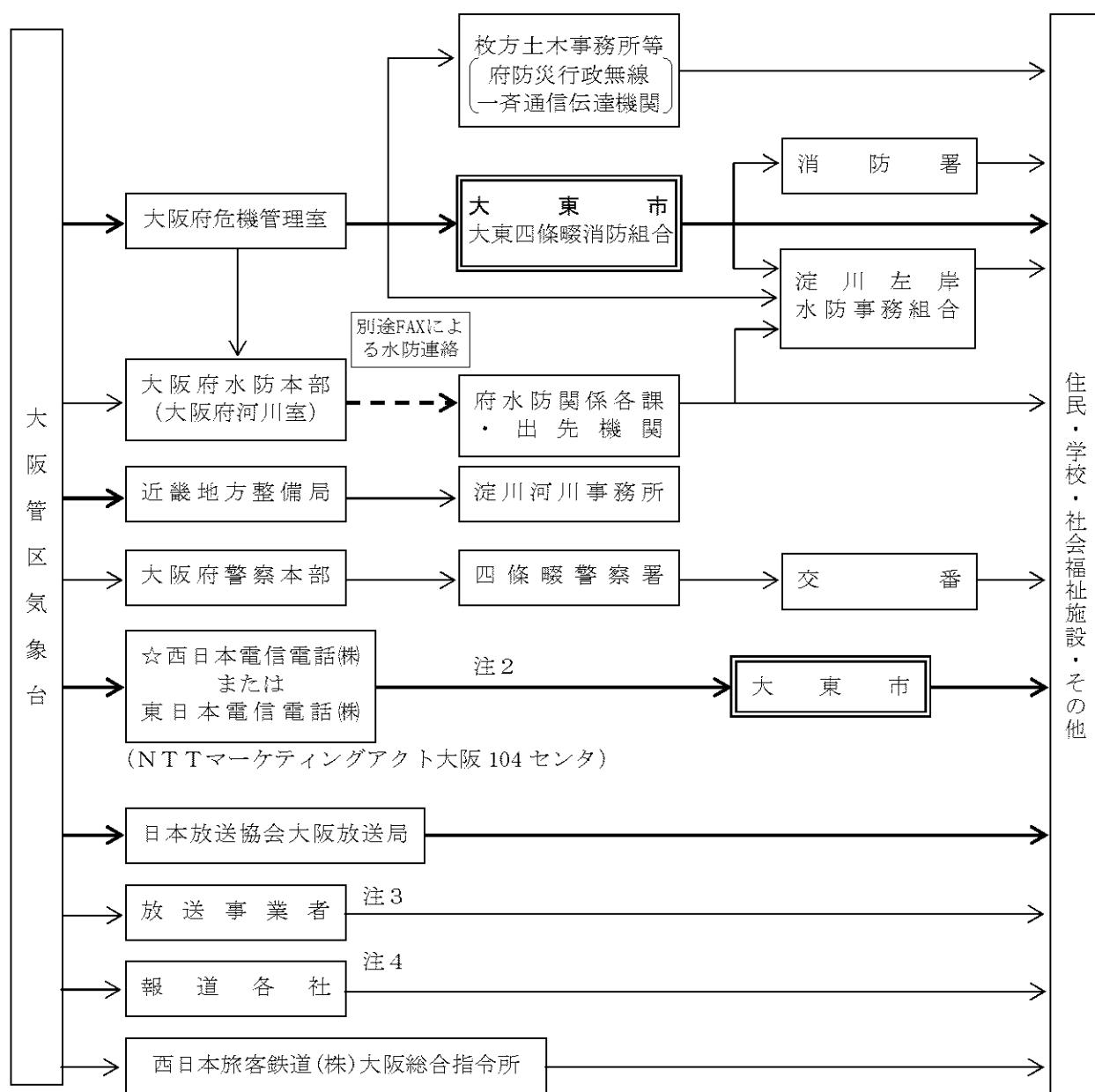
種類	発表基準
津 波	高いところで3mを超える津波が予想される場合。 (大津波警報を特別警報に位置付ける)
地震（地震動）	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合。 (緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報に位置付ける)

エ 気象情報

気象等の予報に関するものある、台風、大雨、竜巻等突風、及びその他の異常気象等についての情報を住民及び関係機関に対して発表する。なお、竜巻注意情報は、雷注意報を補足する情報として、各地の気象台が担当地域を対象に発表する。

また、気象庁職員等による竜巻の目撃情報を得て発表される竜巻注意情報にあっては、府内や近隣府県で別の竜巻が発生する確率が高まることから、同注意情報（【目撃情報あり】）が発表された際には、多様な伝達手段を用いて遅滞無く住民に伝達する。

才 気象予警報等の関係機関への伝達経路



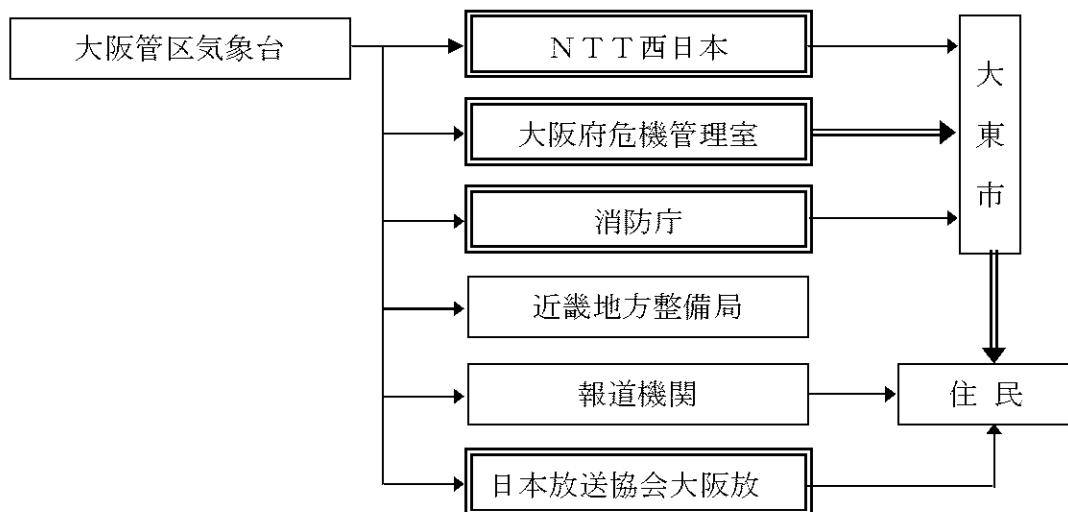
注1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。

注2 ☆印は、警報のみ。

注3 放送事業者とは、朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪の5社である。

注4 報道各社とは、朝日新聞大阪本社、日本経済新聞大阪本社、読売新聞大阪本社、産業経済新聞大阪本社、共同通信社、毎日新聞大阪本社の6社である。

カ 特別警報の関係機関への伝達経路



- (注) 1 二重線枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先である。
- 2 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている。

(2) 大阪管区気象台と近畿地方整備局が共同で発表する淀川洪水予報

大阪管区気象台と近畿地方整備局は、淀川洪水予報実施要領に基づき、淀川の洪水予報を共同で発表する。（気象業務法第14条の2第2項、水防法第10条第2項）

大阪管区気象台及び近畿地方整備局は、淀川の洪水予報を府に通知し、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

府は、この通知を受けたときは、直ちに府水防計画で定める水防管理者等にその内容を通知する。

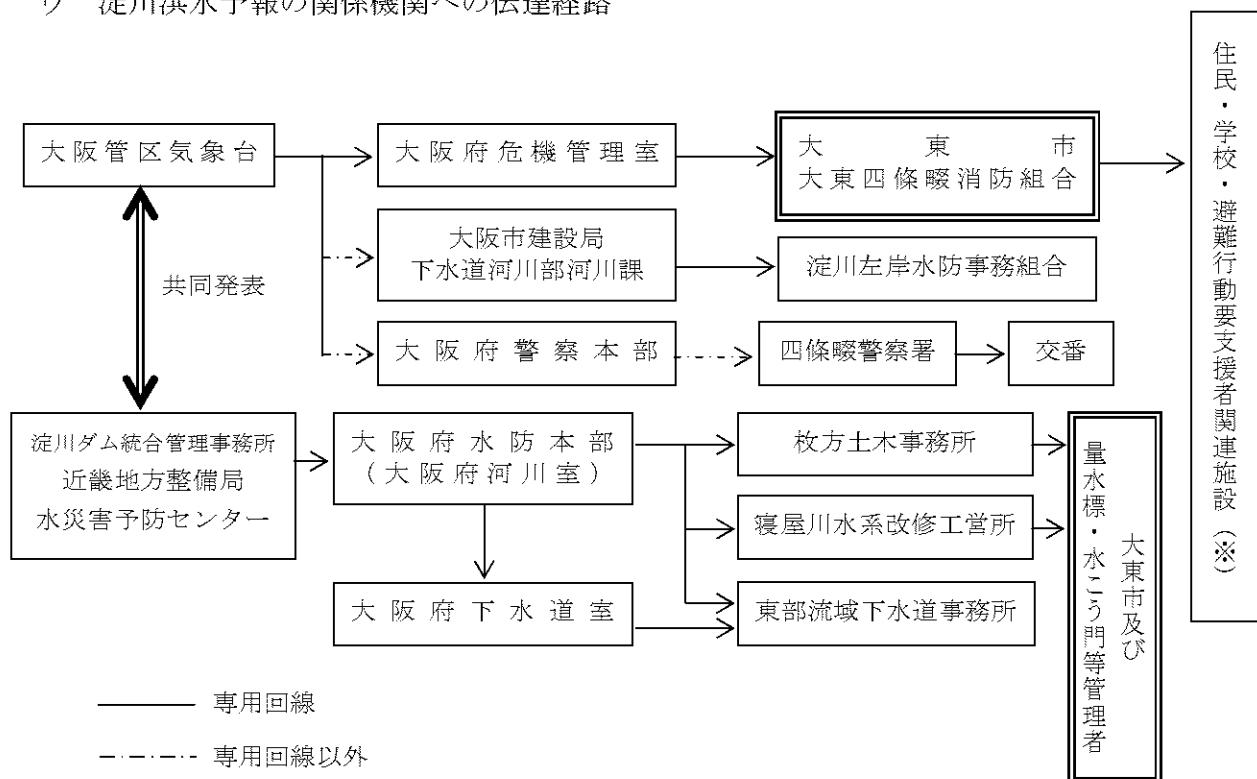
ア 淀川洪水予報の種類と発表基準

標題（種類）	発 表 基 準
淀川 氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点（枚方）の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
淀川 氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点（枚方）の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
淀川 氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点（枚方）の水位が氾濫危険水位に達したとき
淀川 氾濫発生情報 (洪水警報)	洪水予報区内で氾濫が発生したとき

イ 淀川の各種水位（枚方）

発表単位	河川名		基準点	氾濫注意位 (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)	零点高
淀川	左岸	京都府界より海まで	枚方	4.50	5.40	5.50	O.P. 6.8680m
	右岸	"					

ウ 淀川洪水予報の関係機関への伝達経路



※浸水想定区域内の高齢者、障害者、乳幼児その他の防災上の配慮を有する者が利用する施設（水防法第15条）

(3) 大阪管区気象台と大阪府が共同で発表する寝屋川流域洪水予報（寝屋川・恩智川）

大阪管区気象台と大阪府は、「淀川水系寝屋川流域の洪水予報実施要領」に基づき、寝屋川流域洪水予報を共同して発表する。その基準は、次のとおりである。（気象業務法第14条の2第3項、水防法第11条）

対象河川は寝屋川、第二寝屋川、恩智川、平野川、平野川分水路、古川、楠根川で、このうち市関連の河川は寝屋川、恩智川である。

府は、洪水予報を水防管理者等に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

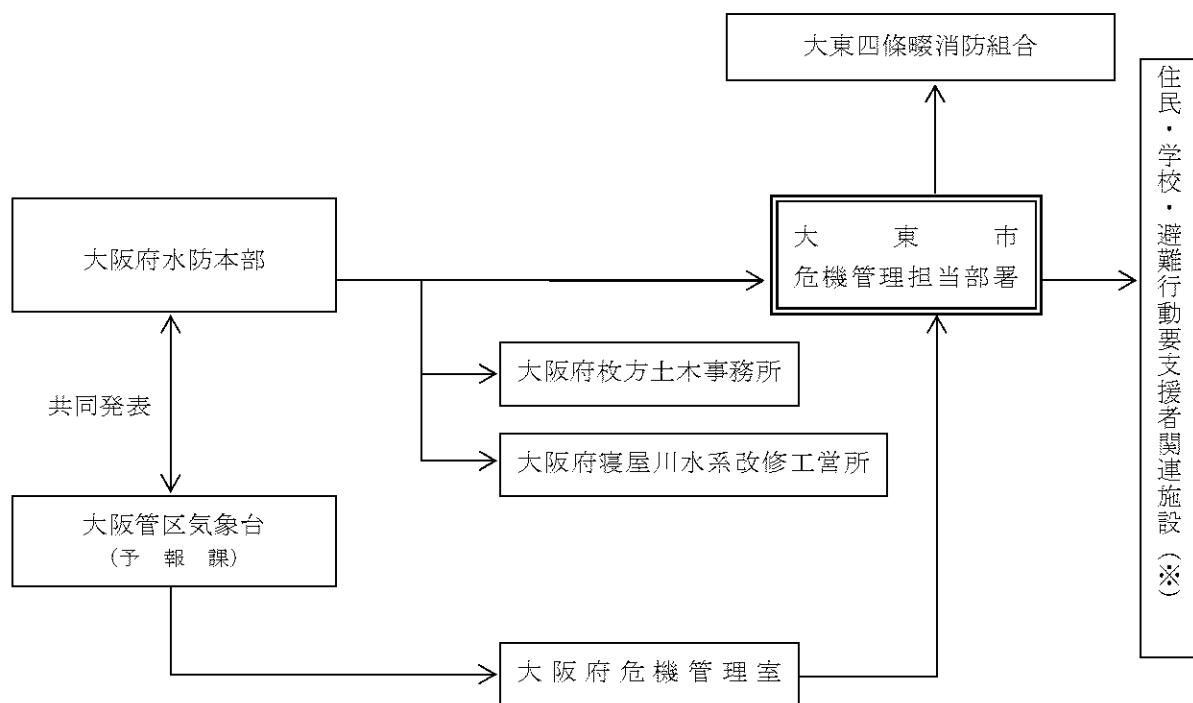
ア 寝屋川流域洪水予報の種類と発表基準

標題（種類）	発表基準
寝屋川流域 氾濫注意情報 (洪水注意報)	いずれかの基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
寝屋川流域 氾濫警戒情報 (洪水警報)	いずれかの基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
寝屋川流域 氾濫危険情報 (洪水警報)	いずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき
寝屋川流域 氾濫発生情報 (洪水警報)	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき

イ 寝屋川流域河川の各種水位等

発表単位	河川名		延長 (km)	基準点	氾濫 注意 水位 (m)	避難 判断 水位 (m)	氾濫 危険 水位 (m)
寝屋川流域	寝屋川	寝屋川市平池町地先桜木水門下流端から旧淀川合流点	16.0	京橋	3.00	3.30	3.50
				寝屋川治水緑地	4.20	5.20	5.40
	第二寝屋川	恩智川分派点から寝屋川合流点	11.6	昭明橋	3.40	4.00	4.10
				住道	3.90	4.80	5.00
	恩智川	柏原市大県三丁目地先大県橋下流端から寝屋川合流点	15.5	恩智川治水緑地	7.05	7.15	7.60
				剣橋	3.30	3.45	3.50
	平野川	大和川分派点から第二寝屋川合流点	17.4	太子橋	9.46	10.30	10.40
				今里大橋	3.30	3.45	3.50
	古川	守口市大久保町五丁目地先から寝屋川合流点	7.4	桑才	3.20	3.30	3.35
	楠根川	八尾市西山本町一丁目地先近鉄鉄橋下流端から第二寝屋川合流点	3.2	萱振大橋	6.74	6.94	7.04

ウ 寝屋川流域洪水予報の関係機関への伝達経路



※浸水想定区域内の高齢者、障害者、乳幼児その他の防災上の配慮を有する者が利用する施設（水防法第15条）

2. 土砂災害警戒情報等

(1) 大阪府が発表する土砂災害警戒準備情報

大阪府は、下記の土砂災害警戒情報が発表される前に、土砂災害警戒準備情報（避難の準備の目安）を発表する。

(2) 大阪管区気象台と大阪府が共同で発表する土砂災害警戒情報

大阪管区気象台と大阪府は大雨警報発表後、大阪府が観測する降雨量及び大阪管区気象台が計測する土壤雨量指数が基準を超過し、土砂災害の発生のおそれが高いと認められるとき、共同で土砂災害警戒情報を作成し、住民及び関係機関に対して伝達する。市は、土砂災害警戒情報に基づき避難勧告等必要な措置を講じる。（災害対策基本法 第51条、第55条、気象業務法 第11条、第13条、第15条）

※土壤雨量指数：「第4節2. 土砂災害警戒活動」参照

(3) 土砂災害警戒情報等の種類と内容

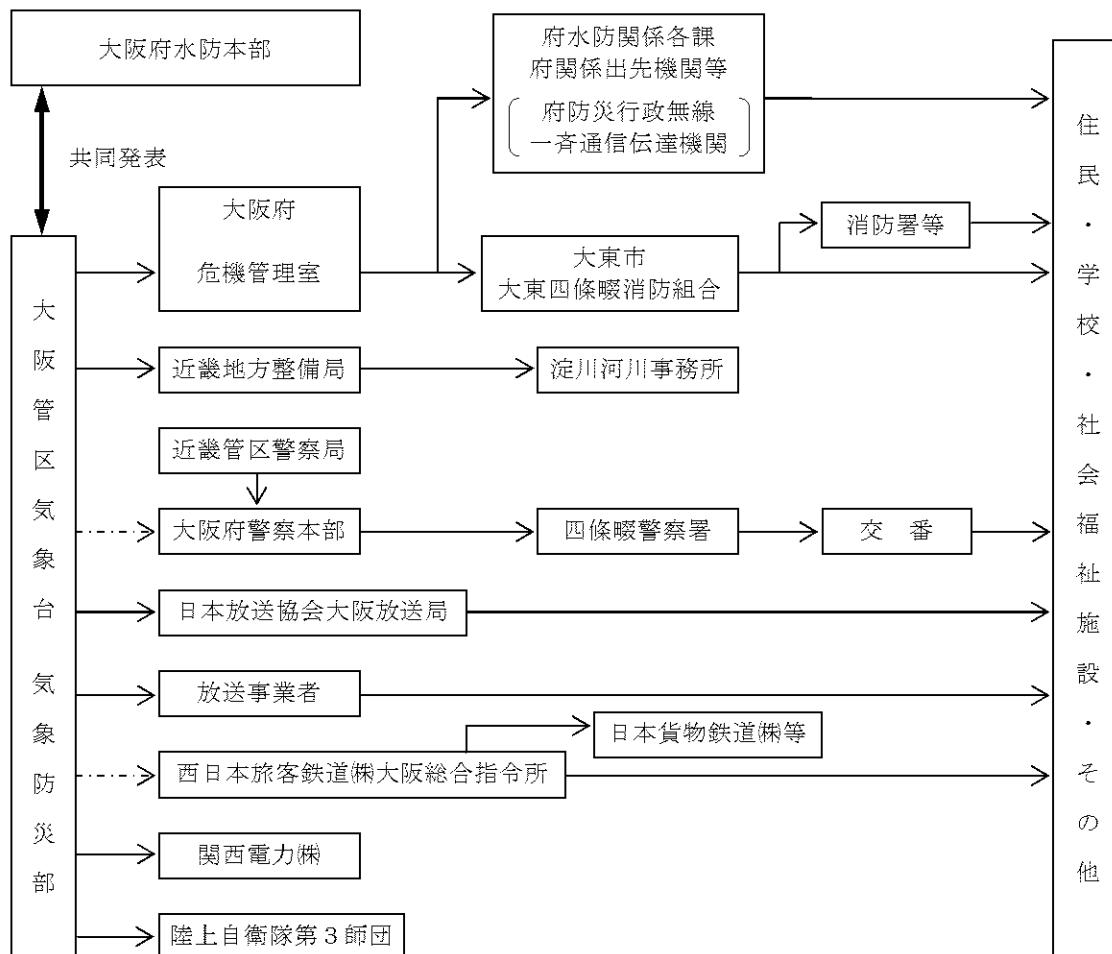
情報の種類	解説
土砂災害警戒準備情報	<ul style="list-style-type: none"> ・3時間後予測雨量で、土砂災害発生危険基準線を超過時に発表 ・避難の準備の目安
土砂災害警戒情報	<ul style="list-style-type: none"> ・2時間後予測雨量で、土砂災害発生危険基準線を超過し、かつ大阪管区気象台の土壤雨量指数が基準を超過した時に発表 ・市長が避難勧告等を発令する際の判断 ・市民の自主避難の目安

(4) 土砂災害警戒情報の留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではない。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。

(5) 土砂災害警戒情報の伝達経路



- 1 放送事業者とは、朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ株式会社、関西テレビ株式会社、株式会社エフエム大阪の5社である。
- 2 大阪管区気象台からの伝達経路で---→ 及び放送事業者の株式会社エフエム大阪は専用回線外である。

3. 異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれのある異常気象を発見したときは、次の方法によって措置する。

(1) 発見者の通報義務

異常現象を発見したものは、遅滞なく施設管理者、市長、警察官に通報しなければならない。通報を受けた警察官等は、その旨を速やかに市長に通報する。

(2) 市長の通報

通報を受けた市長は、必要に応じて大阪管区気象台、府（本庁関係課または出先機関）、関係機関及び四條畷警察署長に通報するとともに市民に対して周知徹底を図らなければならない。

(3) 異常現象の種類

ア 水害（河川、海岸、ため池等）

堤防の亀裂又は欠け・崩れ、堤防からの溢水、堤防の天端の亀裂又は沈下など

イ 土砂災害

(ア) 土石流

山鳴り、降雨時の川の水位の低下、川の流れの濁り及び流木の混在など

(イ) 地すべり

地面のひび割れ、沢や井戸水の濁り、斜面からの水の吹き出しなど

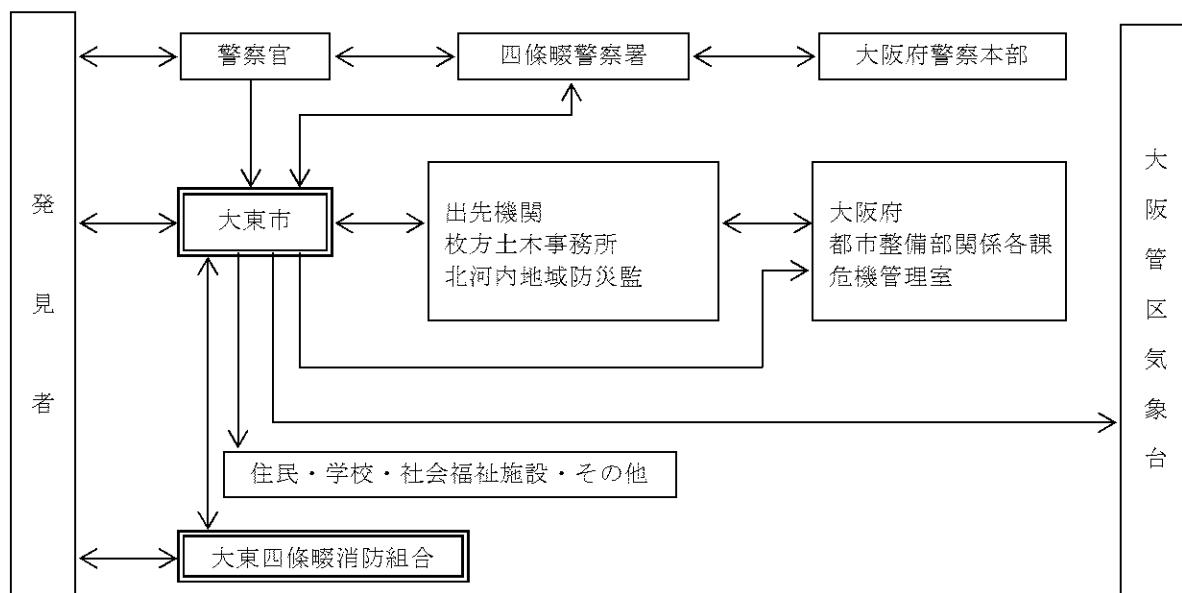
(ウ) がけ崩れ

わき水の濁り、がけの亀裂、小石の落下など

(エ) 山地災害

わき水の量の変化（増加又は枯渇）、山の斜面を水が走るなど

(4) 異常現象通報系統図



4. 市民への周知

- (1) 気象予警報等は、報道機関がテレビ・ラジオ等による報道を実施することによって周知される。また、竜巻注意情報（【目撃情報あり】）が発表された際には、市は多様な伝達手段を用いて遅滞無く住民に伝達する。
- (2) 市防災行政無線、広報車などを利用し、または状況に応じて自主防災組織等と連携して、住民に対して予警報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。
- 周知にあたっては、登録携帯へのメールや音声対応、テレビの文字放送等の情報システムを活用するほか、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等が連携して、避難行動要支援者に必要な情報が速やかに行き届くよう対応する。

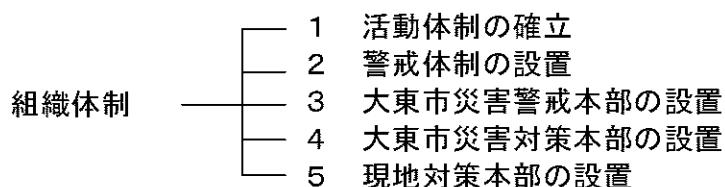
第2節 組織体制

市は、市域内に風雨による災害が発生した場合、迅速かつ的確に災害の防御、被害の軽減など災害応急対策活動を行うため、災害発生規模に応じた組織体制をとる。

【実施担当機関】

各部、関係機関

【対策の体系】



【対策の展開】

1. 活動体制の確立

(1) 参集の基準となる気象予警報

- ア 勤務時間内にあっては、気象予警報等が発表された場合、府内放送等によって配備体制を周知する。
- イ 勤務時間外にあっては、夜間緊急連絡要綱による参集指令を発するとともに、職員が自らテレビ・ラジオ等によって気象予警報等を収集し、該当する予警報の発表に基づいて参集する。
 - (ア) ウェザーニューズ（WN I）指標レベル2が発表された場合、警戒体制をとる。
 - (イ) 大雨警報、暴風警報、洪水警報のいずれかの警報が発表された場合、災害警戒本部を設置する。
 - (ウ) つぎの場合、災害対策本部を設置する。
 - a 中規模または大規模な災害が発生したとき、もしくは発生するおそれがある場合。
 - b 大阪府に大雨特別警報、暴風特別警報のいずれかが発表された場合。

〈風水害時の動員・配備〉

※住道新橋班、各ポンプ場班については各班で判断し出動する。状況により本部から要請する。

【警戒配備】

設置基準	参集対象	配備人数
WNI 指標（レベル2）に到達した時	応急対策部待機班1～4班のローテーションによる体制	14

【災害警戒本部：A号配備】

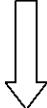
設置基準	参集対象	配備人数
①大雨警報・洪水警報・暴風警報のいずれかが発表された場合	統括部長または副部長	1
②WNI 指標（レベル3）に到達した時	応急対策部長または副部長	1
	水道対策部長または副部長	1
	統括班長または副班長	2
	統括班員	2
	広報班長または副班長	1
	広報班員	1
	総務班長または副班長	2
	総務班員	2
	情報班長または副班長	2
	情報班員	4
	現地指導班長または副班長	3
	現地指導班員	13
	資材調達班長または副班長	1
	資材調達班員	1
	住道新橋班員（班長・副班長含む）	8
	五軒堀ポンプ場班員（班長・副班長含む）	2
	錢屋川ポンプ場班員（班長・副班長含む）	2
	北部地区対策第〇班長または副班長（注）	1
	北部地区対策第〇班員（注）	2
	東部地区対策第〇班長または副班長（注）	1
	東部地区対策第〇班員（注）	2
	南部地区対策第〇班長または副班長（注）	1
	南部地区対策第〇班員（注）	2
	西部地区対策第〇班長または副班長（注）	1
	西部地区対策第〇班員（注）	2
	教育管理対策班員（班長・副班長含む）	3
	水道対策部 庶務班	1
	水道対策部 給水対策班	0
	水道対策部 施設対策班	2
	配置人数 計	67

(注) 各地区対策班について：各地区対策班は第一班から第三班のローテーションで出動するものとする。

【災害対策本部：B号配備】

設置基準	参集対象	配備人数
	全ての部長及び副部長	24
	統括部各対策班長及び副班長（全員）	15
	統括班員（全員）	31
	広報班員	5
	総務班員	5
	情報班員	5
	環境衛生班長及び副班長及び班員	5
	現地指導班長及び副班長（全員）	3
	現地指導班員（全員）	33
	資材調達班長及び副班長	1
	資材調達班員	2
	住道新橋班員（班長・副班長含む）	8
	五軒堀ポンプ場班員（班長・副班長含む）	2
	錢屋川ポンプ場班員（班長・副班長含む）	2
	各地区対策第一から第三班長及び全副班長（全員）	24
	北部地区対策第一から第三班員	15
	東部地区対策第一から第三班員	15
	南部地区対策第一から第三班員	15
	西部地区対策第一から第三班員	15
	教育管理対策班員（班長・副班長含む）	5
	水道対策部 庶務班	2
	水道対策部 給水対策班	2
	水道対策部 施設対策班	6
	議会災害対策部 庶務班長	1
	配置人數 計	241

※防災役職を兼務している場合は下位役職をカウントしない。



【災害対策本部：C号配備】

設置基準	参集対象	配備人数
下記を総合的に考慮し判断する。 ①中規模災害の発生が確認でき、大規模な災害発生の恐れがある場合 ②近隣市で大規模な被害が確認され、本市にも被害が及ぶと予測されるとき ③WNI 指標（レベル5）に達したとき ④大阪府に特別警報が発令されたとき	全職員	645

2. 警戒体制の設置

統括部長は、次の設置基準に該当する場合、警戒体制をとり、警戒配備をもって災害応急対策を実施する。

(1) 設置基準

大東市にウェザーニューズ（WN I）指標レベル2が発表された場合、警戒体制をとる。

(2) 動員基準

配備体制は、応急対策部待機班を中心とした警戒配備とする。

(3) 組織体制

災害対策本部体制に準じる。

(4) 警戒体制の対応事項

- ア 災害情報の収集及び伝達
- イ 災害危険箇所等の巡視及び警戒
- ウ 被害情報の把握
- エ 救助及び避難勧告の対策
- オ 関係機関との情報連絡及び調整
- カ 防災資機材の点検
- キ その他、必要な事項

(5) 解散基準

- ア ウェザーニューズ(WN I)指標レベル2が解除された場合
- イ 災害警戒本部が設置された場合
- ウ 当該災害に対する応急対策等の措置が終了した場合
- エ 災害が発生するおそれがなくなった場合
- オ その他応急対策部長が適当と認めた場合

(6) 設置及び解散の通知

待機班長は、警戒体制を設置または解散した場合、大阪府、関係機関にその旨を通知する。

3. 大東市災害警戒本部の設置

統括部長は、次の設置基準に該当する場合、災害警戒本部を設置し、A号配備をもって災害応急対策を実施する。

(1) 設置基準

大東市に大雨警報・洪水警報・暴風警報のいずれかが発表された場合またはウェザーニューズ（WN I）指標レベル3が発表された場合、災害対策本部の設置にいたらないと判断した場合に設置する。

(2) 動員基準

配備体制は、A号配備とし、状況の変化に応じてB号配備へ拡大する。（B号配備へ移

行した場合は災害対策本部を設置する)

配備人数については、その時の状況や予測される気象状況に応じて増員する。

(3) 組織体制

災害対策本部体制に準じる。

(4) 災害警戒本部の運営

統括部長は指揮者として災害警戒本部を運営し、応急対応のための災害対策要員（職員）の動員、配備を行う。

ア 班長は、参集後、状況判断によって所属対策部長と協議のうえ、職員を招集する。

イ 統括部情報班は、気象情報の収集にあたる。

(5) 災害警戒本部の対応事項

ア 災害情報の収集及び伝達

イ 災害危険箇所等の巡回及び警戒

ウ 被害情報の把握

エ 救助及び避難勧告の対策

オ 関係機関との情報連絡及び調整

カ 防災資機材の点検

キ その他、必要な事項

(6) 解散基準

ア 災害対策本部が設置された場合

イ 当該災害に対する応急対策等の措置が終了した場合

ウ 災害が発生するおそれがなくなった場合

エ その他統括部長が適当と認めた場合

(7) 設置及び解散の通知

統括部長は、災害警戒本部を設置または解散した場合、各部、大阪府、関係機関にその旨を通知する。

4. 大東市災害対策本部の設置

本部長（市長）は、次の設置基準に該当する場合、大東市災害対策本部（以下「本部」という。）を設置し、災害応急対策を実施する。

(1) 設置基準

ア 中規模または大規模な災害が発生したとき、もしくは発生するおそれがあると判断した場合に設置する。

イ 大東市に大雨特別警報、暴風特別警報のいずれかが発表された場合に設置する。

(2) 動員基準

配備体制は、本部会議または緊急対策会議を開催し、災害の状況によってC号配備を決定する。

(3) 組織体制

災害対策本部体制とする。

(4) 災害対策本部の設置場所

本部は、大東市役所西別館5階会議室に置く。ただし、当該施設が使用不可能と判断されるとき、または災害の規模その他の状況によって応急対策の推進を図るため必要があるときは、本部長の判断によって消防署4階屋内訓練場等に設置する。この場合は、各部、大阪府、関係機関、報道機関、市民等に設置場所の周知徹底を図る。

(5) 本部表示の掲示

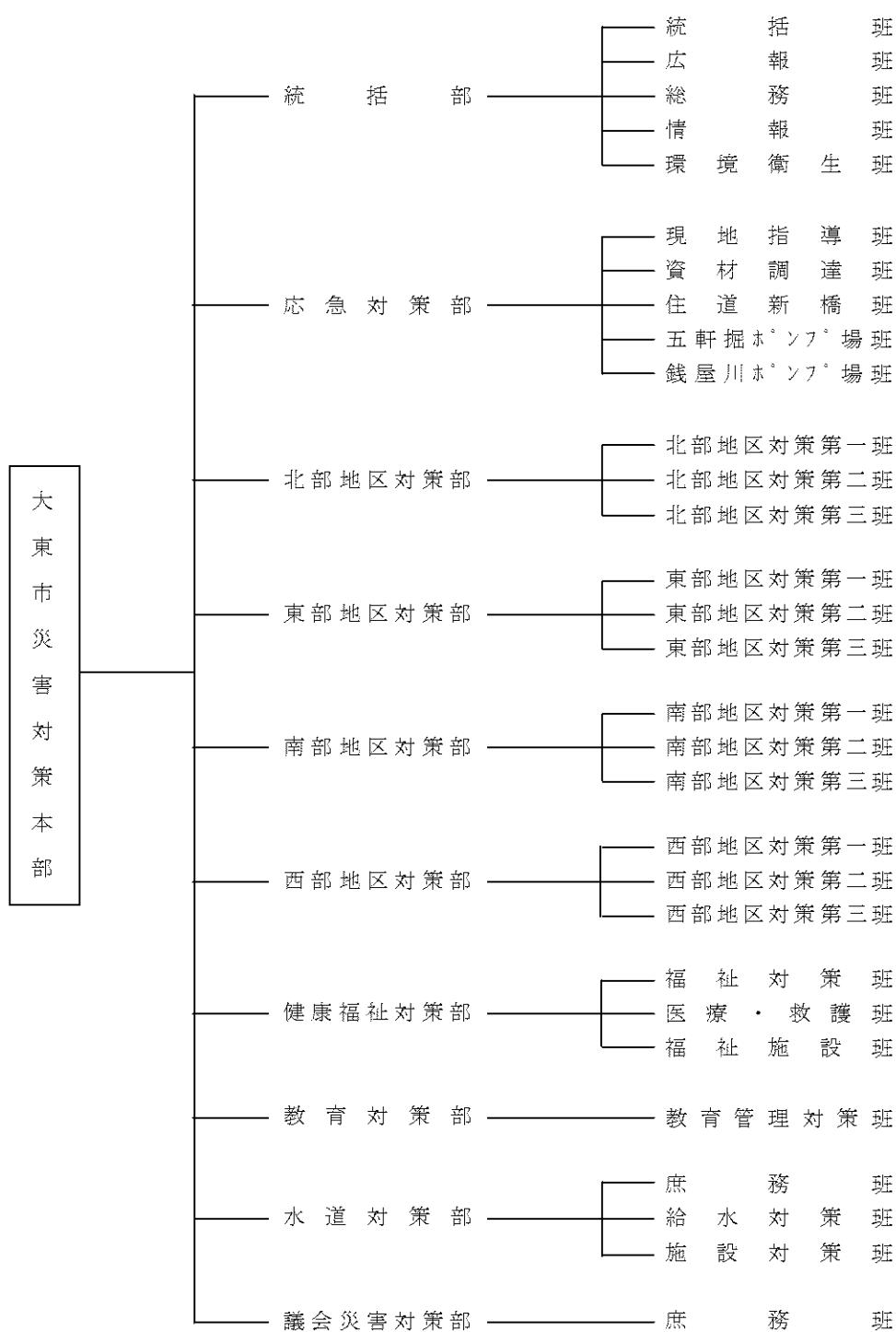
本部を設置した場合には、市役所正面玄関及び本部の入口等に「大東市災害対策本部」の標識、看板を設置する。

(6) 災害対策本部の組織

本部の組織は、次頁のとおりとする。なお、地区対策部は、市域を4ブロックに分け、ブロックごとに設置するが、災害の規模、被害の状況等によって適宜統廃合する。

【地域防災計画関係資料】付表29：各地区対策部の設置箇所及び担当区域一覧表…………… P471

〈大東市災害対策本部活動機構図〉



(7) 本部会議

災害対策本部会議は、災害に関する基本的事項を協議決定する。

ア 本部会議の構成

本部長（市長）、副本部長（副市長）、本部構成員（消防署長、消防団長、教育長、危機管理監）及び各部構成員（各対策部長）で構成する。

イ 職務・権限の代行

(ア) 災害対策本部の本部長は、市長があたり、市長が不在の場合は、副市長、教育長、危機管理監の順位で代行する。

(イ) 統括部、各対策部の部長及び班長の代行は、各部においてあらかじめ指名した副部長、副班長が行う。

ウ 協議決定事項

(ア) 災害応急対策に関すること。

(イ) 災害の復旧に関すること。

(ウ) 動員配備に関すること。

(エ) 避難所の開閉及び避難の勧告、指示の発令に関すること。

(オ) 各部・各班間の連絡調整事項の指示に関すること。

(カ) 災害救助法の適用申請に関すること。

(キ) 自衛隊災害派遣要請の依頼に関すること。

(ク) 国・大阪府及び関係機関との連絡調整に関すること。

(ケ) 他市町村への応援要請に関すること。

(コ) その他災害に関する重要な事項。

エ 開催場所

市役所西別館5階会議室で開催する。

(8) 緊急対策会議

緊急対策会議は、本部会議を招集する時間がない場合等に開催する。

ア 緊急対策会議の構成

市長、副市長、教育長、危機管理監、その他市長が必要と認める者で構成する。

イ 協議決定事項

(ア) 本部会議の招集に関すること。

(イ) 動員配備に関すること。

(ウ) その他応急対策に関すること。

(9) 防災会議の開催

市域において災害が発生し、各種の応急対策活動を実施するうえで必要のある場合は、

第1編 風水害応急対策

第1章 災害警戒期の活動

大東市防災会議を開催し、関係機関相互の連絡調整、情報の交換等を実施し、円滑な防災活動の実施に万全を期する。

(10) 廃止基準

- ア 災害発生のおそれが解消した場合
- イ 災害応急対策がおおむね完了した場合
- ウ その他本部長（市長）が適当と認めた場合

(11) 設置及び廃止の通知

本部長は、本部を設置または廃止した場合、各部、大阪府、関係機関、報道機関、市民等にその旨を通知する。

(12) 決定の通知

統括部統括班は、本部会議等の決定事項のうち必要と認める事項は、その都度、各関係機関に通知する。

また、統括部統括班は、災害対策要員（職員）に周知を要するものについては、府内放送等によって速やかに周知徹底を図るとともに、各部相互間の連絡調整を迅速に行う。

(13) 府との連携

府が現地災害対策本部を設置した場合は、この組織と連携を図るため、職員を連絡要員として派遣する。

(14) 事務分掌

災害対策本部の事務分掌は、次頁のとおりとする。

5. 現地災害対策本部の設置

災害対策本部長は、次の設置基準に該当する場合には、原則として災害地近接の公共的施設等に大東市現地災害対策本部を設置する。

(1) 設置基準

- ア 災害応急対策を局地的または重点的に推進する必要があるとき
- イ その他災害対策本部長が必要と認めたとき

(2) 廃止基準

災害対策本部長が認めたとき

(3) 動員基準

配備体制は、発災地を管轄する地区対策本部の各班をもって行う。

(4) 組織体制

- ア 現地災害対策本部長 (災害対策本部長が指名する者)
- イ 現地災害対策副本部長 (応急対策部長が指名する者)
- ウ 現地災害対策本部員 (地区対策部の部長以下の職員)

(5) 事務分掌

災害対策本部体制に準じる。

〈大東市災害対策本部の事務分掌〉

部 名	班 名	事務分掌
統括部	統括班	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部の設営に関すること ○防災活動の指揮に関すること ○災害対策本部会議の運営に関すること ○本部長等の指示事項を各対策部及び関係機関に連絡すること ○各部の配備人員の確認、応援要員の受け入れ、配置に関するこ ○各対策部への指示及び連絡調整に関するこ ○防災無線の統制に関するこ ○通信連絡計画の策定及び実施に関するこ
	広報班	<ul style="list-style-type: none"> ○本部長、副本部長の秘書に関するこ ○災害見舞いの受付、受領に関するこ ○本部長等の現地視察及び被災地の見舞いに関するこ ○被害状況の取材、記録に関するこ ○報道機関との連絡調整に関するこ ○気象状況、避難通告等市民への広報に関するこ
	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ○災害状況の集約・報告・統計に関するこ ○各部に配置する車両の管理に関するこ ○被害分布図等の資料作成に関するこ ○り災台帳の作成、り災証明書の発行及び発行に伴う調査に関するこ ○国、府、市、その他関係機関との連絡調整に関するこ ○応援要請、相互応援・協力の窓口に関するこ ○自衛隊の災害派遣の要請及び受け入れに関するこ ○災害救助法の適用申請に関するこ ○本部の庶務及び各部への配車に関するこ ○災害対策に従事する職員、他市町村の職員の福利厚生に関するこ ○義援金の受付、受領に関するこ ○災害見舞金、弔慰金の支給に関するこ ○災害時における本庁舎の維持管理の計画策定及びその実施に関するこ ○電気設備、空調設備及び車両等の保全に関するこ ○各対策部内の施設等の保全につき連絡調整及びその指導に関するこ ○防災活動に伴い発生した交通事故、人身事故等の処理及びその他、事故対策に関するこ ○職員の食糧等の調達に関するこ
	情報班	<ul style="list-style-type: none"> ○市民からの通報、問い合わせ、苦情の受付に関するこ ○気象通報、地震情報等情報の収集に関するこ ○被災市民の生活相談に関するこ
	環境衛生班	<ul style="list-style-type: none"> ○防疫情報の収集及び各関係機関との連絡調整に関するこ ○災害による伝染病予防のための薬剤散布に関するこ ○防疫医薬品及び防疫資機材の調達、配布及び当該物品の出納に関するこ ○災害による搬出された粗大ゴミ及び塵芥の処理に関するこ ○災害によって浸水した便槽の調査及びその汲取に関するこ ○避難所等における仮設トイレの設置 ○遺体の安置に関するこ ○その他環境衛生に関するこ

部 名	班 名	事務分掌
応急対策部 現地指導班	指導グループ	<ul style="list-style-type: none"> ○河川、橋梁、道路、公共施設、下水道、市有建物（含市営住宅）等の応急復旧につき、地区対策班との連絡調整を図り、応急復旧を請負にかける場合また高度な技術判断が必要な場合、その応急措置の技術指導にあたること ○交通規制等の実施につき、警察署と連絡をとり地区対策班に指示すること ○ポンプ、発電機の応急処置につき地区対策班と連絡調整のうえ配置の指導を行うこと ○仮設住宅の建設に関すること ○仮設住宅への入居、管理に関すること ○被災建築物等の危険度等の相談に関すること ○被災建築物等の解体撤去に関すること ○災害復旧建築についての行政指導に関すること ○土砂災害危険箇所に係る災害対策に関すること ○災害応急単価契約に基づく応援要請に関すること
	重点パトロール グループ	<ul style="list-style-type: none"> ○重点パトロール箇所のパトロールに関すること
	ポンプパトロール グループ	<ul style="list-style-type: none"> ○市内に設置しているポンプの点検に関すること
	土のうグループ	<ul style="list-style-type: none"> ○土のう要請に対する手配に関すること
応急対策部	資材調達班	<ul style="list-style-type: none"> ○応急復旧資機材の調達に関すること ○調達資機材につき、地区対策班との連絡調整に関すること ○災害復旧資機材の備蓄の管理に関すること
	住道新橋班	<ul style="list-style-type: none"> ○鉄扉及び可動橋の操作に関すること ○操作に伴う関係機関への連絡及び交通整理に関すること ○鉄扉及び可動橋の毎月1回試運転操作の実施に関すること
	五軒堀 ポンプ場班	<ul style="list-style-type: none"> ○水門、ポンプ及び除塵機の操作に関すること ○操作に伴う関係機関への連絡に関すること
	錢屋川 ポンプ場班	<ul style="list-style-type: none"> ○水門、ポンプ及び除塵機の操作に関すること ○操作に伴う関係機関への連絡に関すること

第1編 風水害応急対策

第1章 災害警戒期の活動

部 名	班 名	事務分掌
地区対策部	地区対策班	<ul style="list-style-type: none"> ○人畜、土地、家屋の被害状況を調査し、本部に報告すること ○担当地区の防災用資機材の調達、配布及び応急復旧資機材の出納に関すること ○担当地域内の常設防災設備の点検整備に関すること ○消防分団との連絡調整に関すること ○担当地域内の河川、橋梁、下水道、公共施設、市有建物（含市営住宅）等の応急復旧につき、応急対策部との連携を図り直営で行う応急復旧活動及び技術指導に関すること ○行方不明者の捜索及び収容に関すること ○被災建築物等の小規模な解体撤去に関すること ○避難計画の策定及び実施に際し、地区対策班との連絡調整に関すること ○担当地域内の被災者、避難者を避難場所に誘導、収容すること ○避難所の開設・秩序維持に関すること ○避難者の世話、救護に関すること ○避難救護活動の状況を本部に報告すること ○避難した通院患者の状況把握に関すること ○避難者及び防災従事者の食料、生活必需品、飲料水等の確保及び集約に関すること ○食料、生活必需品及び救援物資等の受領、配給に関すること ○避難所の資機材等の調達に関すること ○食料等、救援物資、資機材など全体的な物資の流れの把握に関すること ○救援物資の受付及び仕分けに関すること ○活動全般の連絡調整に関すること ○輸送計画の策定に関すること ○食料、生活必需品等及び救援物資、復旧資機材の輸送に関すること
	福祉対策班	<ul style="list-style-type: none"> ○避難対策部及び地区対策班と連携し、避難における要援護高齢者、障害者等の支援に関すること ○避難所における要援護高齢者、障害者等の援助に関すること ○ボランティアの受け入れ及び配置に関すること ○活動全般の連絡調整に関すること
健康福祉対策部	医療・救護班	<ul style="list-style-type: none"> ○医師会、歯科医師会及び薬剤師会への協力要請に関すること ○保健所との連絡調整に関すること ○衛生協力団体との連絡調整に関すること ○災害時における保健指導に関すること ○被災地域の検診に関すること ○救護医薬品の整備、確保、管理に関すること ○災害時における負傷者、急病人の治療に関すること ○避難所の巡回診療に関すること ○その他救護に関すること
	福祉施設班	<ul style="list-style-type: none"> ○施設利用者の避難救助と被災状況の調査に関すること ○施設の被害状況の調査に関すること ○施設の保全に関すること ○民間保育園等、民間施設との連絡調整に関すること ○災害に係る休園等の措置に関すること

部 名	班 名	事務分掌
教育対策部	教育管理対策班	<ul style="list-style-type: none"> ○園児、児童、生徒の避難救助と被災状況の調査に関すること ○児童生徒の避難誘導並びに収容に関すること ○災害に係る休校園等の措置に関すること ○施設の被害状況の調査に関すること ○施設の保全等に関すること ○収集した資料、調査事項及び被災状況について本部に報告すること
水道対策部	庶務班	<ul style="list-style-type: none"> ○対策会議の庶務に関すること ○情報、資料の収集、記録及び報告書の作成に関すること ○資機材調達に関すること ○タンク車等、車両の管理及び配車に関すること ○無線の通信に関すること ○その他他班に属さないこと
	給水対策班	<ul style="list-style-type: none"> ○応急給水に関すること ○情報、資料の収集、記録及び報告書の作成に関すること
	施設対策班	<ul style="list-style-type: none"> ○給配水管の応急復旧及び給配水の確保に関すること ○大東市指定管工事業協同組合との緊急連絡調整に関すること ○配水場の送配水調整に関すること ○送配水施設の応急復旧及び送配水の確保に関すること ○情報、資料の収集、記録及び報告書の作成に関すること
議会 災害対策部	庶務班	<ul style="list-style-type: none"> ○議員及び関係機関との連絡調整に関すること
各対策部 共通事項		<ul style="list-style-type: none"> ○出動職員の把握及び要員の確保に関すること ○発災直後の人命救助に関すること ○収集した資料及び調査事項の記録及び本部への報告に関すること

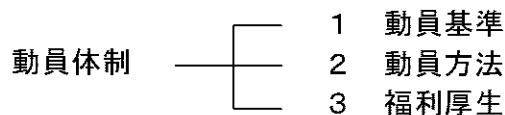
第3節 動員体制

市は、災害が発生した場合、または災害の発生が予想される場合は、災害の規模に応じて職員を動員配備する。

【実施担当機関】

各部、関係機関

【対策の体系】



【対策の展開】

1. 勤員基準

災害が発生するおそれのある場合、または災害が発生した場合、迅速かつ的確に災害対策活動が実施できるよう、気象予警報等の発表や災害の状況に応じて職員を動員配備する。

(1) 気象予警報等発表時

気象予警報等が発表された場合は、次に示すとおり職員の配備を行う。

- ア ウェザーニューズ（WN I）指標レベル2が発表された場合は、応急対策部待機班の職員を中心として警戒配備を行う。
- イ 大雨警報、暴風警報、洪水警報が発表された場合、またはウェザーニューズ（WN I）指標がレベル3に到達した場合、A号配備を行い、状況変化に応じてB号配備へ拡大する。
- ウ 中規模または大規模な災害が発生したとき、もしくは発生するおそれがある場合は、本部会議または緊急対策会議を開催し、災害の状況によってC号配備を決定する。
- エ 大雨特別警報、暴風特別警報が発表された場合は、C号配備とする。

(2) その他の場合

気象予警報等発表時以外に災害の発生するおそれがある場合、または災害が発生した場合、次に示すとおり職員の配備を行う。

- ア 本部会議または緊急対策会議にて動員配備を決定する。

2. 勤員方法

(1) 勤務時間内

ア 連絡体制

(ア) 統括部統括班及び広報班が連携して、配備体制について庁内放送等で周知する。

(イ) 電話、ファクシミリ等によって行う場合は、統括部各班が連携して実施する。

イ 活動体制への移行

伝達を受けた場合は、平常の勤務体制から各班を編成して直ちに災害応急活動体制に切り替える。

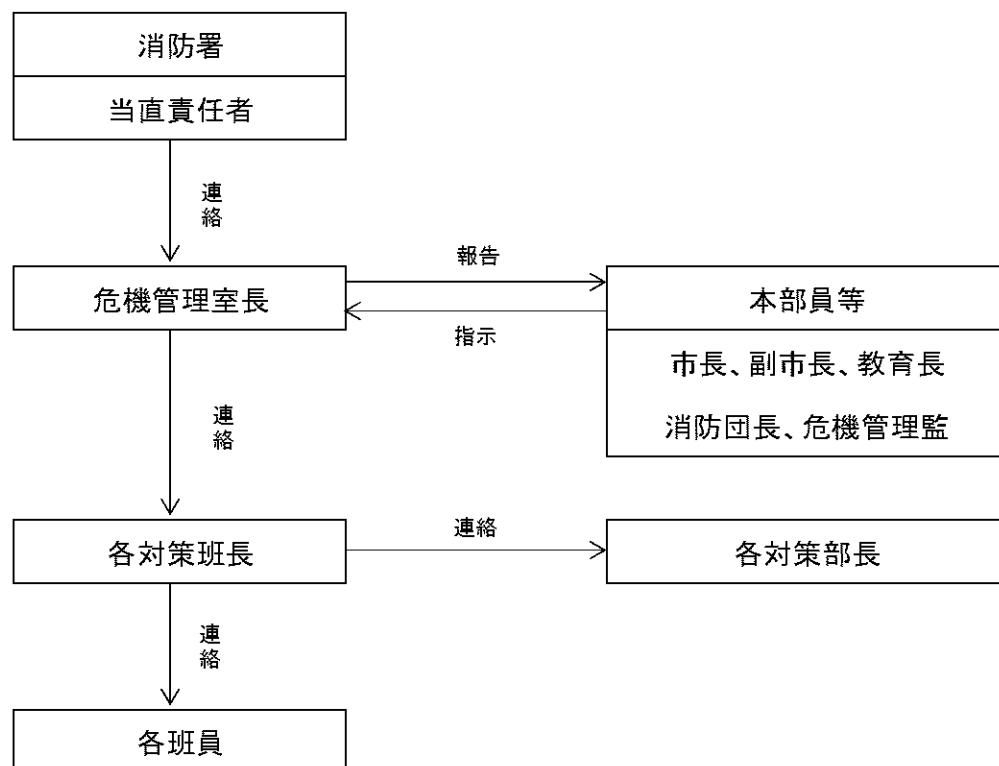
(2) 勤務時間外

ア 連絡体制

(ア) 参集対象職員は、テレビ、ラジオ等のメディアで、気象予警報等の発表を知った場合、または電話等で参集指令の連絡を受けた場合、直ちに配置場所に参集する。

(イ) 電話等による配備指令の伝達を行う場合の伝達系統は、次の系統によって行う。

〈夜間緊急連絡要領〉



イ 参集場所

職員の参集場所は、あらかじめ定められた場所とする。

(ア) 地区対策部以外の職員

参考指令を受けた場合、直ちにあらかじめ定められた場所に参集する。

(イ) 地区対策部の職員

地区対策部に所属する職員（近隣居住者を優先配置）は、指定の参集場所（地区対策部の設置箇所）へ参集する。

ウ 過渡的措置

大東四條畷消防組合は、職員が参集するまでの間、次の活動を行う。

(ア) 災害発生直後から被害状況の把握に努めるとともに、必要に応じて府及び関係機関等との連絡調整を行う。

(イ) 災害対策本部から本部設置の連絡があった場合、順次統括部総務班への引継を行う。

(3) 参集の報告

ア すべての職員は参集後、所属班長に参集を報告する。

イ 班長は、班員の参集状況を各対策部長に報告する。

ウ 各対策部長は、班ごとの参集状況を統括部統括班へ報告する。

(4) 人員の増強

ア 警戒配備の場合

待機班長は、災害対策活動遂行において、現状の人員で対応しがたいと判断される場合には、配備人員を増員するとともに、A号配備への切り替えを統括部統括班へ要請する。

イ A号配備の場合

各対策部長は、災害対策活動遂行において、現状の人員で対応しがたいと判断される場合には、各部内で配備人員を増員するとともに、B号配備への切り替えを要請し、その旨を統括部統括班へ報告する。

ウ C号配備の場合

各対策部長は、災害対策活動遂行において、部内の人員で対応しがたいと判断される場合には、応援を統括部統括班へ要請する。

統括部統括班は、速やかに各部の人員配備の確認を行い、可能な範囲において応援要員の派遣を行う。

(5) 動員対象から除外する職員

次に掲げるいずれかに該当する職員は、気象予警報発表時または災害発生直後の動員対象から除外する。これに該当する職員は、可能な限り速やかに所属班長に連絡し、以後の指示を受ける。ただし、参集を妨げる事態が収束でき次第、直ちに参集しなければならない。

- ア 公務のため管外出張中の場合
- イ 職員自身が療養中または災害の発生によって傷病の程度が重傷となるもの。
- ウ 同居する家族に高齢者、障害者、乳幼児等がおり、当該職員の介護や保護がなければ、その者の最低限の生活が維持できない場合
- エ その他事情によって特に所属班長がやむを得ないと認めた場合

3. 福利厚生

統括部総務班は、大規模な災害となった場合、災害対策に従事する職員の体力・知力・判断力持続のため、健康管理、勤務条件等を考慮し、活動の長期化に対処するとともに、他の市町村の職員等の受入れに際し、福利厚生の充実を図る。

(1) 宿泊及び仮眠施設等の確保

統括部総務班は、災害対策活動従事者の宿泊及び一時的な仮眠施設を公共施設、市営住宅の利用、民間宿泊施設等の随時借り上げによって確保・調整に努める。

(2) 食料等の調達

統括部総務班は、災害対策活動従事者への食料等を協定業者等から調達する。なお、配達については、被災者への救護物資及び給食等の配達と併せ、輸送の合理化を図る。

(3) 勤務状況の把握・管理

統括部統括班は、統括部総務班と協力して、災害対策活動従事者の勤務時間の把握・管理に努め、各部の事情に即し、適宜要員の交替等を行う。

第4節 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、大阪府内が関係地域の全部又は一部となつた場合、府、市町村をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、府の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

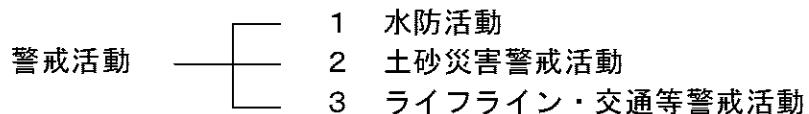
第5節 警戒活動

市及び関係機関は、災害の発生に備えるため、警戒活動を行うものとする。

【実施担当機関】

各部、関係機関

【対策の体系】



【対策の展開】

1. 水防活動

市及び関係機関は、台風や集中豪雨などにより水害の発生が予想される場合には、以下のように迅速に水防活動を実施する。

(1) 気象観測情報等の収集伝達

市及び関係機関は、連携して正確な気象情報を収集するとともに、河川やため池の水位状況等を把握し、状況に応じた警戒体制をとる。

ア 雨量

市は、市域の雨量情報等の正確な把握に努め、府水防本部へ報告する。

イ 河川・ため池水位

(ア) 水防管理者（市長）は、気象等の状況から洪水のおそれを察知したときは、観測した水位を所轄の現地指導班長（枚方土木事務所長、寝屋川水系改修工営所長）及び他の水防管理者へ通報する。

(イ) ため池管理者は、ため池水位が通報水位に達し、後に通報水位を下回るまで、関係する現地指導班長（中部農と緑の総合事務所長）及び水防管理者へ水位状況を通報する。

(2) 水防警報及び水防情報

国土交通大臣又は知事が指定する河川において、洪水による災害の発生が予想される場合、国土交通大臣又は知事は、水防活動を必要とする旨の警報を発令する（水防法第16条第1項）。

ア 近畿地方整備局が発表する水防警報

淀川において、洪水が生じるおそれがあると認められる場合は、淀川河川事務所長は、水防警報を発令し知事に通知し、知事は直ちに枚方土木事務所及び関係水防管理者（淀川左岸水防事務組合水防管理者）に報告する。

イ 知事が発令する水防警報

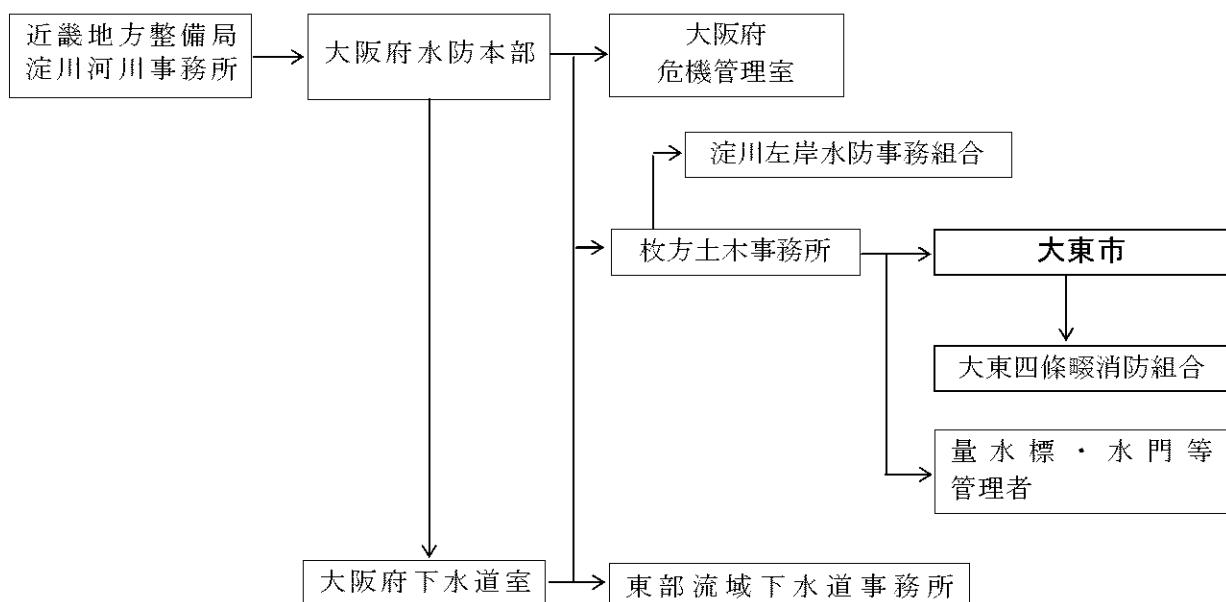
知事が指定する河川（寝屋川、恩智川）において、洪水が生じるおそれがあると認められる場合は、府現地指導班長（寝屋川水系改修工営所長）は、直ちに、水防警報を発令し、関係水防管理者（市長）に通知するとともに、府水防本部に通知する。

ウ 水防情報

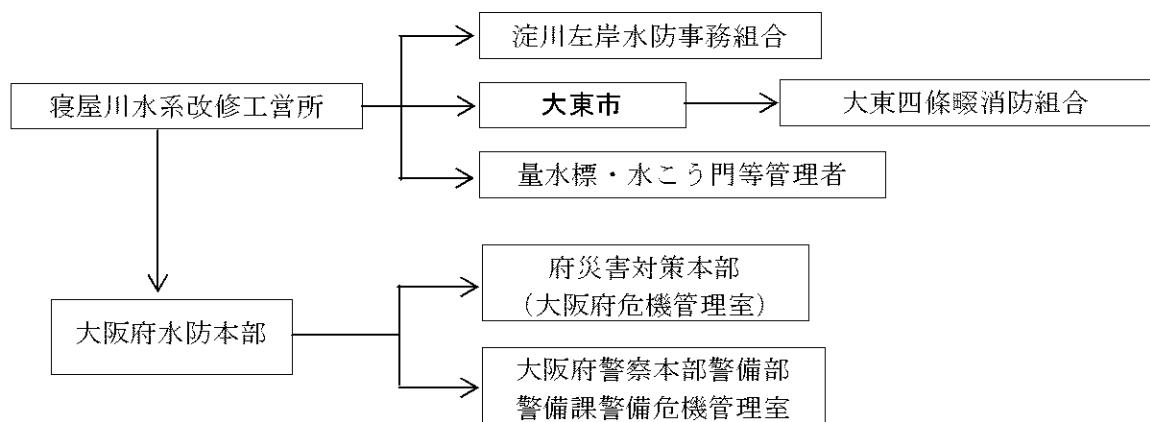
淀川河川事務所長は、水位の昇降、滯水時間、最高水位とその時刻等の水防活動に必要な事項を、適宜府水防本部長に通知し、府水防本部長は自ら掌握した情報もあわせて、関係水防管理者（淀川左岸水防事務組合水防管理者）に通知する。

エ 水防警報の伝達経路

（ア）近畿地方整備局が発表する水防警報



（イ）知事が発表する水防警報



オ 警報発表の時期

【水防警報発表の段階】

段階	種類	内容	発表時間
第1	待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないと、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認められるとき。
第2	準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により、必要と認められるとき。
第3	出動	1) 水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。 2) 出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川の状況を示し、その対応策を指示するもの	1) はん濫注意情報等により、または水位、流量その他の河川状況により、はん濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。 2) はん濫警戒情報等により、または既にはん濫注意水位（警戒水位）を越え、災害のおこるおそれがあるとき。
第4	解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	はん濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

【水防警報発表の時期】

発表者	近畿地方整備局 (淀川河川事務所長)	知事 (寝屋川水系改修工営所長)
河川名	淀川	寝屋川、恩智川
第1段階待機	氾濫注意水位（警戒水位）を超す約10時間前	
第2段階準備	氾濫注意水位（警戒水位）を超す約7時間前	水防団待機水位（通報水位）に達したとき（ただし、降雨が全く無く、感潮による影響のみの場合は別途判断する）
第3段階出動	氾濫注意水位（警戒水位）を超す約2時間前	① 気象状況で水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき ② 気象状況で水位が氾濫注意水位（警戒水位）に近づき、達するおそれがあるとき、あるいは、超えることが予想されるとき
第4段階解除	水位が氾濫注意水位（警戒水位）下になり水防活動を必要としなくなったとき	同左
準備解除	—	水防団待機水位（通報水位）を下回ったとき、又は、水防団待機水位（通報水位）を上回っている状況で大雨（洪水）注意報が解除されたとき

- ・近畿地方整備局は、水防警報のうち、「待機」と「準備」については、省略することがある。
- ・知事は、水防警報のうち、「待機」については省略する。
- ・知事は、水防警報のうち、「出動」については①を基本とするが、急激な水位上昇に対する備えとして②の段階での発表もある。
- ・知事は、水防警報のうち、「準備解除」については、「準備」を発表したものの、「出動」及び「解除」が発表されない場合のみ発表する。

(3) 水防活動

市及び淀川左岸水防事務組合は、近畿地方整備局と大阪府の管理河川も含めて、市域の水防の責任を有する。淀川左岸水防事務組合は、淀川についての水防の責任を有しており、淀川左岸水防事務組合規約に定める区域を所管する。

ア 配備体制

水防管理者（市長）は、予め具体的な配備体制を確立しておくものとする。

イ 出動準備

水防管理者は、次の場合、各対策部に対し出動準備をさせるものとする。

(ア) 河川又はため池の水位が水防団待機水位（通報水位）に達したとき。

(イ) 気象予報、洪水予報、水防警報等により洪水の危険が予測されるとき。

ウ 出動

水防管理者は、次の場合、直ちに災害対策本部等を設置し、各対策部を配備し、ため池管理者に対し出動の要請をする。

- (ア) 河川またはため池の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達したとき。もしくは、はん濫注意水位（警戒水位）に近づき、達するおそれがあるとき、あるいは超えることが予想されるとき。
- (イ) その他気象予報、洪水予報、水防警報等が発表され、出動を要すると認められるとき。

エ 市民に対する周知方法

統括部広報班及び関係各部は、水害が発生し、または発生するおそれが予想される場合、人心の動搖及び被害の拡大防止のため、特に必要がある場合は、水防管理者の指示に基づき市民に周知徹底する。

- (ア) サイレン信号の吹鳴
- (イ) 広報車の利用による広報
- (ウ) 携帯マイク等の利用による広報
- (エ) 防災行政無線放送による広報

オ 水防配備の解除

水防管理者は、水位がはん濫注意水位（警戒水位）以下となり、かつ、危険がなくなった場合、水防配備解除を命じ、これを一般に周知させるとともに、枚方土木事務所、寝屋川水系改修工営所に対してその旨を報告する。

(4) 監視及び警戒

ア 常時監視

- (ア) 水防法第9条に基づき水防管理者等は、本市域内の河川、堤防、ため池等に常時巡視員を設け、隨時区域内を巡視させ、災害対策上危険であると認められる箇所があるときは、枚方土木事務所、寝屋川水系改修工営所など当該河川等の管理者に連絡して、必要な措置を求めなければならない。

- (イ) ため池管理者は、前記(ア)に準じて水防上危険であると認められる箇所があるときは、水防管理者等に連絡し、必要な措置を求めなければならない。

イ 非常警戒

水防管理者は、出動命令を出したときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所、その他特に重要な箇所を中心として堤防を巡回する。

なお、その際、特に次の状態に注意し、異常を発見した場合は、直ちに枚方土木事務所、寝屋川水系改修工営所または大阪府農林水産部に報告するとともに水防作業を開始

する。

- (ア) 裏法の漏水または飽水による亀裂及び崩れ
- (イ) 表法で水当りの強い場所の亀裂または崩れ
- (ウ) 天端の亀裂または沈下
- (エ) 堤防のいっ水状況
- (オ) 橋門の両袖または底部からの漏水と扉のしまり具合
- (カ) 橋梁、その他構造物と堤防との取付部分の異常
- (キ) 取入口の閉塞状況
- (ク) 流域山崩れの状況
- (ケ) 流入水並びにその浮遊物の状態
- (コ) 余水吐及び放水路付近の状態
- (サ) 橋管の漏水による亀裂及び欠け崩れ

ウ 警戒区域の設定

- (ア) 水防法第21条（警戒区域）及び第24条（居住者等の水防義務）に基づき、水防管理者は、水防活動上必要があるときは警戒区域を設定し、無用の者の立入を禁止、もしくは制限し、あるいはその区域内の居住者、または水防現場にいる者を水防に従事させることができる。
- (イ) 水防法第22条に基づき水防管理者は、水防のため必要があると求めるときは、四條畷警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

【地域防災計画関係資料】 付表1：河川一覧表	P428
付表3：ため池一覧表	P433
付表26：大東市災害用備蓄物資一覧表	P467
付表29：各地区対策部の設置箇所及び担当区域一覧表	P471

2. 土砂災害警戒活動

豪雨、暴風雨によって土砂災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、適切な情報を収集・伝達するとともに、斜面判定士並びに府との連携によって、土砂災害危険箇所の巡視・点検を行う。

(1) 警戒活動の基準

警戒活動をとる基準は、次の雨量状況を基準とする。

- ア 土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所）・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

(ア) 第1次警戒体制

予測雨量で、土砂災害発生基準を超過時

【警戒活動】

- ・各危険箇所において防災パトロールを実施し、前兆現象の把握に努める。
- ・地元自主防災組織等に活動を要請する。
- ・必要に応じて、警戒区域の設定を行う。
- ・住民等に避難の準備を行うよう広報を行う。

(イ) 第2次警戒体制

土砂災害警戒情報を発表時

【警戒活動】

- ・市は適時・適切に、災害対策基本法に基づく避難勧告を行う。

イ 山地災害危険地区、宅地造成工事規制区域

アを参考に警戒活動を開始する。

※土砂災害警戒情報

大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村を特定し、大阪府と大阪管区気象台が共同して発表する情報である。

なお、発表は、気象台の短時間降雨予測に基づき、大阪府の土砂災害発生基準雨量及び気象台の土壤雨量指数が基準を超過することが見込まれる場合、該当市町村に発表される。

※土砂災害発生基準雨量

過去に当該地域で土砂災害をもたらした累積雨量の下限値であり、土砂災害発生の目安となる。

※土壤雨量指数

土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壤中に貯まっている状態を示す指数。「これまでに降った雨」と「今後数時間に降ると予想される雨」をもとに、全国くまなく5km四方の領域ごとに算出する。

(2) 斜面判定制度の活用

必要に応じて、N P O法人大阪府砂防ボランティア協会等との連携によって、斜面判定士による土砂災害危険箇所の巡視・点検を行う。

(3) 情報交換の徹底

府、他の市町及び関係団体と、気象観測情報等の交換に努める。

【地域防災計画関係資料】付表4：土石流危険渓流一覧表	P434
付表5：急傾斜地崩壊危険区域等一覧表	P435

付表7：災害危険区域一覧表	P438
付表8：山地災害危険地区一覧表	P439

3. ライフライン・交通等警戒活動

ライフライン・交通に関わる事業者は、豪雨、暴風雨によって起こる災害に備え警戒活動を行うとともに、施設の機能確保に努める。

(1) ライフライン事業者

気象情報等の収集に努め、必要に応じて警備警戒体制をとる。

ア 上水道・下水道

(ア) 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）

(イ) 応急対策用資機材の確保

イ 電力（関西電力株式会社）

(ア) 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）

(イ) 応急対策用資機材の確保

ウ ガス（大阪ガス株式会社）

(ア) 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）

(イ) 応急対策用資機材の点検、整備、確保

(ウ) ガス製造設備、主要供給路線、橋梁架管、浸水のおそれのある地下マンホール内整圧器等の巡回点検

エ 電気通信（西日本電信電話株式会社）

(ア) 情報連絡用回線の作成及び情報連絡員の配置

(イ) 異常事態の発生に備えた監視要員または防災上必要な要員の配置

(ウ) 重要回線、設備の把握、各種措置計画の点検

(エ) 災害対策用機器の点検、出動準備または非常配置及び電源設備に対する必要な措置の実施

(オ) 防災対策用資機材及び工事用車両の準備

(カ) 電気通信設備等に対する必要な防護措置の実施

(キ) その他安全上必要な措置の実施

(2) 交通施設管理者

気象情報等の収集に努め、必要に応じ警備警戒体制をとるとともに、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため、適切な措置を講じる。

第1編 風水害応急対策

第1章 災害警戒期の活動

ア 鉄道施設（西日本旅客鉄道株式会社）

- (ア) 定められた基準に従い、列車の緊急停止、運転の見合わせまたは速度制限を行う。
- (イ) 適切な車内放送、駅構内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。

イ 道路施設（市、府、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社）

- (ア) 定められた基準に従い、通行の禁止、制限または速度規制を行う。
- (イ) 交通の混乱を防止するため、迂回、誘導等適切な措置を講じる。

(3) 乗合旅客自動車運送事業者（近鉄バス株式会社、京阪バス株式会社）

- ア あらかじめ定めた基準により、バス運行の停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。
- イ バス路線の道路状況を速やかに把握するとともに、市及び関係機関にその状況を報告し、交通規制等に関する指示を求める。

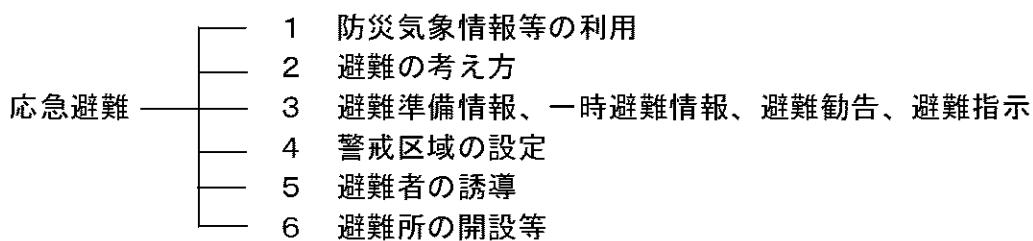
第6節 応急避難

市及び関係機関は相互に連携し、災害から市民の安全を確保するため、避難準備情報、避難勧告・指示、誘導等必要な措置を講じる。その際、市は、自らが定める「避難行動要支援者支援プラン」等に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。

【実施担当機関】

統括部、地区対策部、健康福祉対策部、関係機関

【対策の体系】



【対策の展開】

1. 防災気象情報等の利用

(1) 気象庁が提供する雨に関する主な防災気象情報

目的	種類	発表間隔	特徴
気象状況の監視	気象レーダー	5分ごと	半径300～400kmの範囲内の雨や雪を観測
	アメダス	1時間ごと	設置された雨量計の観測値
	解析雨量	30分ごと	レーダー、アメダス等の雨量計を組み合わせて降水量分布を1km四方の細かさで解析
気象状況の予報	大雨警報・注意報	随時	市町村単位で発表される 随時発表される
	天気予報	1日3回	発表単位は大阪府
	降水短時間予報	30分ごと	6時間先までの各1時間降水量を1km四方の細かさで予測
	降水ナウキャスト	5分ごと	1時間先までの5分ごとの降水の強さを1km四方の細かさで予測

※実況雨量は「気象レーダー」及び「解析雨量」を、1時間先までの予測は「降水ナウキャスト」を、1時間先から6時間先までは「降水短時間予報」を確認する。

(2) 防災情報提供システム

気象庁では、発表されている防災気象情報を市の防災担当者がわかりやすく見ることができるよう、防災情報提供システムによるインターネットの専用ページを設けており、一般閲覧より詳細な情報が利用できる。

(3) ホットライン

大阪管区気象台は、地域の災害特性、気象特性等を踏まえつつ、最新の気象状況や気象の見通しなどを、市とのホットラインにより解説することで、市の避難勧告等の判断を支援する。

2. 避難の考え方

大雨時の適切な避難行動は、切迫する危険を回避するための行動を基本とし、状況に即して、適切な避難の時期や方法、避難する場所を選択する必要がある。

大雨時の避難に当たっては、①被害発生予想が可能となるような情報収集（防災気象情報等）、②地域特性に応じた早期避難に努めるとともに、③冠水時等の屋外移動の回避、④垂直避難などに留意し、適切な行動を選択し実施する。

このため、避難行動は、命を守るための「緊急的な行動」と「一定期間仮の避難生活をおくる行動」の2つに分類する。

安全確保行動の分類

避難行動の視点	避難行動	具体的な行動例
緊急的な行動	退避	自宅などの居場所や安全を確保できる場所に留まる
	垂直移動	屋内の2階以上の安全を確保できる高さに移動する
	水平移動（一時的）	その場を立ち退いて、近隣の安全を確保できる場所に一時的に移動する
仮の避難生活をおくる行動	水平移動（長期的）	住居地と異なる避難先などで一定期間仮の避難生活をおくる

出典：災害時の避難に関する専門調査会報告（平成24年3月 中央防災会議）

3. 避難準備情報、一時避難情報、避難勧告、避難指示

市民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、「大阪府版避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成19年11月）を踏まえて作成した「大東市避難勧告等の判断・伝達マニュアル（水害編）、（土砂災害編）」に則して避難準備情報、一時避難情報、避難勧告、避難指示（以下、「避難勧告等」という。）を出す。

	発令時の状況	市民に求める行動
避難準備情報	・災害発生の可能性が予想される状況	・家族との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始 ・避難支援者は、支援行動のための準備を開始
一時避難情報	・避難行動を開始しなければならない段階であるが、予想される災害が、自宅内や近隣の、より安全な場所への一時避難で、住民の安全が確保される程度の場合	・自宅内の高所など、人的被害を避けることができる場所へ一時的に自主避難を開始 ・避難行動要支援者等を必要最小限度の移動で安全な場所へ避難させるため、避難支援者は支援行動を開始
避難勧告	・避難行動を開始しなければならない段階であり、予想される災害が、指定された避難所への立ち退き避難が必要となる程度の場合	・指定された避難所への避難行動を開始 ・避難行動要支援者等を指定された避難所へ避難させるため、避難支援者は支援行動を開始
避難指示	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断される状況 ・堤防の隣接地、斜面の直下等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況 ・人的被害が発生した状況	・避難勧告等の発令後、避難中の住民は、周囲の状況を確認しながら避難行動を速やかに完了 ・未だ避難していない対象住民は、避難行動に速やかに移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動を開始

(1) 避難準備情報、一時避難情報

市長は、避難準備情報、一時避難情報を発令・伝達する。

ア 避難準備情報

市長は、避難の準備を求める場合及び避難支援者に支援行動の準備を求める場合に避難準備情報を出す。

イ 一時避難情報

市長は、早めの避難は空振りとなることが多いことと避難行動要支援者は移動に時間を要することを踏まえ、指定の避難所ではなく、自宅内の高所や斜面から離れた場所、近隣の安全な場所等への一時的な移動のための自主避難や避難支援の開始を求める場合に、一時避難情報を出す。

(2) 避難勧告、避難指示

市民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための勧告・指示を行う。

実施者	災害の種類	要件	根拠
市長 (勧告・指示)	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法 第60条第1項
市長 (「屋内での待避等の安全確保措置」の指示)	災害全般	避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき	災害対策基本法 第60条第3項
知事 (勧告・指示)	災害全般	市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、市長が実施すべき措置の全部又は一部を代行する。	災害対策基本法 第60条第6項
警察官 (指示)	災害全般	市長が避難のための立ち退き指示をすることができないと認めるとき、又は、市長から要求があったとき	災害対策基本法 第61条第1項
		人命若しくは身体に危険を及ぼし、また財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合で、特に急を要するとき	警察官職務執行法 第4条第1項
知事、 その命を受けた 職員 又は 水防管理者 (指示)	洪水	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法 第29条
知事、 その命を受けた 職員 (指示)	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法 第25条
災害派遣を 命じられた部隊の 自衛官 (指示)	災害全般	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合	自衛隊法 第94条第1項

(3) 避難勧告等の実施要領

避難勧告等にあたっては、避難勧告等が出された地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系）、広報車、緊急速報メール（NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク）などにより周知徹底を図る。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、勧告又は指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

市長は、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要が

あるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。

ア 避難準備情報

区分	基 準 及 び 方 法
条 件	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては、避難の勧告、指示等を実施する必要が予想される場合 ・河川及びため池で警戒水位に達するなど洪水により被害が発生するおそれがある場合 ・予測雨量で土砂災害発生基準を超過した場合 ・土砂災害の前兆現象が確認された場合 <p>※詳細は大東市避難勧告等の判断・伝達マニュアル（水害編）、（土砂災害編）に定める。</p>
主 旨	危険が予想される地域の市民に事態の周知を図り、避難するための準備を勧告する。 避難行動要支援者等に対する避難支援者は支援行動の準備を開始する。
伝達内容	発表者、危険予想地域、避難準備すべき理由、避難に際しての携帯品、避難方法
伝達方法	広報車による伝達、防災行政無線、その他必要に応じてテレビ放送、ラジオ放送を併用する。周知にあたっては、避難行動要支援者等に配慮したものとする。

イ 一時避難情報

区分	基 準 及 び 方 法
条 件	<p>避難行動を開始しなければならない段階であるが、予想される災害が、自宅内や近隣の、より安全な場所への一時避難で、住民の安全が確保される程度の場合</p> <p>※詳細は大東市避難勧告等の判断・伝達マニュアル（水害編）、（土砂災害編）に定める。</p>
主 旨	自宅内の高所など、人的被害を避けることができる場所へ一時的に自主避難を開始 避難行動要支援者等に対する避難支援者は支援行動を開始する。
伝達内容	発表者、危険予想地域、避難すべき理由、避難先、避難方法
伝達方法	広報車による伝達、防災行政無線、その他必要に応じてテレビ放送、ラジオ放送を併用する。周知にあたっては、避難行動要支援者等に配慮したものとする。

ウ 避難勧告

区分	基 準 及 び 方 法
条 件	<ul style="list-style-type: none"> ・河川が警戒水位を突破し、洪水のおそれがあるとき ・河川の上流地域が水害を受け、下流地域に危険が切迫しているとき ・ため池の決壊等のおそれがあり、危険が切迫しているとき ・土砂災害のおそれがあり、危険が切迫しているとき ・火災の拡大及び爆発等のおそれがあるとき ・その他住民の生命、身体を災害から保護するため必要と認めるとき ・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・土砂災害の前兆現象が確認された場合 <p>※詳細は大東市避難勧告等の判断・伝達マニュアル（水害編）、（土砂災害編）に定める。</p>
主 旨	危険が予想される地域の市民に事態の周知を図り、避難を勧告する。
伝達内容	勧告者、危険予想地域、避難先、避難に至る経路
伝達方法	広報車による伝達、防災行政無線、その他必要に応じてテレビ放送、ラジオ放送、口頭による伝達を併用する。周知にあたっては、避難行動要支援者等に配慮したものとする。

エ 避難指示

区分	基 準 及 び 方 法
条 件	<ul style="list-style-type: none"> ・状況が悪化し、避難すべき時期が切迫した場合、または現に災害が発生し、その現場に残留者がいる場合 ・周辺で土砂災害が発生した場合 ・土砂災害の前兆現象が確認された場合 ・実況雨量で、土砂災害発生基準を超過した場合 <p>※詳細は大東市避難勧告等の判断・伝達マニュアル（水害編）、（土砂災害編）に定める。</p>
主 旨	危険が予想される地域の市民に事態の周知を図り、避難を指示する。
伝達内容	指示者、危険予想地域、避難先、避難に至る経路
伝達方法	テレビ放送、ラジオ放送、防災行政無線、口頭伝達、サイレン（水防第4号信号）※を併用する。周知にあたっては、避難行動要支援者等に配慮したものとする。

————休止———— 休止————
 ※サイレン（水防第4信号） 1分 5秒 1分 5秒 1分

(4) 避難勧告または指示の連絡

ア 市長が避難勧告または指示を行った場合

市長は、避難勧告または指示を行った場合は、知事へ通知するとともに、関係機関へ通知する。解除する場合も同様とする。

イ 市長以外が避難勧告または指示を行った場合

市長以外（警察官、自衛官、水防管理者、知事またはその命を受けた職員）が避難勧告または指示を行った場合は、直ちに統括部情報班に報告し、市長は上記に準じて関係機関へ連絡する。

4. 警戒区域の設定

住民の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限、もしくは禁止し、または当該区域からの退去を命じる。

(1) 警戒区域の設定

災害が発生し、またはまさに災害が発生しようとしている場合において、住民の生命または身体に対する危険を防止する必要があると認める場合は、警戒区域を次の要領で設定する。なお、府への報告は、避難の措置及びその解除に準じて行う。

ア 市長は、その職権によって警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する以外の者に対して当該区域への立ち入りを禁止し、または当該区域からの退去を命じる。ただし、危険が切迫し市長が発令するいとまない場合は、応急対策部現地指導班、その他の関係部

長が実施する。この場合、事後直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

イ 警察官は、前期の職員が現場にいない場合、またはこれらの者から要求があった場合は、この職権を代行することができる。この場合、事後直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

ウ 警戒区域の設定に必要な措置は、応急対策部現地指導班、地区対策部、その他関係部が連携し、四條畷警察署等の協力を得て実施する。

警戒区域の設定権者は、次のとおりとする。

設定権者	種類	要件（内容）	根拠法令
市長	災害全般	市長は、住民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定する。	災害対策基本法第63条第1項
知事	災害全般	知事は、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは市長が実施すべきこの災害応急対策の全部又は一部を代行する。	災害対策基本法第73条第1項
警察官	災害全般	警察官は、市長（権限の委託を受けた市の職員を含む）が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは警戒区域を設定する。	災害対策基本法第63条第2項
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他市長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。	災害対策基本法第63条第3項
消防吏員 又は 消防団員	災害全般 (水災を除く)	消防吏員又は消防団員は、火災や他の災害（ただし、水災を除く）の現場において、消防警戒区域を設定する。	消防法第28条第1項、第36条第8項
警察官	災害全般 (水災を除く)	消防吏員又は消防団員が火災や他の災害（ただし、水災を除く）の現場にいないとき又は消防職員又は消防団員の要求があったときは消防警戒区域の設定等を行う。	消防法第28条第2項、第36条第8項
消防長 又は 消防署長	火災	ガス、火薬又は、危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば、人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定する。	消防法第23条の2第1項
警察署長	火災	消防長若しくは消防署長又はその委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいない場合、又は消防長若しくは消防署長から要求があった場合は火災警戒区域を設定する。	消防法第23条の2第2項
水防団長 水防団員 若しくは 消防機関に属する者	洪水	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定する。	水防法第21条第1項
警察官	洪水	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは警戒区域の設定等を行う。	水防法第21条第2項

(2) 規制の実施

ア 市長は、警戒区域の設定について警察署長等関係者との連絡調整を行う。

- イ 市長は、警戒区域を設定した場合、警察署長に協力を要請して警戒区域から退去、または立入禁止の措置をとる。
- ウ 市長は、警察、消防、自主防災組織等の協力を得て、住民の退去を確認するとともに、防犯、防火の警戒を行う。

(3) 警戒区域の解除

災害に伴う危険が解消したと認められる場合、避難勧告・指示の伝達と同様に、速やかに警戒区域の解除を指示する。

5. 避難者の誘導

(1) 避難にあたっての留意点

- 避難にあたっては、次の事項を周知徹底する。
 - ア 避難に際しては、必ず火気、危険物等の始末を完全にするとともに家屋の補強、家財の整理をしておくこと。
 - イ 会社、工場等にあっては、浸水その他の被害による油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を講じること。
 - ウ 避難者は、貴重品、2食程度の食料、水及び肌着、着替等必要最小限度の身回り品のほか必要に応じ防寒雨具、照明具を携行し、過重な携行品及び避難後調達できるものは除外すること。
 - エ 頭をヘルメット等で保護し、できれば氏名票（氏名、住所、本籍、年齢、血液型を記入したもので水に濡れてもよいもの）を肌に携行すること。

(2) 避難順位

緊急避難の必要のある地域から行い、通常の場合は、次の順位による。なお、事前に登録された名簿をもとに、災害対策本部と地域の自主防災組織が連携して避難行動要支援者等の安否の確認を行い、避難など適切な支援を行う。

- ア 高齢者、乳幼児、傷病人、障害者、妊産婦等の避難行動要支援者及びこれらに必要な支援者
- イ ア以外の市民
- ウ 防災義務者

(3) 避難行動要支援者への配慮

避難行動要支援者の避難誘導にあたっては、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示や避難勧告を実施する。

(4) 避難者の誘導方法

- ア 地区対策部は、避難誘導に際し、四條畷警察署の協力を得るとともに、自主防災組織

や自治会、赤十字奉仕団等の住民組織と連携して、できるだけ集団避難を行う。

避難行動要支援者の避難にあたっては、避難行動要支援者名簿に基づき、自主防災組織を中心に地域団体等と連携しながら、速やかに避難行動要支援者の安否確認を行うとともに、被災状況を把握する。また、被災により援護の必要な避難行動要支援者の迅速な発見、保護に努める。

なお、府が示す「避難行動要支援者支援プラン作成指針」に基づく「避難行動要支援者支援プラン」の作成後は、これに則した対応とする。

イ 最も安全な避難経路をあらかじめ指示する。

ウ 避難経路途中に危険な箇所があるときは、明確な標示を行い避難に際しあらかじめ伝達する。

エ 特に危険な箇所については、誘導員を配置し避難中の事故防止に万全を期する。

オ 夜間においては、照明器具携行の誘導員を配置するとともに可能な限り、投光機、照明器具を使用し、避難方向を照射する。

カ 最悪の場合は誘導ロープによって安全を確保する。

キ 誘導員は出発、到着の際等適宜人員の点検を行い、途中の事故防止を図る。

ク 避難開始とともに警察官、消防署員等と協議し、警戒区域を設定して危険防止その他必要な警戒連絡を行う。

ケ 避難所が遠い場合等必要に応じ適宜車両による輸送を行う。

(5) 避難路の安全確保

避難路が緊急交通路と重複している場合は、避難者の交通安全に十分配慮して、避難誘導を実施する。

(6) 防災上重要な施設の避難

病院、老人ホーム、学校、興行場など多人数が、勤務または出入りする施設の管理者は、あらかじめ定めた避難計画に従い、避難誘導を行う。

(7) 避難の確認

避難の勧告、指示を行った地域については、避難終了後直ちに警察官等の協力を得て巡回を行い、避難の遅れた者等の有無を確認するとともに避難の勧告、指示に従わない者について説得に努める。

(8) 避難の解除

災害に伴う危険が解消したと認められる場合、避難勧告・指示の伝達と同様に、速やかに避難の解除を指示し、その旨を公示する。

【地域防災計画関係資料】 付表16：緊急交通路一覧表	P453
付図2：緊急輸送関係及び防災拠点位置図	P455
付表21：避難路一覧表	P459
付図3：一時避難場所、広域避難場所及び避難路位置図	P460

6. 避難所の開設等

市長は、災害から住民の安全を確保するため避難勧告・指示を行った場合または避難を求める住民がいる場合、その状況に応じて安全な避難所を指定し、市民に周知する。

避難所を指定した場合は、速やかに各地区対策部の職員を派遣し、避難所を開設する。

ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とすることができる。

なお、寝屋川、恩智川の氾濫の危険性がある場合は、ハザードマップを活用または参考として避難所の指定・開設等を行う。

【地域防災計画関係資料】 付表22：指定避難所一覧表	P461
付図4：避難所位置図	P463

第2章 災害発生後の活動

第1節 情報の収集・伝達

市は、災害発生後、関係機関と相互に連携協力し、直ちに被害状況の把握及び応急対策の実施のため、情報収集及び伝達活動を行う。また、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、生存情報などの重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリアージを行い、適切な応急対策を実施する。

【実施担当機関】

各部、関係機関

【対策の体系】



【対策の展開】

1. 気象予警報等の収集・伝達

気象予警報等が発表された場合は、統括部情報班が災害発生前から継続して気象情報等の収集を行う。

2. 被害情報の収集・伝達

統括部総務班は、収集した被害情報の有効かつ適切な利用を図るため、伝達系統に従い、各部及び関係機関に迅速かつ的確に伝達する。

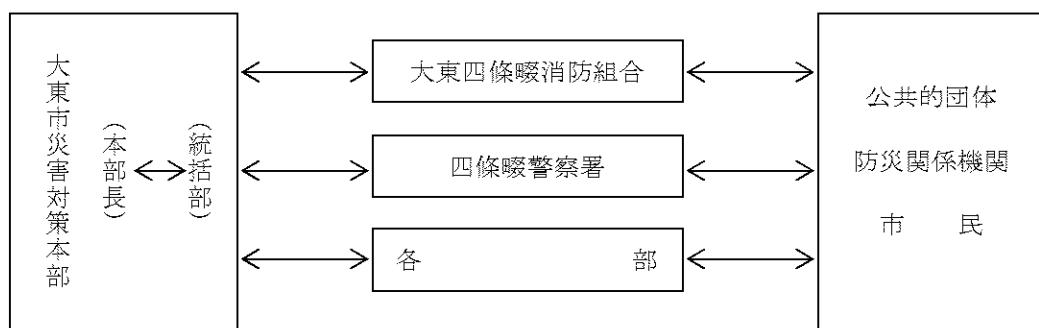
(1) 収集・伝達方法

次に示す手段を活用して情報を収集・伝達する。

- ア 防災行政無線
- イ 電話、携帯電話、ファクシミリ等の通信手段
- ウ バイク、自転車等を用いた伝令

(2) 情報の収集・伝達系統

情報の収集・伝達は、次の系統によって行う。



3. 被害情報の把握

統括部総務班は、災害発生後の被害状況を迅速かつ的確に把握する。

(1) 被害地域、被害規模等の把握

次の情報により、被害のある地域、被害の規模等の把握に努めるとともに、府をはじめ関係機関へ速やかに伝達する。

- ア 消防機関への通報状況
- イ 四條畷警察署からの情報（通報状況等）
- ウ 防災関係機関からの情報
- エ 自主防災組織、住民等からの情報
- オ 各出先機関及び災害現地に派遣した職員からの情報
- カ 庁舎周辺の状況
- キ その他

(2) 被害の種別ごとの把握

- ア 災害発生後、直ちに収集すべき主な情報
 - (ア) 火災発生状況
 - (イ) 避難の必要性の有無及びその状況
 - (ウ) 主要な道路、橋梁、信号機等の被災状況及び交通渋滞情報等
 - (エ) 救急・救助の必要性の有無及びその状況
 - (オ) 住家の被害その他の物的被害状況
 - (カ) 電気、ガス、上下水道、電話等のライフラインの被害状況
 - (キ) その他災害対策に必要な情報
 - (イ) 災害発生後2日目以降に収集すべき主な情報
 - (ア) 二次災害の情報及びその原因
 - (イ) 被害状況

- (ウ) 応急措置の実施状況
- (エ) 被災地域の住民の動向及び要望事項
- (オ) 現地活動上の支障要因等の状況
- (カ) その他災害対策に必要な情報

(3) 収集、報告の要領

- ア 被害状況等の収集、報告は迅速に行い災害対策が時期を失すことないようにしなければならない。
- イ 被害状況等の迅速かつ正確な収集及び報告を図るため組織をあげて被害調査にあたるとともに、大東市災害対策本部及び市内防災関係機関は常に緊密な連絡を図る。
- ウ 各対策部は、それぞれ所管事項及び所管の公共的施設の被害状況等を調査し、大東市災害対策本部へ報告する。
- エ 大東市災害対策本部への報告は、所定の報告書によって行う。ただし、緊急を要するものについては、電話・口頭等の方法によるが事後速やかに報告書を提出する。

(4) 市民からの通報について

市民から被害状況等災害に関する通報があった場合は、その種類に応じ各対策部に連絡する。

(5) 被害状況の集約

- ア 情報の集約
 - 統括部総務班は、各部から収集した情報及び資料を集約する。
また、必要に応じて次に掲げる資料を作成する。
 - (ア) 災害関連情報、配備指令等の状況、被害状況等
 - (イ) 被害分布図等
 - イ 被害情報等の整理
 - 統括部総務班は、取りまとめた情報を常に整理し、各部や関係機関に速やかに報告できるよう準備する。
 - ウ 報告取りまとめの注意事項
 - 情報の取りまとめにあたっては、次の点に留意する。
 - (ア) 確認された情報によって把握されている災害の全体像の把握
 - (イ) 確認情報と至急確認すべき情報（未確認情報）の整理
 - (ウ) 他部、他機関への要請及び要員の派遣等を要する情報の整理
 - (エ) 情報の空白地の把握
- ※大規模な災害時には「情報の空白」は被害の甚大なことを意味する場合がある。
- (オ) 被害の軽微もしくは被害なしである地区の把握

(6) 被害状況に基づく判断

市単独では災害応急対策が困難であると判断された場合、統括部総務班は、府に対して応援要請を行う。

〈報告の区分及び様式〉

報告の区分	報告の時期	留 意 事 項	報告の様式
参 集 報 告	参集状況 活動終了時に報告、長期の場合は毎日報告	○参集時間から終了時間までの時間報告	
速 報	被害状況 覚知後、直ちに記録以後詳細が判明の都度記録 応急措置実施後直ちに報告以後実施の都度報告	○人的被害、住家被害及び幹線道路損壊を重点に ○現況を把握できた範囲で ○迅速性を第一に ○部分情報、未確認情報も可 ただし、その旨及び情報源を明記 ○災害応急対策、措置状況 (避難、食料、飲料水、生活必需品等の供給、医療・保健衛生等) ○対策要員の人身に係る事故 ○その他必要と認める事項	
	要請情報 必要と認める都度、即時	○対策要員の補充・応援の要請 ○応急対策用資機材・車両等の調達の要請 (軽微なものを除く) ○広報活動実施の要請 ○自衛隊・防災関係機関・協力団体等への応援派遣要請 ○その他必要と認める事項	
定期報告	被害情報 被害状況が確定するまでの間、毎日10時までに取りまとめて報告	○発生後緊急に報告した情報をまとめ、確認された事項を報告 ○全壊、流失、半壊、死者及び重傷者が発生した場合にはその集計及び氏名、年令、住所等をできるかぎり速やかに調査し報告	
避 難 状 況 報 告	避難情報 避難所開設時から毎日10時までに取りまとめて報告	○避難者数の報告 ○食料必要食数の報告 ○行方不明者の確認、報告 ○その他避難所運営に係ること	資料編 様式12 様式13

4. 府及び国への報告

統括部総務班は、被害状況等については、災害対策基本法第53条第1項並びに消防組織

法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）に従い、基本的に府に対して報告する。

府（危機管理室）に対しての第一報は、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。

(1) 報告基準

- ア 消防機関への通報が殺到する場合は、その状況を府及び国（消防庁）に通報する。
- イ 次の基準に該当する場合は、府において府防災情報システムへの災害登録を行うので、被害など報告すべき事項が生じた場合は、そのつど速やかに府に報告する。
なお、府への報告が、通信の途絶等によって不可能な場合は、直接国（消防庁）に報告する。この場合、事後速やかに府に報告を行う。

(ア) 一般基準

- a 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- b 市が災害対策本部を設置したもの。

(イ) 個別基準

- a 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- b 河川の溢水、破堤等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- c 突風、竜巻等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(ウ) 社会的影響基準

(ア) 一般基準、(イ) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

(2) 直接即報基準に該当した場合の報告

即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報を府に対してだけでなく国（消防庁）に対しても原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

災害を対象とした直接即報基準は、上記4. の(イ)個別基準のうち、死者又は行方不明者が生じたものである。

(3) 府への報告要領

府への報告は、府防災情報システムに入力することによる。ただし、当該システムが故障などの原因によって運用できなくなった場合は、府防災行政無線、電話及びファクシミリで報告する。

(4) 報告区分及び要領

統括部総務班及び大東四條畷消防組合は、災害が発生した時点から、当該災害に対する

応急対策が完了するまでの間、次の区分に従い報告する。

報告すべき火災・災害等を覚知したときには原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲※でその第一報を府に報告する。

また、第二報以後は、即報様式に定める事項について判明したもののうちから逐次報告する。

※：第一報の報告については、報告の迅速化を優先するため、被害の全容が明らかでなくとも、その概要が把握できるものであれば、即報様式以外での送付も可能。

ア 災害概況即報

災害発生直後の第一報、個別の災害現場の概況を報告する場合、災害当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合は、「火災・災害等即報要領」第4号様式（その1）「災害概況即報」に従い報告するとともに、概況が判明するのにあわせて随時報告する。

人的及び家屋被害に重点を置いて報告する。

また、土砂災害が発生した場合は、被害状況の報告を大阪府危機管理室に対して行うとともに、枚方土木事務所に「地すべり、急傾斜地災害報告様式」または「土石流災害報告様式」によって報告を行う。

イ 被害状況即報

災害概況即報の報告後、被害状況の詳細が判明した場合及び被害状況に大きな変化があった場合は、直ちにその内容を「火災・災害等即報要領」第4号様式（その2）「被害状況即報」に従い報告する。なお、報告数値は判明した範囲で構わない。

人的及び家屋被害に加えて各種被害状況についても報告する。

ウ 災害確定報告

応急対策が終了した場合は、終了後速やかに「災害報告取扱要領」第1号様式「災害確定報告」に掲げる全項目について報告する。

（5）国への報告

被害状況等の報告は、基本的に府に対して行うが、以下の場合、国（消防庁）に通報するものとする。

ア 消防機関への通報が届到する場合は、その状況を国（消防庁）に通報する。

イ 府への報告が、通信の途絶等によりできない場合は、直接国（消防庁）に通報する。

【地域防災計画関係資料】	様式1：災害概況即報の報告様式	P473
	様式2：被害状況即報の報告様式	P474
	様式3：災害確定報告の報告様式	P475
	様式4：地すべり、急傾斜地災害報告様式	P476
	様式5：土石流災害報告様式	P477

5. 通信手段の確保

災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行う。また、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。

災害時における各関係機関相互間の通信連絡を迅速かつ円滑に実施するため、市及び関係機関は、それぞれ通信連絡窓口を定め、通信連絡系統を明確にするとともに、非常の際の通信連絡を確保する。

(1) 無線通信機能の点検及び復旧

災害発生後、直ちに防災行政無線の通信機能を点検し、支障を発見した場合は、施設設備の復旧を行う。

(2) 通信連絡の方法

災害時の通信連絡は、有線電話、無線電話等のうち最も迅速な方法で実施する。このため市及び関係機関は、災害時における通信等の錯綜を避けるため、災害用指定電話（有線電話の場合）を確保し窓口の統一を図る。

(3) 無線による連絡

ア 大東市防災無線の利用

イ 大阪府防災行政無線の利用

ウ 大阪地区非常通信経路市町村系の利用

発信 (市町村)	・・・ 使走区間 —— 無線区間 ~~~ 有線区間	非常通信経路（中継）	着信 (大阪府)
大東市 危機管理室	大東四條畷消防組合 —— (通信指令室) —— (指令情報センター) ——	大阪市消防局	大阪府
	四條畷警察署 ··· (警備課警備係) —— (通信指令室) ~~	大阪府警察本部 隣 ··· (通信指令室) ~~	
	0.6K J R住道駅 ··· (駅長室) ~~	J R京橋駅 ··· (駅長室) ~~	

エ その他

前記ア～ウによる通信連絡が困難であるとき、または特別の必要があるときは、次の機関の協力を得て通信を行う。

名 称	申 返 先
大 阪 府 警 察	府 警 本 部 通 信 指 令 室 長 各 警 察 署 署 長
西 日 本 旅 客 鉄 道 (株) 日 本 鉄 道 貨 物 (株)	駅 長 ま た は 情 報 区 の 長 (技 術 課 長)

(4) 電気通信設備の優先利用

市及び関係機関は、災害発生の通報、人命救助、被災者の救助、応急復旧等災害に関する事項で緊急に通報する必要があるときは、西日本電信電話株式会社（大阪東支店）に非常（緊急）電報または非常（緊急）電話申し込み、電気通信設備の優先利用によって行う。

【地域防災計画関係資料】付表9：大東市防災行政無線通信統制運用表 P440

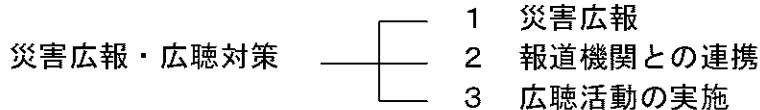
第2節 災害広報・広聴対策

市は、災害発生後、情報不足による混乱の発生を防止するため、関係機関と相互に連携協力し、被災者をはじめ、広く住民に対し、正確かつきめ細かな情報を提供する。

【実施担当機関】

統括部・関係機関

【対策の体系】



【対策の展開】

1. 災害広報

市及び府は、平常時の広報手段を活用するほか、避難所への広報紙の掲示など、多様な方法により広報活動を実施する。

また、緊急を要する場合は、報道機関を通じて緊急メッセージを発する。

(1) 広報の内容

本市が、市民に対して行う広報活動において、重点を置くべき事項は、次のとおりとする。

ア 災害発生直後の広報

- (ア) 気象等の状況
- (イ) 要配慮者への支援の呼びかけ
- (ウ) 土砂災害（二次的災害）の危険性等

イ その後の広報

- (ア) 被災状況とその後の見通し
- (イ) 被災者のために講じている施策
- (ウ) 安心情報
- (エ) ライフラインや交通施設等の復旧状況
- (オ) 医療機関等の生活関連情報
- (カ) 交通規制情報
- (キ) 義援物資等の取扱い等

(2) 広報の方法

- ア 消防団車両や広報車等による現場広報

- イ 防災行政無線(同報系)による地区広報
- ウ 避難所への職員の派遣、広報紙、ちらしの掲示、配布
- エ 新聞、ラジオ、テレビによる広報
- オ 携帯メールや緊急速報メール
- カ インターネットの活用
- キ ケーブルテレビ、コミュニティ放送(FM)等への情報提供
- ク 臨時災害FM局の開設

(3) 要配慮者への広報

要配慮者への広報は、携帯電話によるメール通信やメールを読み上げる携帯電話、ファクシミリ・テレフォンサービスやインターネット等のメディアを活用するほか、ボランティアなどの協力を得て手話、点字、外国語等による広報活動に努めるなど、視覚障害者、聴覚障害者等に配慮したきめ細かなものとする。

(4) 広報資料の収集

ア 広報資料の収集は、各部からの報告のほか、必要に応じ災害現場における現地取材を行う。

イ 災害写真の撮影等

(ア) 必要に応じ災害現場に写真撮影員を派遣し、災害写真を撮影するほか各部において撮影した写真の収集に努める。

(イ) (ア) 以外に他の機関が撮影した写真等の収集にも努める。

(ウ) 災害写真は、速やかに引き伸ばし本部に掲示等速報に用いるほか、報道機関等から依頼があった場合は、提供する。

(5) 広報体制

ア 統括部広報班による情報の一元化

イ 広報班の役割

(ア) 被害状況の取材、記録、広報資料の作成

(イ) 報道機関との連絡調整

(ウ) 気象状況、避難勧告等市民への広報

【地域防災計画関係資料】付表10：防災行政無線同報系屋外受信機設置場所一覧表	P441
付図1：防災行政無線同報系屋外受信機設置場所位置図	P442
付表18：市の車両保有台数一覧表	P456

2. 報道機関との連携

市、府をはじめ防災関係機関は、報道機関と連携して広報活動を実施する。

(1) 緊急放送の実施

日本放送協会（大阪放送局）、民間放送事業者（朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、テレビ大阪株式会社、大阪放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社FM802）は、次の場合に緊急放送を行う。

ア 大津波警報等が発せられた場合

イ 「災害時における放送要請に関する協定書」に基づき、知事の放送要請があつた場合

ウ 災害対策基本法の規定により市町村長から放送を求められた場合

エ 大規模地震対策特別措置法による警戒宣言が発せられた場合

オ その他独自の非常災害対策規定に基づき緊急放送を行う。

(2) 報道機関への情報提供等

統括部広報班は、情報不足による混乱の発生を防止するため、報道機関と連携して総合的な災害情報を提供する。

ア 災害情報の報道依頼

各部からの災害情報の報道依頼は、統括部広報班で取りまとめ、報道機関へ報道を依頼する。

テレビ・ラジオ等については、府を通じて「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、NHK大阪放送局等の報道機関に対し、放送要請する。

イ 災害情報の提供

災害対策本部会議を報道機関に公開するとともに、災害情報を総括し提供するためのプレスセンターを設置し、広報担当者が報道機関に対し適宜情報の発表を行う。

ウ 情報提供の内容

情報提供の主な項目は、次のとおりである。

(ア) 災害発生の場所及び発生日時

(イ) 被害状況

(ウ) 応急対策の状況

(エ) 住民に対する避難の状況

(オ) 市民に対する協力及び注意事項

(カ) 医療・救護に関する情報

(キ) 支援施策に関する事項

(3) 要配慮者に配慮した広報

ア 障害者への情報提供

広報にあたっては、ラジオ放送の充実、手話通訳・字幕入放送・文字放送の活用など、障害者に配慮した広報を行う。

イ 外国人への情報提供

府は、必要に応じ、株式会社FM802 (FM CO.CO.LO)に対し、外国語による緊急放送の要請を行うとともに、その他の放送事業者に対し、外国語放送など適切な対応を要請する。

ウ 避難行動要支援者への情報提供

広報にあたっては、避難行動要支援者に配慮した広報に努める。

3. 広聴活動の実施

統括部情報班は、地震によって家や財産の滅失した被災者の不安や悩みを解消し、生活再建を支援するため、専用電話及び専用ファクシミリを備えた総合相談窓口を開設し、積極的な広聴活動を実施する。

(1) 特別相談窓口の開設

市民からの問い合わせや法律、医療等の専門相談、避難行動要支援者からの相談に対応するため、関係機関と連携し、必要に応じて市役所等に特別相談窓口を開設する。

(2) 相談窓口

特別相談窓口の相談内容については、被害及び復旧の状況、時間の経過とともに異なるが、主に次のようなものが考えられる。

ア 上水道・下水道の修理に関すること。

イ 避難行動要支援者対策等の福祉に関すること。

ウ 災証明の発行に関すること。

エ 災害弔慰金等の支給に関すること。

オ 災害援護資金・生活資金等の貸付に関すること。

カ 租税等の減免、徴収猶予等に関すること。

キ 住家の応急復旧や融資精度の利用に関すること。

ク 中小企業及び農業関係者の支援に関すること。

ケ 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活支援金に関すること。

コ その他生活再建に関すること。

(3) 実施体制

ア 統括部情報調整班を中心として関係各部から広聴担当者として対応職員を派遣し、電

話及び市民応対業務全般について実施する。

イ 特別相談窓口の開設時には、広報誌等で市民へ周知する。

(4) 要望の処理

ア 被災した市民からの相談・要望・苦情等の積極的な聞き取りに努める。

イ 特別相談窓口等で聴取した要望事項は、直ちに関係各部及び関係機関へ連絡し、必要なものについては速やかに対応できるよう努める。

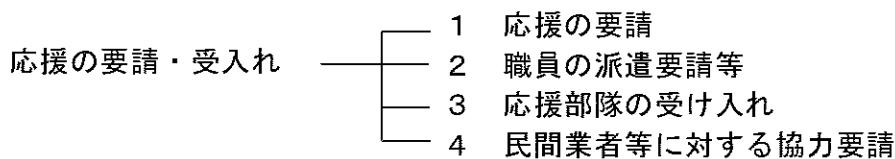
第3節 応援の要請・受入れ

市は、単独では十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合、速やかに他の行政機関や関係機関、自衛隊等に対し、応援を要請するとともに、受入れ体制を整備し、被災者の救助など応急対策に万全を期する。

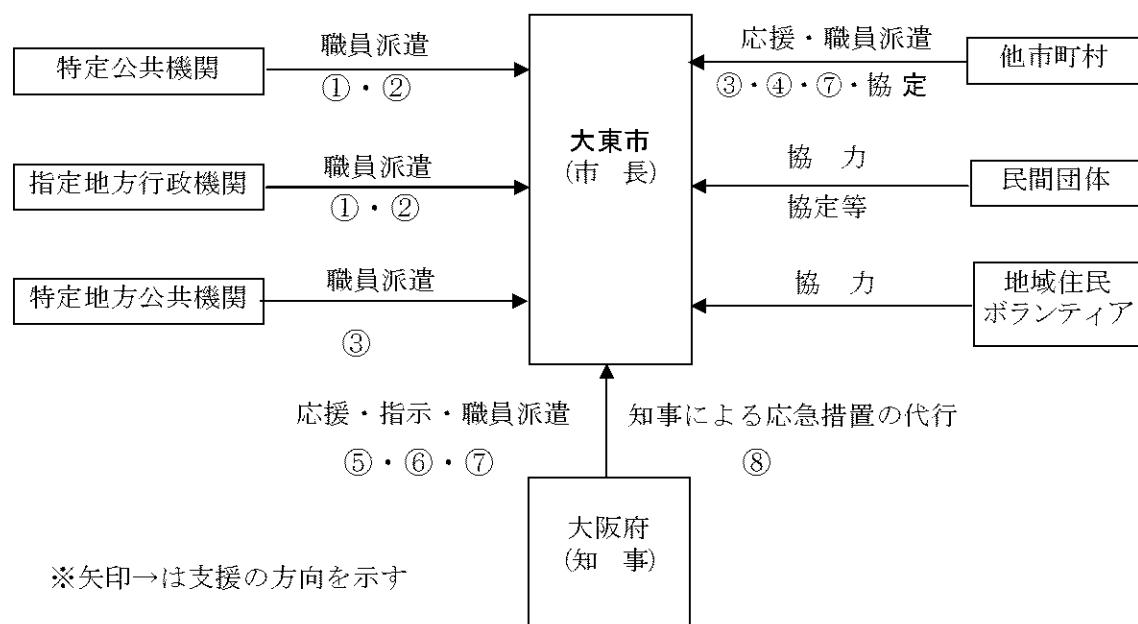
【実施担当機関】

統括部、関係機関

【対策の体系】



【対策の展開】



- ① 災害対策基本法第29条第2項（職員の派遣の要請）
(市長等^{*1}が指定地方行政機関の長又は特定公共機関^{*3}に対し職員の派遣を要請する)
- ② 災害対策基本法第30条第1項（職員の派遣のあつせん）
(市長等^{*1}が知事に対し指定地方行政機関、特定公共機関^{*3}の職員の派遣についてあつせんを求める)
- ③ 災害対策基本法第30条第2項（職員の派遣のあつせん）
(市長等^{*1}が知事に対し他の地方公共団体、特定地方公共機関^{*4}の職員の派遣についてあつせんを求める)
- ④ 災害対策基本法第67条（他の市町村長等に対する応援の要求）
(市長等^{*1}が他の市町村の市町村長等に対し、応援を求める)

- ⑤ 災害対策基本法第68条（都道府県知事等に対する応援の要求等）
(市長等※¹が知事等※²に対し応援を求め又は災害応急対策の実施を要請する)
- ⑥ 災害対策基本法第72条（都道府県知事の指示等）
(知事が市長に対し、災害の応急措置・応急対策について必要な指示し、又は他の市町村長を応援すべきことを指示する)
- ⑦ 地方自治法第252条の17第1項（職員の派遣）
(市長等※¹が知事等※²、他の市長等に対し、職員の派遣を求める)
- ⑧ 災害対策基本法第73条第1項（知事による応急措置の代行）
(市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が代行する)

※1：知事等

　　都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員

※2：市長等

　　市町村長又は市町村の委員会若しくは委員

※3：特定公共機関

　　指定公共機関のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して、市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとして、それぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定したもの

※4：特定地方公共機関

　　指定地方公共機関である地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人

　　要求を受けた知事又は市町村長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒まず、災害応急対策の実施については、応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動する。

1. 応援の要請

各部は、あらかじめ定めた事務分掌に従って災害応急対策を実施するとともに、必要に応じ統括部総務班を通じて府及び他の市町村に応援協力を求める。

(1) 要請・受入れ体制

統括部総務班は、災害が発生した場合、府への応援要請及び他の市町村との相互応援・協力の窓口となる。また、統括部統括班は、各部と連絡・調整のうえ、応援を受入れる。

応援要請にあたっては、次の必要事項を記載した文書をもって、応援を求める。

ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、電話又は口頭により要請し、事後速やかに文書を提出する。

ア 災害の状況

イ 応援を要請する理由

ウ 応援を希望する物資・資材・機械・器具等の品名及び数量

エ 応援を必要とする活動内容

オ その他必要な事項

(2) 府への応援要請

市単独で、災害応急対策を迅速かつ的確に実施することができない場合は、知事に対して応援または応援のあっせんを求める。

また、市長は災害対策基本法に基づく災害応急対策等の実施を知事に要請する。

名 称	電 話	
	勤務時間内	勤務時間外
大 阪 府 危 機 管 理 室	(代) 06-6941-0351 (直) 06-6944-6021 6022	06-6944-6022
	大阪府防災行政無線番号	200-4875 200-4887 (夜間)

(3) 他の市町村への応援要請

統括部総務班は、災害時に他の市町村に応援を要請する場合は、関係法令や相互応援協定等に基づき実施する。

なお、相互応援協定を締結している近隣の市町が被災している場合は、府にあっせんを要請するほか、他の市町村に応援を要請する。

2. 職員の派遣要請等

災害応急対策または災害復旧対策を実施するため、本市職員のみでは対応ができないと認めた場合に、他の地方公共団体の長、指定地方行政機関の長、特定公共機関に対して職員派遣を要請する。

また、知事等に対して指定地方行政機関、特定公共機関、他の地方公共団体、特定地方公共機関の職員派遣のあっせんを要請する。

要請の際は、次の必要事項を記載した文書で行う。

- ア 派遣または派遣のあっせんを要請する理由
- イ 派遣または派遣のあっせんを要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣または派遣のあっせんを必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他必要な事項

3. 応援部隊の受け入れ

統括部総務班、統括部統括班は、応援部隊の派遣が決定した場合、広域応援部隊の内容、到着予定日時、場所、活動日程等を確認し、応援を要する部署へ速やかに連絡する。特に、ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

ア 誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、府警察等と連携し、後方支援活動拠点、被災地等へ誘導する。必要に応じ、案内者を確保する。

イ 連絡所等の設置

連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じ連絡所等を設置する。

ウ 資機材等の準備

広域応援部隊の作業に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

【地域防災計画関係資料】付表12：災害時応援協定締結状況一覧表…………… P445

4. 民間業者等に対する協力要請

統括部総務班は、発生した災害規模に即した災害応急対策を実施するため、必要に応じて関係機関から災害対策要員及び資機材を確保する。

(1) 民間業者等への協力要請

民間業者等の協力を得て、適切な災害応急対策活動を実施する。

(2) 要請の方法

応援協力要請の方法は、次のとおりである。

対象	応援協力要請の方法
協定業者等	担当部から直接協力要請の後、統括部総務班へ報告

(3) 受入れ要員の宿泊場所

統括部総務班は、状況を勘案しながら受入れ要員の宿泊場所を適宜確保する。

第4節 自衛隊の災害派遣要請

市長は、災害が発生し、市民の生命、身体及び財産を保護するため必要と判断した場合は、知事に対し自衛隊の災害派遣を要求する。

【実施担当機関】

統括部

【対策の体系】

- | | |
|------------|---|
| 自衛隊の災害派遣要請 | <ul style="list-style-type: none">1 災害派遣要請要求の基準2 災害派遣の要請要領3 派遣部隊の自発的出動基準4 派遣部隊の受入れ体制5 派遣部隊の活動6 撤収の要請要領 |
|------------|---|

【対策の展開】

1. 災害派遣要請要求の基準

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長（本部長）が市、府及び関係機関の機能をもってしてもなお応急措置に万全を期し難いと判断した場合は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定により部隊等の派遣要請を知事に要求する。

2. 災害派遣の要請要領

市長は、災害が発生し、市民の生命、身体及び財産を保護するため必要と判断した場合は、知事に対し自衛隊の災害派遣を要求する。自衛隊の災害派遣の要請及び受け入れについては、統括部総務班が事務手続きを実施する。

- (1) 市長は、災害対策本部会議を招集し、派遣の要請を決定のうえ、知事にその旨を申し入れる。この場合において、市長は、必要に応じて、その旨及び市域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。
- (2) 前項の場合における要請の判断は、必要に応じ府警察（四條畷警察署）、大東四條畷消防組合、淀川左岸水防事務組合等の関係機関の長と協議のうえ迅速に行う。
- (3) 知事に対して自衛隊の災害派遣要請を要求しようとする場合は、災害派遣要請書に定められた事項を明らかにし、電話または口頭をもって要求し、事後速やかに知事に文書を提出する。

また、通信の途絶等によって、知事に対して要請の要求ができない場合は、直接自衛隊に災害の状況を通知する。なお、この通知をした場合は、その旨を速やかに知事に通知す

る。

(4) 派遣要請連絡先

ア 知事

大阪府 危機管理室

大阪府防災行政無線 220-8921、8920

電話 06-6941-0351 (大代表)

06-6944-6278 (直通) 06-6944-6278 (夜間)

大阪府中央区大手前 3-1-43

イ 自衛隊

・陸上自衛隊 第3師団長 (第3部防衛班)

大阪府防災行政無線 823-0

電話 072-781-0021 内線 3734

夜間 3301

兵庫県伊丹市広畑 1-1

・陸上自衛隊 第36普通科連隊長 (第3科)

大阪府防災行政無線 824-0

電話 072-782-0001 内線 4031、4032

夜間 4004

兵庫県伊丹市緑ヶ丘 7-1-1

(5) 派遣要請を要求する場合は、次の事項を明らかにする。

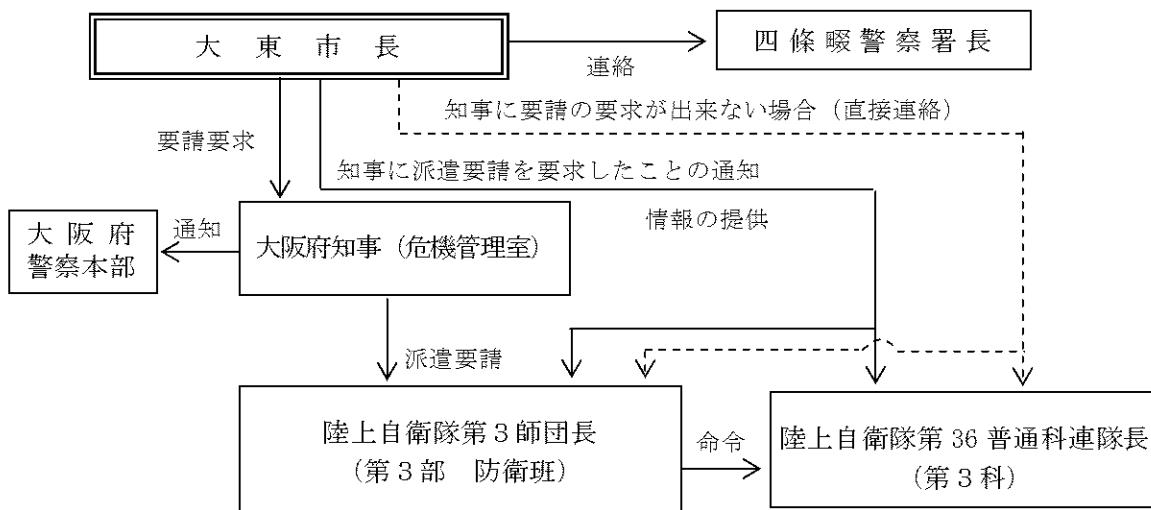
ア 災害の情況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

【派遣要請系統図】



3. 派遣部隊の自発的出動基準（要請を待ついとまがない場合の災害派遣）

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣する。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市町村長、警察署長等から災害に関する情報を受け、または部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- (3) 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合
- (4) その他災害に際し、上記アからウに準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまないと認められる場合

4. 派遣部隊の受入れ体制

統括部総務班は、派遣部隊を受入れる場合は、次の点に留意し、派遣部隊の活動が十分に行えるよう努める。

- (1) 受入れ責任者を定め、派遣部隊指揮官及び関係機関等との連絡調整にあたらせる。責任者は、災害対策本部統括部長とする。
- (2) 派遣部隊の宿泊施設（または野営地）、駐車場の準備をする。
- (3) 派遣部隊が到着後直ちに作業に着手できるよう、災害の状況、応急対策の実施状況 等

- を勘査した作業計画を策定するとともに必要な資機材をできる限り準備する。
- (4) 作業実施期間中は、現場に責任者を置き、自衛隊現地指揮官と協議し、作業の推進を図る。
- (5) 災害に際し、ヘリコプターを使用する要請を行った場合については、ヘリポートについても準備する。
- (6) 派遣部隊の装備及び携行品（食料、燃料等）以外に必要とされる物品は原則として本市が負担する。

5. 派遣部隊の活動

- 派遣部隊が実施する活動内容は、次のとおりとする。
- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者等の捜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路または水路の啓開
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 物資の無償貸付または譲与
- (11) 危険物の保安及び除去
- (12) その他

6. 撤収の要請要領

災害の応急対策作業が終了した場合には、市長は速やかに知事に対し派遣部隊の撤収要請を要求する。

【地域防災計画関係資料】	様式6：自衛隊の災害派遣要請要求書の様式	P478
	様式7：自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請要求書の様式	P479

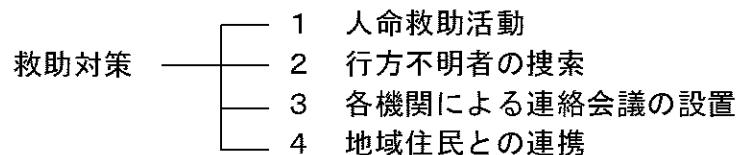
第5節 救助対策

市は、関係機関や住民と連携し、迅速に被災者の救助活動を実施する。

【実施担当機関】

大東四條畷消防組合、統括部

【対策の体系】



【対策の展開】

1. 人命救助活動

(1) 救出体制

ア 大東四條畷消防組合は、救助隊等を編成し、救出に必要な資機材を活用し迅速に救出活動にあたる。また、必要に応じ警察官の協力を得る。

イ 大東四條畷消防組合による救出活動が困難で応援を必要とする場合は、市長は、知事または隣接市の長等に具体的な内容を明示し、応援を求める。

(2) 救出方法

現に生命、身体が危険にさらされ、早急に救出しなければならない状態にある者の救出方法は次のとおりとする。

ア 大東四條畷消防組合は大東市災害対策本部、各対策部と緊密な連絡をとり、救出に必要な資機材、その他特殊車両等消防機動力を活用して救出活動にあたる。

イ 救出した負傷者は、直ちに応急措置を施したうえ救急車等によって適切な医療機関等へ搬送する。

ウ 復旧作業との関連及び特殊機器を要する作業については、自衛隊等の派遣を要請し、その人員、資機材等を活用する。

【地域防災計画関係資料】 付表12：災害時応援協定締結状況一覧表	P445
付表14：医療機関一覧表	P450
付表18：市の車両保有台数一覧表	P456
様式6：自衛隊の災害派遣要請要求書の様式	P478
様式7：自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請要求書の様式	P479

2. 行方不明者の捜索

- (1) 行方不明者の捜索は、各地区対策部が四條畷警察署との密接な連携のもと、地域住民の協力を得て実施する。
- (2) 行方不明者が多数ある場合は、受付所を設置し、届出の受理、手続及び処理が円滑に実施できるよう努める。
- (3) 行方不明者の捜索中に遺体を発見した場合は、速やかに所定の手続をとる。

3. 各機関による連絡会議の設置

市、府、府警察(四條畷警察署)及び自衛隊は、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行うとともに、府災害対策本部内に設置する広域防災連絡会議において、活動区域や役割分担等の調整を図り、必要に応じて被災地等に連絡調整所を設置する。

4. 地域住民との連携

自主防災組織等地域住民は、消防吏員が災害現場に到着するまでの間、救助作業を実施し、消防吏員が到着した際は作業を引き継ぐ。

なお、消防吏員は、必要に応じて地域住民に、作業の継続を要請する。

【地域防災計画関係資料】 付表11：自主防災組織等一覧表 P443

5. 慘事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第6節 救急医療

市は、医療機関及び医師会等との連携のもと、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動(助産を含む)を実施する。

【実施担当機関】

健康福祉対策部・大東四條畷消防組合

【対策の体系】

- | | |
|------|---|
| 救急医療 | <ul style="list-style-type: none">1 医療救護活動に関する府の組織体制2 医療情報の収集・提供活動3 現地医療の確保4 現地医療活動5 後方医療活動6 搬送7 災害医療機関の役割8 医療品等の調達・確保9 個別疾病対策10 感染予防とメンタルケア |
|------|---|

【対策の展開】

1. 医療救護活動に関する府の組織体制

(1) 災害医療本部（本部長：健康医療部長）

医療救護全体の調整を行うため、災害対策本部の下に設置する。

(2) DMA T調整本部

DMA Tに関する指揮、関係機関等の調整を行うため、災害医療本部の下に設置する。

(3) DMA T・SCU本部

航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）において、広域医療搬送や地域医療搬送の調整を行うため、必要に応じ、DMA T調整本部の下に設置する。

(4) 地域災害医療本部（本部長：保健所長）

管内の地域医療救護全体の調整を行うため、府保健所内に設置する。

2. 医療情報の収集・提供活動

健康福祉対策部医療班は、大東四條畷消防組合と協力して、市災害医療センターである市立子ども診療所及び野崎徳洲会病院、大東・四條畷医師会等医療機関と密接な連携のうえ、人的被害、医療機関の被災状況、活動状況及び被災地医療ニーズについて把握し、速やかに府に報告する。また、市民にも可能な限り医療機関情報を提供する。

3. 現地医療の確保

(1) 救護所の設置・運営

健康福祉対策部救護班は、大東四條畷消防組合と協力して、必要に応じて応急救護所及び医療救護所を設置・運営し、現地医療活動を実施する。なお、救護所を設置したときは、その旨の標識を掲示する。

ア 応急救護所の設置・運営

大東四條畷消防組合は、健康福祉対策部及び大阪府の協力を得て、必要に応じて応急救護所を設置・運営する。

(ア) 応急救護所の設置

応急救護所の設置基準及び設置場所は、次のとおりである。

a 設置基準

① 災害現場に傷病者が多数存在し、症状に応じて搬送順序を決定する必要がある場合

② 傷病者の搬送に時間を要し、現場での対応が必要な場合

b 設置場所

災害現場付近の二次災害のおそれがない場所とする。

(イ) 応急救護所の運営

次の事項に留意のうえ、応急救護所を運営する。

a 携帯電話等通信手段の確保

b 医薬品、医療用資器材の補給

c その他現場救急活動に必要な事項

イ 医療救護所の設置・運営

健康福祉対策部救護班は、大東四條畷消防組合及び大阪府と協力して、必要に応じて医療救護所を設置・運営する。

(ア) 医療救護所の設置

医療救護所の設置基準及び設置場所は、次のとおりである。

a 設置基準

避難場所等に傷病者が多数存在し、当該場所付近での対応が必要な場合

b 設置場所

あらかじめ選定した避難場所、小・中学校医務室等のうち、衛生状態が良好で、かつ安全な場所とする。なお、地域の実情及び被害の状況に基づき適当と判断される場合は、市内医療機関を割り当てる。

(イ) 医療救護所の運営

次の事項に留意のうえ、医療救護所を運営する。

- a 交代要員の確保
- b 携帯電話等通信手段の確保
- c 医薬品、医療用資器材の補給
- d 食料、飲料水の確保
- e その他臨時診療活動に必要な事項

(2) 医療救護班の編成・派遣

健康福祉対策部救護班は、救護所を設置した場合、医療救護班を編成し、派遣する。

なお、医療救護班は、原則として現地医療活動を行うために当座必要な資器材等を携行する。

ア 医療救護班の編成及び構成

医師1名、看護師2名、事務職員1名でもって1編成とする。

イ 派遣要請

災害の規模、被害状況によって大東・四條畷医師会、市内医療機関に医師の派遣を要請する。また、府を通して日本赤十字社大阪府支部医療救護従事者の派遣を要請する。

(3) 医療救護班の搬送

ア 医療関係機関

原則として、医療関係機関で所有する緊急車両、大阪府ドクターへリ等を活用し、移動する。医療関係機関が搬送手段を有しない場合は、市が搬送手段を確保し、搬送を行う。

イ 市及び府

医療関係機関が搬送手段を有しない場合は、市及び府が搬送手段を確保し、搬送を行う。

(4) 医療救護班の受入れ、調整

健康福祉対策部医療班は、医療救護班の受入れ窓口を市立保健医療センターに設置し、四條畷保健所の支援・協力のもと救護所への配置調整を行う。

4. 現地医療活動

派遣された医療救護班は、救護所において現地医療活動を実施する。なお、救護所における救急医療の範囲は、病院等での本格的な治療を開始するまでの応急的な処置とする。

(1) 救護所における現地医療活動

ア 応急救護所における現場救急活動

応急救護所においては、応急措置、トリアージ（負傷者選別）等の現場救急活動を行う。

イ 医療救護所における臨時診療活動

医療救護所においては、軽症の傷病者の医療、被災者等の健康管理等を行う。

この場合、発災当初から外科系及び内科系診療（必要に応じて小児科・精神科・歯科診療等）を考慮し、医療ニーズに応じた医療救護班で構成する医療チームで活動する。

(2) 医療救護班の業務

医療救護班が実施する業務は、次のとおりである。

ア 医療機関への搬送の要否及びトリアージ（負傷者選別・心のトリアージ）の実施

イ 傷病者に対する応急処置

ウ 搬送困難な傷病者及び軽症の傷病者に対する医療

エ 助産救護

オ 被災住民等の健康管理

カ 死亡の確認

キ その他状況に応じた処置

5. 後方医療活動

大規模災害の発生時には、被災地内は病院も被災し、ライフラインが断たれて十分に機能が発揮できない状態であるため、被災地域外の病院へ傷病者を搬送することが必要である。

健康福祉対策部救護班は、市内医療機関における医療活動のほか、府と協力して被災地域外の医療施設に広域的後方医療活動を要請する。

(1) 市内医療機関における医療活動

救護所では対応できない患者や、病院等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者は、被災を免れた医療機関が重症度等に応じて受入治療を行う。

(2) 広域的後方医療活動

救護所及び市内医療機関での傷病者の収容と処置対応が困難な場合、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等で提供される患者受け入れ情報に基づき、特定の病院に患者が集中しないよう振り分け調整し、被災地域外の医療施設に広域的後方医療活動を要請

する。

【地域防災計画関係資料】付表14：医療機関一覧表…………… P450

6. 搬送

(1) 傷病者の搬送

大東四條畷消防組合は、災害現場または応急救護所において傷病者の応急手当を実施するとともに、市内の診療需要情報を把握のうえ、特定の医療機関に傷病者が集中しないよう振り分け調整し、迅速かつ的確に傷病者の搬送を行う。

(2) 救護所からの傷病者の搬送

救護所からの救急搬送要請については、市内拠点病院への搬送を原則とするが、傷病者の傷病状況及び市内医療機関の収容状況に応じて、市外の収容医療機関へ搬送する。

(3) 搬送手段の確保

ア 陸上搬送

患者の陸上搬送は、原則として大東四條畷消防組合が所有する救急車で実施する。
救急車が確保できない場合は、府及び市が搬送車両を確保する。

イ 航空機搬送

被災地以外の医療機関への搬送が必要な場合は、救急車による搬送に加えて、ヘリコプター等を活用して搬送する。この場合、統括部総務班は、府にヘリコプターの出動を要請する。府は、市から要請があった場合、又は自ら必要と認めたときは、ドクターヘリや消防防災ヘリ、自衛隊機など航空機を保有する関係機関に搬送を要請する。

7. 災害医療機関の役割

(1) 市災害医療センター

市災害医療センターは、次の活動を行う。

ア 市の医療拠点としての患者の受け入れ

イ 災害拠点病院等と連携した患者受け入れに係る地域の医療機関間の調整

(2) 災害医療協力病院

災害医療協力病院は災害拠点病院及び市災害医療センター等と協力し、率先して患者を受け入れる。

8. 医薬品等の調達・確保

健康福祉対策部は、医療救護等の活動に必要な医薬品、医療用資器材は現有のものを使用するが、不足するときは大阪府に要請し、これを確保する。

9. 個別疾病対策

健康福祉対策部は、専門医療が必要となる人工透析、難病、消化器疾患、血液疾患、小児疾患、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じ、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係機関と協力して、現地医療活動、後方医療活動を行う。

10. 感染予防とメンタルケア

災害にも、震災や津波、洪水や大火災など多くのものがあり、災害そのものに直接起因する感染症だけでなく、その後の混乱した状況で発生する感染症もある。

そのような状況下でも速やかに感染対策専門チームの派遣を、健康福祉対策部および現地災害医療機関が中心となって、大阪府や国へ要請し被災地の感染対策の構築を速やかに実施する。

また、被災地であまりに過酷な体験をしてしまった場合、心に残る傷跡が深く、P T S D（心的外傷後ストレス障害）やA S D（急性ストレス障害）と呼ばれる深刻な精神疾患が発生することなどから、現地への専門医、スタッフ等の派遣をあわせて要請する。

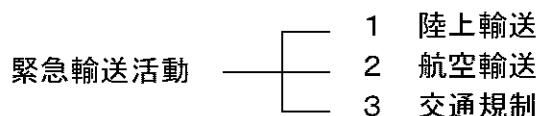
第7節 緊急輸送活動

市および関係機関は、災害が発生した場合、または災害がまさに発生しようとする場合において、救助・救急、水防、医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送活動に努めるとともに、必要な交通規制を実施する。

【実施担当機関】

統括部・応急対策部・地区対策部・関係機関

【対策の体系】



【対策の展開】

1. 陸上輸送

(1) 緊急交通路の確保

ア 被害情報等の収集及び緊急交通路の指定

市、府、四條畷警察署及び道路管理者は、連携して災害の規模、道路の損壊状況、交通状況等について、迅速かつ正確な情報収集に努め、その結果を相互に連絡する。

特に、緊急交通路に選定されている「重点 14 路線」（主要地方道大阪生駒線、主要地方道大阪中央環状線）及び高速自動車国道等（近畿自動車道）に対しては、緊急交通路の指定に向けた道路状況の確認を行う。

イ 緊急交通路の指定に係る各関係機関の役割

四條畷警察署は、災害応急対策を迅速かつ的確に行うため、前記重点 14 路線以外の路線において緊急交通路を指定する必要があると認める場合には、市、府、道路管理者と協議し、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両等の通行を確保すべき緊急交通路を選定する。

市、府、四條畷警察署及び道路管理者は、当該緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡する。

(ア) 市、府、道路管理者

① 道路施設の点検

応急対策部現地指導班は、地区対策部との連絡調整を図り、道路施設の被害状況の把握及び安全性の点検を行い、使用可能な道路を把握し、道路管理者との協議のうえ、緊急交通路を選定する。

② 府への点検結果の報告

応急対策部現地指導班は、道路施設点検の結果を府及び四條畷警察署に報告する。

③ 緊急交通路の決定

統括部は、府、四條畷警察署、道路管理者と協議のうえ、道路施設の点検結果を踏まえ、被災地の状況、緊急輸送活動等の状況に基づき、確保すべき緊急交通路を決定する。

④ 緊急交通路の道路啓開

応急対策部は、緊急交通路を確保するために必要な人材、資機材などを協定業者等の協力を得て調達し、地区対策部との連携を図り市道の障害物の除去作業を行う。

また、道路管理者等が行う障害物の除去作業に協力するとともに、必要に応じて作業を行う。

(イ) 四條畷警察署

① 交通管制

被災地区への車両の流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制御等の交通管制を行う。

② 緊急交通路における交通規制の実施

「重点 14 路線」及び高速自動車国道等に対する緊急交通路の指定を実施し、緊急通行車両等以外の車両に対する通行禁止の交通規制を実施する。

(2) 緊急交通路の周知

ア 関係各部及び関係機関への連絡

統括部総務班は、使用可能な緊急交通路について、関係各部及び関係機関に連絡する。

イ 市民への周知

統括部広報班は、報道機関を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡するとともに、緊急交通路への一般車両の進入を規制し、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、市民へ周知する。

(3) 輸送手段の確保

統括部総務班は、災害輸送のため必要な車両等輸送力を確保する。なお、一時に多数の車両を必要とし、市において確保できない場合は、知事または隣接市の長に応援を要請する。

ア 調達車両

(ア) 市所有車両等

(イ) 公共団体の車両等

(ウ) 民間業者所有の車両等

(エ) その他の自家用車両等

イ 調達依頼

市所有分では不足する場合で、営業者からの借上げまたは知事、隣接市の長に調達依頼をするときは、次の事項を明示する。

(ア) 輸送区間及び借上げ期間

(イ) 輸送人員または輸送量

(ウ) 車両等の種類及び台数

(エ) 集合場所及び日時

(オ) その他必要事項

ウ 緊急通行車両等の確認

(ア) 事前届出済の車両

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、事前届出済証の交付を受けている車両については、直ちに緊急通行車両の確認を受け、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。

(イ) 災害発生後の届出

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、民間業者等から調達した車両については、直ちに自動車検査証等の必要書類を府警察（四條畷警察署）に持参し、緊急通行車両等としての申請を行う。

(4) 輸送の範囲

ア 応急対策用物資

応急対策に必要な人員、物資等の輸送

イ 被災者の避難

市長または警察官等の発した避難命令に基づく避難者等の移送

ウ 被災者の救出

救出のため必要な人員、資機材等または救出した被災者の搬送

エ 飲料水

飲料水または飲料水の確保・供給に必要な人員、資機材等の輸送

オ 医療

救護員及び患者の病院への搬送または医薬品等の輸送

カ 救助物資

(ア) 被災者に配給する被服、寝具、その他生活必需品等の輸送

(イ) 学童用教科書、文房具、通学用品等の輸送

(ウ) 炊出しに必要な食料、資機材等の輸送

(エ) 救急品及び防疫対策に必要な資機材等の輸送

キ 行方不明者の搜索、遺体の収容及び処理

行方不明者の搜索、遺体の収容及び処理のために必要な人員、資機材の輸送並びに遺体発見場所から遺体安置所までの移送

ク 公共施設の応急復旧

公共施設の応急復旧に必要な人員、資機材等の輸送

(5) 輸送の期間

輸送期間は、応急対策の実施期間とする。ただし、実情に応じ延長することができる。

(6) 輸送の費用

ア 自動車輸送業者の車両

国土交通省届出運賃料金

イ 自家用車両

アに準じた謝礼金

ウ 鉄道

国土交通省届出運賃による。ただし、被災者に対する救援物資の貨物運賃については、減免される場合がある。

エ 官公庁

その他公共団体の所有する車両等は原則として無償とする。

【地域防災計画関係資料】付表16：緊急交通路一覧表	P453
付図2：緊急輸送関係及び防災拠点位置図	P455
付表18：市の車両保有台数一覧表	P456
付表21：避難路一覧表	P459
付図3：一時避難場所、広域避難場所及び避難路位置図	P460
様式8：緊急通行車両等事前届出書及び事前届出済証の様式	P480
様式9：緊急通行車両等確認届出書の様式	P481
様式10：緊急通行車両確認証明書の様式	P482
様式11：緊急通行車両標章の様式	P483

2. 航空輸送

(1) 輸送基地の確保

ア あらかじめ設定した3か所の災害時用臨時ヘリポート（深北緑地、東諸福公園、大東中央公園）における障害物の有無等、利用可能状況を把握し、府へ報告する。

イ あらかじめ設定した災害時用臨時ヘリポートのほか、臨時にヘリポートが必要な場合には、災害時用臨時ヘリポートを追加選定する。

ウ 大阪市消防局、四條畷警察署、自衛隊等と協議し、開設するヘリポートを指定する。

(2) 輸送手段の確保

府と連携するとともに、大阪市消防局、四條畷警察署、自衛隊等の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

【地域防災計画関係資料】付表17：災害時用臨時ヘリポート一覧表 P454

3. 交通規制

(1) 交通規制の範囲及び実施責任者

	実施責任者	範 囲	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 府知事 市長 西日本高速道路 株式会社	1. 道路の破損、欠壊その他の事由により 交通が危険であると認められる場合 2. 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第46条 第1項
警 察	公安委員会	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき	災害対策基本法第76条 第1項 高速自動車国道法第24条の2
		道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため	道路交通法 第4条 第1項
	警察署長	道路交通法第4条第1項に規定する交通規制のうち、適用期間の短いもの	道路交通法 第5条 第1項
察	警察官	道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合	道路交通法 第6条 第2項
		道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法 第6条 第4項

(2) 道路管理者による交通規制

四條畷警察署との密接な連携のもと、交通規制を実施する。

ア 市の管理道路

道路の破損、欠壊等によって交通が危険であると認められる場合、または被災道路の応急復旧等の措置を講じる必要がある場合には、枚方土木事務所、四條畷警察署に協議を行い、道路法に基づく通行の禁止、または制限を実施する。

イ 府の管理道路

関係機関相互の協議によって、道路の通行の禁止、または制限を実施する。

ウ 西日本高速道路株式会社の管理道路

防災業務要領に基づき、関係機関相互の協議、通知等によって交通規制を実施する。

(3) 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることによって災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要な措置を命じる。

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、自らの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、同様の措置を講じ、措置をとった場所を管轄する警察署長に通知する。

(4) 相互連絡

応急対策部現地指導班は、道路管理者及び公安委員会と連絡を密にし、交通規制を実施する場合は、事前に相互に通知する。

(5) 交通規制の標識

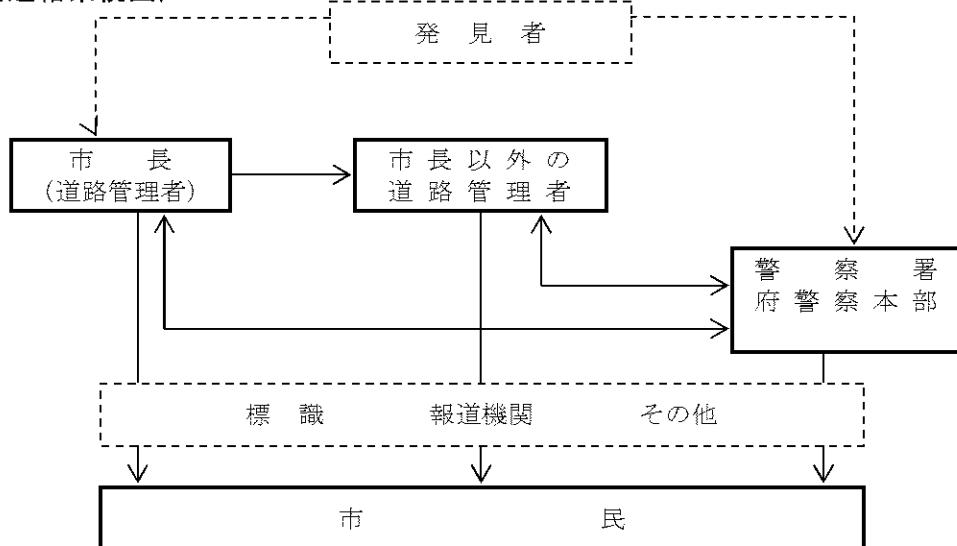
交通規制を実施した場合は、禁止または制限の対象、区間を標示した標識を設置する。

ただし、緊急を要する場合で標識の設置が困難なときは、必要に応じ警察官の応援を求め、または関係職員を配置する。

(6) 広報

統括部広報班は、交通規制を実施した場合は、必要に応じ報道機関等を通じ広報するとともに、四條畷警察署と連携して一般に周知する。

〈交通規制連絡系統図〉



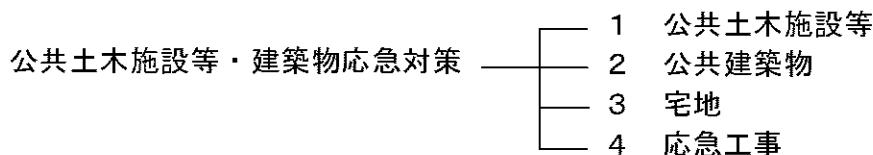
第8節 公共土木施設等・建築物応急対策

市及び関係機関は、洪水、土砂災害などによる被害拡大の防止対策を講じるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努める。

【実施担当機関】

応急対策部・地区対策部・大東四條畷消防組合・関係機関

【対策の体系】



【対策の展開】

1. 公共土木施設等

(1) 河川施設、ため池等農業用施設

- ア 水防管理者（市長）、ため池等管理者、消防機関の長は、堤防その他の施設が決壊した場合、直ちにその旨を府水防本部、四條畷警察署長および氾濫する方向の隣接水防管理者に報告する。
- イ 知事またはその命を受けた職員もしくは水防管理者（市長）は、避難のための立退きを指示する。
- ウ 水防管理者（市長）、ため池等管理者、消防機関の長は、決壊箇所について、被害拡大防止の応急措置をとる。

(2) 砂防施設及び土石流危険渓流、地すべり防止施設及び危険箇所、急傾斜地崩壊防止施設及び危険箇所

- ア 市及び施設管理者は、土砂災害によって施設等が被災した場合、被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに関係機関に報告する。
- イ 市、府及び施設管理者は、関係機関及び住民に連絡して、被害拡大防止の応急措置をとる。
- ウ 市、府及び施設管理者は、被害が拡大するおそれがある場合、必要に応じ、適切な避難対策または被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。
- エ 市及び府は、風倒木によって土砂災害が拡大するおそれがある場合、風倒木の円滑な除去に努める。

(3) その他公共土木施設

- ア 市及び施設管理者は、災害が発生した場合、被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに府に報告する。
- イ 市、府及び施設管理者は、関係機関および住民に連絡して、被害拡大防止の応急措置をとる。
- ウ 市、府及び施設管理者は、被害が拡大するおそれがある場合、必要に応じ、適切な避難対策または被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

(4) 土砂災害危険箇所

応急対策部現地指導班は、地区対策部と連携して土砂災害危険箇所の被害状況を調査し、必要に応じて応急措置を講じる。また、二次災害の防止のため、必要に応じ、府に斜面判定士の派遣を要請する。

(5) 橋梁など道路施設

- ア 道路管理者は二次災害防止のため、緊急点検調査を実施し通行に危険があると判断される場合は通行規制を行い、警察等関係機関に連絡する。
- イ 復旧工法等を検討し、建設業関係団体等の協力を得て復旧作業を行う。

【地域防災計画関係資料】付表1：河川一覧表	P428
付表3：ため池一覧表	P433
付表4：土石流危険渓流一覧表	P434
付表5：急傾斜地崩壊危険区域等一覧表	P435
付表7：災害危険区域一覧表	P438
付表8：山地災害危険地区一覧表	P439

2. 公共建築物

施設管理者等は、被災した公共建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立入禁止措置や適切な避難対策を実施する。

3. 宅地

- (1) 被害状況を府に報告するとともに、被災宅地危険度判定を実施する。実施にあたって必要に応じ、府に被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。
- (2) 被災宅地危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により、宅地の所有者等に危険度を周知し、二次災害の防止に努める。
- (3) 危険な宅地の使用者に使用中止を勧める。

4. 応急工事

施設管理者等は、危険の解消後、被害の程度に応じた仮工事によって、施設の応急の機能確保を図る。

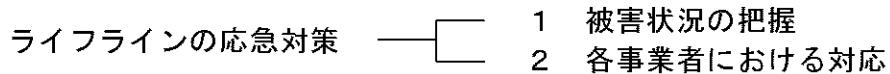
第9節 ライフラインの応急対策

市及び関係機関は、災害発生時における迅速かつ初動対応と二次災害防止対策を実施するとともに、必要な機能を確保する。

【実施担当機関】

統括部・応急対策部・地区対策部・水道対策部・関係機関

【対策の体系】



【対策の展開】

1. 被害状況の把握

- (1) 水道対策部、応急対策部は、災害が発生した場合、速やかに上水道及び下水道施設の施設設備の被害状況を調査し、被害が生じた場合は府に報告する。
- (2) 統括部は、関西電力株式会社、大阪ガス株式会社、西日本電信電話株式会社から報告を受け、被害状況を把握する。

2. 各事業者における対応

- (1) 上水道（市及び大阪広域水道企業団）

ア 応急措置

被害の拡大のおそれがある場合、直ちに施設の稼働の停止または制限を行い、必要に応じて、大東四條畷消防組合及び府警察（四條畷警察署）への通報並びに付近住民への広報を行う。

イ 応急給水および復旧

- (ア) 市及び大阪広域水道企業団は、応急給水・復旧活動等に必要な情報の収集、総合調整、指示、支援を行う。
- (イ) 給水車、トラック等によって、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧に努める。
- (ウ) 被害状況に応じて、医療機関、社会福祉施設等の給水重要施設へ優先的な応急給水・復旧を行う。
- (エ) 被害状況によっては、速やかに大阪広域水道企業団及び日本水道協会等に応援を要請する。

ウ 広報

水道施設の被害状況や給水状況を関係機関、報道機関に伝達するほか、各水道事業体等のホームページ上に応急復旧の状況等を掲載することで幅広い広報に努める。

(2) 下水道（市及び府）

ア 応急措置

- (ア) 下水管渠の被害には、汚水、雨水の疎通に支障がないよう応急措置を講じる。
- (イ) 停電等によってポンプ場の機能が停止した場合は、排水不能がおこらないよう、発動機によるポンプ運転を行うとともに、管理者（寝屋川北（南）部流域下水道組合）と十分に協議を図る。
- (ウ) 被害の拡大が予想される場合は、必要に応じて施設の稼働の停止または制限を行うとともに、大東四條畷消防組合及び府警察（四條畷警察署）への通報並びに付近住民への広報を行う。

イ 応急対策

- (ア) 被害状況に応じて、必要度の高いものから応急対策を行う。
- (イ) 被害状況によっては、協定等に基づき、他の下水道管理者等に対し応援を要請する。

ウ 広報

- (ア) 生活水の節水に努めるよう広報する。
- (イ) 被害状況、復旧状況と今後の見通しを、関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じて広報する。

(3) 電力（関西電力株式会社）

ア 応急措置

感電事故、漏電火災など二次災害が発生するおそれがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講じるとともに、市、府、消防署及び府警察（四條畷警察署）への通報並びに付近住民への広報を行う。

イ 応急供給

- (ア) 電力設備被害状況、一般被害情報等の集約により総合的に被害状況の把握に努める。
- (イ) 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。
- (ウ) 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等によって応急送電を行う。
- (エ) 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。

ウ 広報

二次災害を防止するため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時はブレーカを必ず切ることなど電気施設及び電気機器の使用上の注意についての情報を広報する。

(4) ガス（大阪ガス株式会社）

ア 応急措置

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せ等を行うとともに、防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

イ 応急供給

- (ア) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから応急供給を行う。
- (イ) 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。
- (ウ) 被害箇所の修繕を行い、安全を確認したうえで、ガスの供給を再開する。

ウ 広報

- (ア) 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。
- (イ) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じて広報する。

(5) 電気通信（西日本電信電話株式会社）

ア 通信の非常疎通措置

災害に際し、通信輻輳の緩和および重要通信を確保するため、臨機に次に示す措置を講じる。

- (ア) 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。
- (イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。
- (ウ) 非常・緊急通話または非常・緊急電報は、一般の通話または電報に優先して取り扱う。
- (エ) 災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講じる。また、インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。

イ 被災地域特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難場所・避難所に、被災者が利用する特設電話の設置に努める。

ウ 設備の応急対策

- (ア) 被災した電気通信設備等の応急対策は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- (イ) 必要と認めるときは、応急対策に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。

(ウ) 応急復旧にあたっては、行政機関、他のライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。

エ 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急対策においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

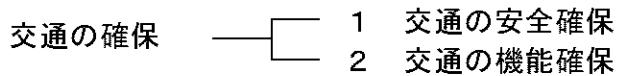
第10節 交通の確保

鉄道、道路の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講じるとともに、都市機能を確保するために、速やかに交通機能の維持・回復に努める。

【実施担当機関】

応急対策部・地区対策部・関係機関

【対策の体系】



【対策の展開】

1. 交通の安全確保

(1) 被害状況の報告

各施設管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合は、その状況を府に報告する。

(2) 各施設管理者における対応

ア 鉄道施設（西日本旅客鉄道株式会社）

（ア）負傷者には、応急救護の措置を講じるとともに、必要に応じて、消防署、四條畷警察署に通報し、出動の要請を行う。

（イ）乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

イ 道路施設（市、府、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社）

（ア）負傷者には、応急救護の措置を講じるとともに、必要に応じて、消防署、四條畷警察署に通報し、出動の要請を行う。

（イ）交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講じる。

(3) 乗合旅客自動車運送事業者（近鉄バス株式会社、京阪バス株式会社）

ア あらかじめ定めた基準により、バス運行の停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。

イ 被災地内のバス路線の道路状況を速やかに把握するとともに、市及び関係機関にその状況を報告し、交通規制等に関する指示を求める。

ウ 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて消防署、四條畷警察署に通報する。

2. 交通の機能確保

(1) 鉄道施設（西日本旅客鉄道株式会社）

ア 応急復旧

(ア) 線路、保安施設、通信施設など列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行う。

(イ) 被害状況、緊急性、復旧の難易度等を考慮し、段階的な応急復旧を行う。

(ウ) 被害状況によっては、他の鉄道管理者からの応援を受ける。

イ 広報

運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じて広報する。

(2) 道路施設（市、府、西日本高速道路株式会社等）

ア 障害物の除去

緊急通行車両の通行及び応急活動に支障をきたす道路上の障害物を除去し、適切な処理を行う。

(ア) 実施責任者

各道路施設の管理者は、自らが管理する施設について、障害物の除去作業を実施するとともに、必要に応じて他の管理者が管理する施設の除去作業にも協力する。

各施設の実施責任者は、次のとおりである。

a 国道 170 号にあっては、大阪府

b 府道にあっては、大阪府（但し、大東市域の大東中央環状線は、大阪市管理のため除く）

c 市道にあっては、本市

d 電柱、架線等は、関西電力株式会社または西日本電信電話株式会社など

e 建設中の現場工作物は、その業者

(イ) 除去方法

実施責任者は、災害発生後速やかに被害状況を調査し、状況に応じ、自らの組織労力、資機材を用い、または土木建設業者等の協力を得て除去作業を実施する。なお、除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

(ウ) 除去した障害物の処理

除去した障害物については、各管理者または実施者が責任を持って保管もしくは廃棄の措置を講じる。

a 保管するものについては、各管理者がその保管する工作物に対応する場所に保管する。

b 廃棄するものについては、廃棄物処理法に基づいた適正な処理を行う。

イ 応急復旧

- (ア) 緊急交通路など優先順位の高い道路から応急復旧を行う。
- (イ) 被災状況、緊急性、復旧の難易度等を考慮し、順次その他の道路の応急復旧を行う。
なお、橋梁、トンネルなど復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。
- (ウ) 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。

ウ 広報

運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じて広報する。

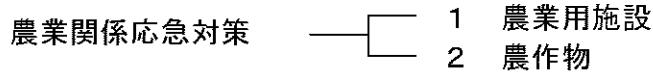
第11節 農業関係応急対策

市および関係機関は、災害時において農業施設等の被害を早期に調査し、迅速に応急復旧を図る。

【実施担当機関】

統括部・応急対策部・地区対策部・関係機関

【対策の体系】



【対策の展開】

1. 農業用施設

被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を講ずる。

2. 農作物

(1) 技術の指導

市、府、大阪東部農業協同組合等は、農地、施設及び農作物に被害が生じたときは、施肥、排水、泥土の除去、倒伏果樹の引き起こしなど応急措置の技術指導を行う。

(2) 水稲種子の確保、あっせん

必要に応じ、水稲種子のあっせんを大阪府を通じて大阪府種子協会に依頼し、確保を図る。

(3) 病害虫の防除

被災した農作物の各種病害虫の防除については、大阪府環境農林水産部農政室推進課病害虫防除グループ及びその他関係機関と協力して実施する。

第12節 オペレーション体制

大規模災害が発生した場合、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市、府は、被災者の精神的な安心と、一刻も早い通常の生活の回復につなげるため、長期間の対応が可能なオペレーション体制の整備を図る。

府は、オペレーション体制の整備にあたり、ボランティア団体や民間企業との連携、物資やボランティアのミスマッチ解消に向けたコーディネート等を進めながら、発災当初から72時間までとそれ以降のオペレーションについて検討を行い、「大阪府災害等応急対策実施要領」において定めるとともに、市のオペレーション体制の整備を支援する。

第13節 住民等からの問い合わせ

市、府は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図り、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。その際、市、府は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、四條畷警察署等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのない当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第14節 災害救助法の適用

知事は、災害によって住家が滅失した世帯数が、災害救助法が定める基準以上に達し、または多数の者が生命または身体に危害を受けるおそれが生じた場合であって厚生労働省令が定める基準に該当し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法を適用し、同法に基づく救助を行う。

【実施担当機関】

統括部

【対策の体系】

災害救助法の適用

- 1 救助の内容
- 2 職権の一部委任
- 3 災害救助法の適用基準
- 4 住家滅失世帯数の算定基準等
- 5 災害救助法の適用申請手続
- 6 救助の程度等

【対策の展開】

1. 救助の内容

- 災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。
- (1) 受入れ施設（応急仮設住宅を含む）の供与
 - (2) 炊き出しその他のによる食品の給与及び飲料水の供給
 - (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与
 - (4) 医療及び助産
 - (5) 災害にかかった者の救出
 - (6) 災害にかかった住宅の応急修理
 - (7) 生業に必要な資金、器具または資料の給与または貸与（※現在は運用されていない）
 - (8) 学用品の給与
 - (9) 埋葬
 - (10) 死体の搜索及び処理
 - (11) 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

2. 職権の一部委任

知事は、救助を迅速に行うため必要であると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができます。（災害救助法第13条）

なお、上記により市長が行う事務のほか、市長は、知事が行う救助を補助するものとする。

【地域防災計画関係資料】資料10：災害救助法による救助の程度・方法及びその費用の範囲…………… P419

3. 災害救助法の適用基準

災害救助法による救助の実施は、本市に原則として同一原因による災害で、次のいずれかに該当する場合で、かつ被災者が現に救助を要する状態にあるときに行う。

災害救助法の適用基準	
(1)	住家の全壊、全焼、流失等によって住居を失った世帯（以下「住家滅失世帯」という。）数が100世帯以上であるとき。
(2)	府内の住家滅失世帯数2,500世帯以上である場合において、市の住家滅失世帯数が50世帯以上であるとき。
(3)	府内の住家滅失世帯数が12,000世帯以上であって、市域に多数の住家滅失世帯があるとき。
(4)	災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする、厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。
(5)	多数の者が生命もしくは身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当するとき。

4. 住家滅失世帯数の算定基準等

(1) 住家滅失世帯数の算定基準

住家滅失世帯数の算定基準	
ア	全壊（焼）、流失世帯は1世帯とする。
イ	半壊（焼）で著しく損傷した世帯は2世帯をもって1世帯とする。
ウ	床上浸水、土砂の堆積等で一時的住居困難世帯は3世帯をもって1世帯とする。

(2) 住家の滅失等の認定

住家の滅失等の認定は、「被害状況等報告基準」による。

【地域防災計画関係資料】資料9：被害状況等報告基準…………… P417

5. 災害救助法の適用申請手続

- (1) 市長は、市における災害による被害の程度が、前記2の「災害救助法の適用基準」の各号のいずれかに該当し、または該当する見込みがある場合には、直ちにその状況を知事に報告するとともに、法の適用について協議する。
- (2) 市長は、前記3の「災害救助法の適用基準」の(3)の後段及び(4)の状態で被災者が現に救助を要するときは、法の適用を要請する。

(3) 市長は、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を持つことができないときは、法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告するとともに、その後の措置について知事の指揮を受ける。

6. 救助の程度等

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、「災害救助法による救助の程度・方法及びその費用の範囲」のとおりであるが、救助の期間については、やむを得ない特別な事情のあるときは、応急救助に必要な範囲内において知事が厚生労働大臣の承認を得て延長することがある。

【地域防災計画関係資料】資料10：災害救助法による救助の程度・方法及びその費用の範囲………… P419

第15節 避難所の開設・運営等

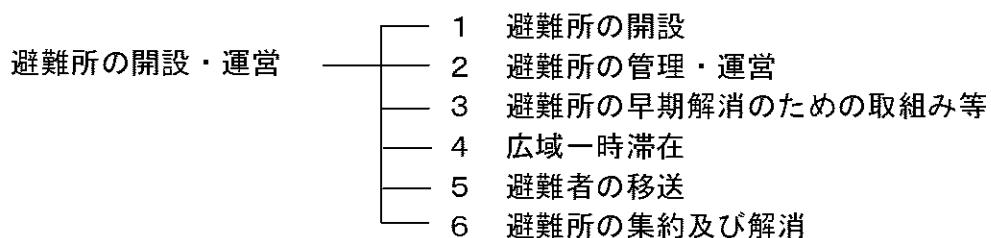
市は、災害が発生したとき、避難所を供与し、居住の確保、食糧、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

また、災害による家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする住民を臨時に収容するとのできる避難所を指定し、開設する。

【実施担当機関】

地区対策部

【対策の体系】



【対策の展開】

1. 避難所の開設

避難収容が必要と判断した場合は、安全な避難所を指定し、周知する。

なお、地理的条件等を勘案してあらかじめ地区別に選定した避難所は、「避難所一覧表」及び「避難所位置図」のとおりであり、災害の規模その他の状況に応じて適宜使用する。

(1) 避難受入れの対象者

ア 災害によって現に被害を受けた者

(ア) 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること

(イ) 現に災害を受けた者であること

イ 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

(ア) 避難勧告・指示が発せられた場合

(イ) 避難勧告・指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合

ウ その他避難が必要と認められる場合

(2) 避難所の開設方法

ア 地区対策部は、施設所有者または管理者の協力を得て避難所を開設する。

- イ 避難所の開設基準については、災害救助法が適用される場合は同法に基づき、また、同法が適用されない場合においても同法に準じて行う。
- ウ 避難所には管理責任者を設ける。

(3) 臨時の避難所の開設

避難所以外に臨時に避難者を受入れる施設が必要な場合は、当該施設管理者の協力を得て臨時の避難所として開設する。なお、臨時の避難所を開設する場合は、地区対策部から職員を派遣して開設し、開設後は、避難所と同等に扱う。

- ア 避難所の受け入れ能力を越える避難者が生じた場合は、その他の民間施設等の管理者に対し、臨時の避難所としての施設の提供を要請する。また、その他の民間施設等の管理者に対する要請が困難な場合は、知事に要請し、必要な施設の確保を図る。
- イ 避難所以外の施設に避難者が集結した場合は、避難者に対して避難所に避難するよう指示するが、避難所にスペースがない場合は、当該施設管理者の同意を得たうえで、臨時避難所として開設する。
- ウ 避難所の開設にあたっては、市は、避難行動要支援者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

(4) 避難所開設の報告

避難所を開設したときは、直ちに次の事項を知事に報告するとともに四條畷警察署長に通知する。

- ア 開設の日時及び場所
- イ 開設箇所数及び受け入れ人員
- ウ 開設期間の見込み
- エ その他参考となる事項

(5) 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

【地域防災計画関係資料】付表22：指定避難所一覧表	P461
付図4：避難所位置図	P463

2. 避難所の管理・運営

市は、施設管理者等の協力を得て、避難所を管理・運営するが、自主防災組織等を中心とした避難所内の住民組織の自主的な活動によって避難所の運営が行われるよう支援する。

(1) 避難者の把握

管理責任者は、避難者カードを配布・回収し、避難者の実態を把握するとともに、これを基に避難者受入れ記録簿を作成する。

(2) 食料、生活必需品等の請求、受取、配布

管理責任者は、避難所全体で集約された食料、生活必需品、その他物資の必要数を地区対策部に報告し、調達を要請する。

また、到着した食料や物資を受け取った場合は、住民組織、ボランティア等の協力を得て配布する。

(3) 避難所の管理、運営の留意点

市は、避難者による自主的な運営を促すとともに、府の「避難所運営マニュアル作成指針」を踏まえて市が作成する「避難所管理運営マニュアル」に基づき、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。

ア 避難所ごとに受入れ避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、府への報告を行う。

イ 混乱防止のための避難者心得の掲示

ウ 災害応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示

エ 生活環境への配慮を行い、常に良好なものとするため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努める

オ 施設管理者の協力を得て、施設内の清掃（特にトイレの清掃）及びごみ処理に努めるとともに、避難している人の手洗い及びうがいを徹底し集団感染の発生を防止する。

カ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医療救護班による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる。

キ 外国人に対して、言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。

ク 相談窓口の設置（女性相談員の配置に配慮する。）

ケ 動物飼養者の周辺への配慮の徹底

コ 避難所の運営における女性の参画を推進するため、避難所運営組織に女性を加えるとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。

サ 女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

（ア）女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置

（イ）生理用品、女性用下着の女性による配布

（ウ）巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保

シ 避難行動要支援者への配慮

- (ア) 管理責任者は、避難所を開設した場合、住民組織やボランティア等の協力を得て、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者を把握し、これらの者に対して健康状態等について聞き取り調査を行う。
- (イ) 管理責任者は、調査の結果に基づき、これらの者が必要とする食料、生活必需品等の調達を地区対策部に要請するほか、避難所内で避難行動要支援者専用の場所を提供するなどの配慮を行う。
- (ウ) スロープが設置されていない施設の管理責任者は、必要に応じて仮設スロープを設置する。
- (エ) 福祉仕様のトイレが設置されていない施設の管理責任者は、必要に応じて仮設トイレの設置・増設などの対応策について健康福祉対策部と協議する。
- (オ) 必要に応じて老人福祉施設、病院等への入所、被災地外への避難等が行えるよう健康福祉対策部と協議する。

【地域防災計画関係資料】付表28：市域内にある社会福祉施設一覧表	P469
様式12：避難者カードの様式	P484
様式13：避難状況報告の様式	P485
様式14：避難者収容記録簿の様式	P486
様式15：避難所開設日誌の様式	P487

3. 避難所の早期解消のための取組み等

市は、府と充分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、避難所の早期解消に努める。

また、市は、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。

なお、市、府、関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、避難所に滞在する被災者の低減に向けた方策を検討する。

4. 広域一時滞在

市は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合において、府内市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては府に対し当該他の都道府県との協議を求める。

府は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとし、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがないときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を市に代わって行う。

また、他の都道府県から被災住民の受け入れの協議を受けた場合は、被災住民の受け入れについて、関係市町村長と協議を行う。協議を受けた市町村長は、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れることとし、一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し公共施設等を提供する。

市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

5. 避難者の移送

被災地域が広域にわたり、あらかじめ指定した避難所が使用できない場合、もしくは避難所に収容しきれなくなった場合、または避難者の生命、身体を守るために他の地域に移送する必要があり、本市のみで対処できない場合には、知事や隣接市の長等の協力を得て、避難者を移送する。

6. 避難所の集約及び解消

(1) 災害が落ち着き避難者が帰宅できる状態になったときは、避難所を閉鎖する。なお、避難者の家屋が浸水、倒壊等によって帰宅が困難なときは、避難所を縮小し存続させるなど必要な措置をとる。

(2) 避難所を閉鎖したときは、その都度知事及び四條畷警察署長に通知する。

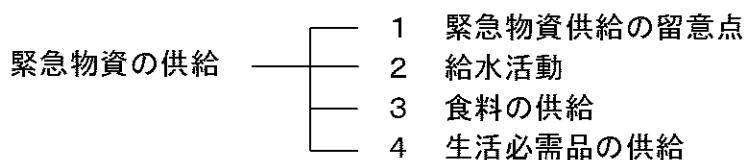
第16節 緊急物資の供給

市は、家屋の損壊、滅失等により水、食料、生活必需品の確保が困難な市民に対して、迅速に必要な物資の供給に努める。被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関と相互に協力するよう努める。

【実施担当機関】

水道対策部・地区対策部

【対策の体系】



【対策の展開】

1. 緊急物資供給の留意点

- (1) 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。
- (2) 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。
- (3) 在宅での避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。
- (4) 市は、供給すべき物資が不足し、調達する必要があるときは、物資関係省庁〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁〕又は非常本部等に対し、物資の調達を要請する。
- (5) 市は府に要請することができるとともに、府は、市における備蓄物資等が不足するなど、災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、市に対する物資を確保し輸送するものとする。

2. 給水活動

(1) 情報の収集

水道対策部は、災害発生後、なるべく早期に情報を収集し応急給水対策を立てる。

ア 配水場の被害状況及び貯水量の把握を行う。

イ 各給水区域の断水状況の収集・把握を行う。

(2) 給水の実施

市、府及び大阪広域水道企業団は、相互に協力して、被災状況に応じた速やかな給水に努める。

被災者に対する応急給水は、市内8ブロックの地区対策部にかかる市指定避難場所（主として8箇所の中学校）及び末広公園内緊急貯水槽を拠点として応急給水を実施する。

なお、給水にあたっては、病院等の緊急に水を要する施設や高齢者、障害者等の避難行動要支援者の施設を優先する。

ア 目標量

被災者1人あたり1日3リットルを目標として供給し、応急復旧の進捗にあわせ順次供給量を増加する。

イ 給水方法

（ア）給水拠点（または応急給水拠点）、指定避難場所での給水を実施する。

（イ）断水地域へは、灰塚配水場及び東部配水場を拠点として給水対策班を配置し、給水タンク車により運搬給水する。

（ウ）仮設給水栓、共用栓の設置、応急仮配管の敷設による給水を実施する。

（エ）ボトル水等の配布による給水を実施する。

（オ）各給水拠点等の水質検査を実施するとともに、必要に応じて消毒を行う。

（カ）給水用資機材が不足する場合は、府、協定業者等から調達する。なお、給水タンク等の保有量は次のとおりである。

（平成26年4月1日現在）

給 水 車			給 水 タン ク			そ の 他			
種 類 (容量)	台数	容量計 (t)	種 類 (容量)	台数	容量計 (t)	種 類	容量 (l)	個数	合計容量
1.8	1	1.8	2.0	1	2.0	ポリタンク	20.0	390	7,800
			1.5	1	1.5	非常用飲料水袋	6.0	14,900	89,400
			1.0	14	14.0				0

ウ 飲料水の水質検査及び消毒

給水にあたっては、水質管理はもとより、使用する器具等すべて衛生的に処理する。

(3) 住民への給水活動に関する広報

給水方法や時間、場所について、広報車の巡回や避難所への掲示等によって市民への広報を行うとともに、断水解消の見込み等の情報提供をきめ細かく行う。

(4) 応援要請

市単独で十分な応急活動を実施することが困難な場合は、速やかに大阪広域水道企業団及び日本水道協会等に応援を要請する。

【地域防災計画関係資料】付表24：配水場一覧表 P465

3. 食料の供給

(1) 食料供給の対象者

ア 避難所に収容された者

イ 旅行者、市内通過者等で他に食料を得る手段のない者

(2) 必要量の把握

地区対策部は、食料供給の対象者数から必要な数量を把握するとともに、避難所ごとの必要量も算定し、供給計画を作成する。

(3) 食料の確保

供給計画に基づき、備蓄食料や調達によって確保する。

ア 備蓄食料

市及び府が保有する災害用備蓄物資は、「大東市災害用備蓄物資一覧表」及び「大阪府災害用備蓄物資一覧表」のとおりである。

イ 調達食料

協定業者等から調達するとともに流通状況に応じ、その他の業者からも調達する。

また、市において食料の調達が困難な場合は、府、他の市町村に応援を要請する。なお、他の市町村、農林水産省、近畿農政局（大阪地域センター）に応援要請した場合は、府に報告する。

(4) 配給方法

食料の配給は、避難所内住民組織、地域各種団体、ボランティア等の協力を得て、被災者に不安を抱かせないよう迅速に処理する。なお、配給にあたっては配給品目、数量等を明らかにし、被災者間に不公平が生じることのないよう適切に実施する。

(5) 炊き出しの実施

ア 炊き出しの方法

(ア) 炊き出しは、避難所内の住民組織、地域各種団体、自衛隊等が実施する。

(イ) 炊き出しの実施については、避難状況、ライフライン復旧状況及び協力体制の整備状況を勘案して決定する。

(ウ) 他団体等からの炊き出しの申し出については、調整のうえ受入れる。

イ 炊き出しの場所

炊き出しは、避難所など適当な場所において学校の家庭科教室等を利用して実施する。

なお、調理施設がない、または利用できない場所においては、応急的な調理施設及び資機材の確保に努める。

【地域防災計画関係資料】付表26：大東市災害用備蓄物資一覧表	P467
付表27：大阪府災害用備蓄物資一覧表	P468

4. 生活必需品の供給

(1) 生活必需品供給の対象者

住家に被害を受け、生活必需品を失い、必要最小限の日常生活を営むことが困難な者

(2) 必要量の把握

地区対策部は、生活必需品供給の対象者数から必要な数量を把握するとともに、避難所ごとの必要量も算定し、供給計画を作成する。

(3) 生活必需品の確保

供給計画に基づき備蓄生活必需品や調達によって確保する

ア 備蓄品

市及び府が保有する災害用備蓄物資は、「大東市災害用備蓄物資一覧表」及び「大阪府災害用備蓄物資一覧表」のとおりである。

イ 調達生活必需品

協定業者等から調達するとともに流通状況に応じ、その他の卸売業者、小売販売業者からも調達する。

また、市において生活必需品の調達が困難な場合は、府、他の市町等に応援を要請する。なお、他の市町、日本赤十字社大阪府支部に応援要請した場合は、府に報告する。

(4) 配給方法

生活必需品の配給は、避難所内住民組織、地域各種団体、ボランティア等の協力を得て、被災者に不安を抱かせないよう迅速に処理する。なお、配給にあたっては配給品目、数量等を明らかにし、被災者間に不公平が生じることのないよう適切に実施する。

第1編 風水害応急対策

第2章 災害発生後の活動

【地域防災計画関係資料】 付表26：大東市災害用備蓄物資一覧表	P467
付表27：大阪府災害用備蓄物資一覧表	P468

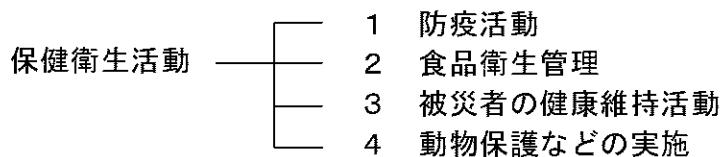
第17節 保健衛生活動

市及び関係機関は、感染症、食中毒の予防及び被災者的心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講じる。

【実施担当機関】

統括部・健康福祉対策部・地区対策部・関係機関

【対策の体系】



【対策の展開】

1. 防疫活動

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という）及び災害防疫実施要綱に基づき、府と緊密な連携をとり、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。

(1) 統括部環境衛生班は、防疫及び保健衛生に万全を期すとともに、健康福祉対策部医療班と緊密な連絡体制のもとに次の防疫及び保健衛生活動を実施し、汚水の溢水等が発生した場合、直ちに防疫及び保健衛生措置を講じる。また、市単独で防疫活動を実施することが困難な場合は、府に協力を要請する。

ア 消毒措置の実施（感染症法第27条）

府の指導、指示により、家屋、便所、その他必要な場所の消毒を実施する。

イ ねずみ族、昆虫等の駆除

府の指導、指示に基づき、速やかにねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

ウ 防疫調査・健康診断

府は、災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、一類感染症、二類感染症及び三類感染症のまん延を防止するため必要と認めたときは、健康診断の勧告等を行う。市は、大阪府四條畷保健所の指導に基づき、被災地・避難所での消毒等を行うための調査を実施する。

府では、一類感染症、二類感染症患者発生時は、感染症指定医療機関と連携し、必要病床数を確保するとともに、患者移送車の確保を行い、入院の必要がある感染症患者について入院の勧告等を行う。市は、この実施に際して協力する。※

エ 避難所の防疫指導

府防疫職員の指導のもとに、避難所等における防疫活動を実施し、施設の管理者を通じて、うがい・手洗いの励行等の徹底を期す。なお、避難所に消毒薬等を常備するよう勧める。

オ 臨時予防接種の実施

府の指示により、健康福祉対策部医療班は、感染症の未然防止または拡大防止のため、種類、対象及び期間等を定めて府と緊密な連絡のうえ、大阪府四條畷保健所及び大東・四條畷医師会等の協力を得て予防接種を実施する。

カ 衛生教育及び広報活動

府の指導、指示により、被災地及び避難所において衛生教育及び広報活動を実施する。

キ 薬品の調達・確保

防疫に必要な薬品を調達、確保する。

ク 報告

大阪府四條畷保健所を経由して府に被害状況、防疫活動状況、災害防疫所要見込額を報告する。

ケ 災害防疫完了後の措置

災害防疫活動を終了した場合は、速やかに災害防疫完了報告書を作成し、統括部環境衛生班及び大阪府四條畷保健所を経て府に提出する。

※一類感染症 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱

二類感染症 急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属S A R Sコロナウイルスであるものに限る。）鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH 5 N 1であるものに限る）

三類感染症 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス

(2) 統括部環境衛生班は、災害によって浸水した便槽を調査し、汚水を汲取るとともに、防疫および保健衛生措置を講じる。

2. 食品衛生管理

食品衛生の監視等については、府が、食品衛生監視班を編成し、食品衛生協会等関係機関と緊密な連携をとりながら次の業務を行うものであるが、健康福祉対策部は、これに協力し、

飲食に起因する疾病の予防等災害時における食品衛生の保持に努める。

- (1) 避難所、その他炊き出し施設等の給食施設の衛生監視及び救護食品の監視指導
- (2) 救護食品の納入業者の食品の取扱い及び救護食品の監視指導
- (3) 被災食品関係業者の監視指導及び不良食品の排除
- (4) 飲料水の簡易検査
- (5) その他食品に起因する疾病の予防

3. 被災者の健康維持活動

健康福祉対策部は、府及び関連機関と連携し、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

特に、高齢者、障害者、子ども等災害時に援護が必要な者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

(1) 健康相談等

ア 巡回健康相談

被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、避難所、社会福祉施設、応急仮設住宅などを巡回し、保健師等による健康相談及び訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。

また、必要に応じて大東・四條畷医師会及び大東歯科医師会の協力のもと、健康診断及び歯科検診を実施する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。

イ 巡回栄養相談

被災者の栄養状況を把握し、食糧の供給機関等との連絡をとり、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。

ウ 避難行動要支援者等への指導

高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。

(2) 心の健康相談等

府が設置する心の健康に関する相談窓口、及び精神科救護所の運営に協力する。

ア 災害による心的外傷後ストレス障害(P T S D)、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。

イ 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨機に精神科救護所を設置する。

ウ 巡回 心の健康相談

被災者や救護者の災害ストレスから起きる心の反応についての相談に対応するため、専門的な相談員が巡回し聴き取り、助言、相談等を実施する。

4. 動物保護などの実施

市・府及び関係機関は、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。

(1) 被災地域における動物の保護・受入れ

飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は府、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。

(2) 避難所における動物の適正な飼育

市は府と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防法上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

ア 市は各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、府との連絡調整及び支援を行う。

イ 避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整

ウ 他府県市との連絡調整及び応援要請を行う。

(3) 動物による人等への危害防止

危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに市、府、警察等が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

第18節 避難行動要支援者への支援

市は、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

【実施担当機関】

健康福祉対策部・教育対策部

【対策の体系】

- 避難行動要支援者への支援 └─ 1 避難行動要支援者の被災状況の把握等
 2 被災した避難行動要支援者への支援活動

【対策の展開】

1. 避難行動要支援者の被災状況の把握等

(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況等の把握

ア 安否確認・避難誘導

健康福祉対策部福祉対策班は、災害発生直後には、発災時等においては、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、「避難行動要支援者支援プラン」に基づき、民生委員・児童委員、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、速やかに在宅要援護高齢者、障害者その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるとともに、単独での避難行動に支障があると認められる者の避難誘導の実施に努める。

また、教育対策部教育管理対策班は、被災によって保護者を失う等保護が必要となる児童の早期発見、保護に努める。

イ 被災状況の把握

所管する社会福祉施設の施設設備、職員、入所者、福祉関係職員等の被災状況の迅速な把握に努める。

(2) 福祉ニーズの把握

被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的、継続的に提供できるよう避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの把握に努める。

【地域防災計画関係資料】付表28：市域内にある社会福祉施設一覧表…………… P469

2. 被災した避難行動要支援者への支援活動

避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮するものとする。特に避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、情報の提供についても、十分配慮する。

(1) 在宅福祉サービスの継続的提供

- ア 健康福祉対策部は、被災した避難行動要支援者に対し、居宅、避難所、応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。
- イ 教育対策部は、被災した園児・児童やその家族の心的外傷後ストレス障害（P T S D）等に対応するため、心のケア対策に努める。

(2) 避難行動要支援者の施設への緊急入所等

- ア 健康福祉対策部は、被災により居宅、避難所等では生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。
- イ 社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が生活を送れるよう、支援を行う。

(3) 情報提供

関係団体やボランティア等の協力を得て、避難行動要支援者に対する居宅、避難所、応急仮設住宅等における福祉サービスの情報提供を行う。

(4) 広域支援体制の確立

市は、避難行動要支援者に関する被災状況等の情報を府に連絡し、府は、必要に応じて、国や近隣府県、関係団体等からの広域的な人的・物的支援を得ながら、市に介護職員等の福祉関係職員の派遣や避難行動要支援者の他の地域の社会福祉施設への入所が迅速に行えるよう、広域調整を行うとともに、支援体制を確立する。

【地域防災計画関係資料】付表28：市域内にある社会福祉施設一覧表…………… P469

第19節 社会秩序の維持

市及び関係機関は、流言飛語の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講じる。

【実施担当機関】

統括部・地区対策部・関係機関

【対策の体系】

- | | |
|---------|--|
| 社会秩序の維持 | <ul style="list-style-type: none">1 住民への呼びかけ2 警備活動の強化3 暴力団排除活動の徹底4 物価の安定及び物資の安定供給 |
|---------|--|

【対策の展開】

1. 住民への呼びかけ

統括部広報班は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

2. 警戒活動の強化

地区対策部は、四條畷警察署と連携し、公共の安全と秩序を維持するため、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施する。

- (1) 四條畷警察署は、被災地及びその周辺において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保に努めるとともに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止、府民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。
- (2) 自治会、自主防災組織等は、地域の安全を維持するため、自ら防犯パトロールの実施に努める。

【地域防災計画関係資料】付表11：自主防災組織等一覧表…………… P443

3. 暴力団排除活動の徹底

四條畷警察署は、暴力団が復旧・復興事業等に介入するなど、資金獲得活動を展開することが予想されるため、動向把握、情報収集に努めるとともに、関係機関、自治体等と連携し、復旧・復興事業等からの暴力団排除の徹底に努める。

4. 物価の安定及び物資の安定供給

市は、府と協力して物価などの消費者情報の把握に努めるとともに、被災者の経済的生活の安定と、経済の復興を推進する。

(1) 物価の把握等

ア 物価の把握

統括部情報班は、相談窓口に寄せられる電話等によって物価の実態に関する情報収集に努める。

イ 府への要請

統括部は、府に対して、小売業者の適正な物資等の供給・流通、便乗値上げ等の事実確認、是正指導等の実施を要請する。

(2) 消費者情報の提供

統括部広報班は、消費者の立場を守るとともに、心理的パニックを防止するため生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報の提供に努める。

(3) 生活必需品の確保

地区対策部は、生活必需品の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については統括部と連携し、府、事業者等と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

(4) 災害緊急事態布告時の対応

内閣総理大臣が災害緊急事態を布告し、社会的・経済的混乱を抑制するため、国民に対し、必要な範囲において、生活必需品等、国民生活との関連性が高い物資又は燃料等、国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等必要な協力を求められた場合は、市民は、これに応ずるよう努める。

第20節 建築物・住宅応急対策

市は、被災者の住宅を確保するため、府と協力して速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設など必要な対策を行うとともに、公営住宅等の空き家への一時入居措置などに努める。応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障害者を優先する。

【実施担当機関】

統括部・応急対策部・地区対策部

【対策の体系】



【対策の展開】

1. 住家等被災判定の実施

住家等の被害の状況は、災害救助法の適用の根拠となり、り災証明書の交付や各種の被災者援護対策の基礎となる。応急対策部は、住家等の適正な被災判定を実施する。

(1) 現地調査の実施

ア 第一次調査

市内全域を対象として、外観目視によって調査・判定する。

イ 第二次調査

第一次調査の結果に不服のあった住家等、及び第一次調査が物理的に不可能であった住家等について、再調査を実施する。

(2) 調査方法

ア 第一次調査の段階から、あらかじめ住民に調査を行うことの広報を実施し、可能な限り立入調査を実施することによって、判定に正確を期する。

イ 第二次調査時は、必要に応じ居住者または所有者等の立会いのうえで立入調査を実施する。

(3) 被害程度の認定基準

全壊、半壊等の認定基準は、「被害状況等報告基準」のとおりである。

【地域防災計画関係資料】資料9：被害状況等報告基準…………… P417

2. 住居障害物の除去

市は、がけ崩れ、浸水等により、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で、自らの資力をもってしては除去できない者に対して障害物の除去を行う。

(1) 除去の対象者

住家が半壊または半焼し、居室、炊事場、便所等に障害物が運び込まれ当面の日常生活上支障をきたす場合で、自己の資力では除去することができない者に対して行う。

(2) 除去の程度

必要最小限度の日常生活が営める状態に除去する。

3. 被災住宅の応急修理

災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が半壊または半焼し、当面の日常生活が営めない者に対し、府から委任された場合は、応急対策部は、被災住宅の応急修理を行う。

(1) 応急修理の対象者

災害によって住家が半壊、半焼し、そのままでは当面の日常生活を営むことができず、かつ自己の資力では応急修理できない者に対して行う。

(2) 修理方法

応急修理は、建設業者の協力を得て実施する。

(3) 修理の範囲

居室、炊事場、便所等生活上欠くことのできない部分のみを対象とする。

(4) 修理の期間

災害救助法適用による応急修理は、原則として地震発生の日から1か月以内に完了する。

4. 被災家屋の解体

市は、被災家屋の解体について被災者の経済的負担の軽減を図るため、府を通じて国に対する特別の措置を要請する。

5. 応急仮設住宅の供与

災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊、全焼または流失し、住宅を確保することができない者に対し、府から委任された場合は、応急仮設住宅を建設し、供与する。

なお、高齢者、障害者等に配慮した応急仮設住宅を建設するよう努める。

(1) 入居対象者

- ア 住家が全壊（全焼・流失）した者
- イ 居住する家がない者
- ウ 自らの資力をもってしても住宅を確保することができない者

(2) 応急仮設住宅建設用地の決定

応急対策部は、あらかじめ定めた応急仮設住宅建設予定地及び当面利用目的が決まっていない公共用地の中から応急仮設住宅建設用地を決定する。なお、それだけでは不足する場合は、民間の遊休地等の使用についても検討する。

(3) 建設資機材の確保

ア 応急仮設住宅の建設に必要な資機材は、請負業者において確保する。なお、請負業者において確保できないときは、市において確保する。

イ 請負業者及び市において確保できないときは、府及び他の市町村に調達あっせんを依頼する。

(4) 供与期間

入居者に応急仮設住宅を供与する期間は、原則として完成の日から2年以内とする。

(5) 応急仮設住宅の管理

市長は、府から要請があった場合、応急仮設住宅の管理を実施する。

【地域防災計画関係資料】付表23：応急仮設住宅建設予定地一覧表 P464
様式16：応急仮設住宅入居者台帳の様式 P488

6. 応急仮設住宅の運営管理

市及び府は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、府と市が連携して、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

7. 公共住宅等の一時入居

応急仮設住宅の建設状況に応じ、被災者の住居を確保するため、府・市営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅等の空き家への一時入居の措置を講じる。

8. 住宅に関する相談窓口の設置

民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、空き家状況の把握に努めるとともに、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等、適切な措置を講じる。

第21節 応急教育等

市は、学校教育を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置をとる。

【実施担当機関】

教育対策部

【対策の体系】

- 応急教育等
- 1 教育施設の応急整備
 - 2 応急教育の実施
 - 3 学校給食の措置
 - 4 就学援助等
 - 5 児童・生徒の健康管理等
 - 6 文化財の応急対策

【対策の展開】

1. 教育施設の応急対策

速やかに平常の教育活動が実施できるよう、施設管理者の協力のもと教育施設の施設設備について、必要限度の応急復旧を実施するとともに、代替校舎を確保するなど必要な措置をとる。

- (1) 応急修理で使用できる場合は、速やかに修理のうえ使用する。
- (2) 被害が甚大で応急修理では使用できない場合は、隣接の学校または公民館、寺院その他適当な公共施設を利用する。
- (3) 校舎の一部が使用できない場合は、特別教室、体育館等を利用する。なお、授業または施設利用に支障がある場合は、仮間仕切り、仮設トイレ等を設置する。
- (4) 学校が避難所等に利用され、校舎の全部または大部分が長期間使用不可能と想定される場合には、他の公共施設等の避難所への転用も含め関係機関と調整する。

2. 応急教育の実施

(1) 応急教育実施のための措置

学校長は、災害により常の授業が実施できない場合は、教職員・児童・生徒及びその家族の被災状況、避難者の収容状況、交通機関、道路の復旧状況その他を勘案して、応急教育実施のための措置を講じる。

- ア 校舎が避難所として利用されている場合の市との協議
- イ 校区外に避難した児童・生徒への授業実施状況・予定等の連絡

(2) 応急教育実施の場所

学校が避難所等に指定され、長期間使用不可能と想定される場合には、他の公共施設等の避難所への転用も含め関係機関と調整し、早急に授業を実施できるよう努める。なお、応急教育の実施にあたっては、必要に応じて府教育委員会と連携・協議を図る。

3. 学校給食の措置

学校長は、速やかに被災状況を市に報告し、協議のうえ、給食の可否を決定するが、この場合次の各項目に留意する。なお、市は、関係機関と協議のうえ、学校給食用物資の供給対策を速やかに講じる。

- (1) 被害があってもできるかぎり継続実施に努めること。
- (2) 給食施設が被害によって実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施するよう努めること。
- (3) 避難場所として使用されている学校については、その給食施設は、学校給食と被災者炊き出し用との調整について特に留意すること。
- (4) 被災地域においては、感染症発生のおそれが多いので、衛生については特に注意のうえ実施すること。
- (5) 給食製パン工場が被災した場合は、市にその被害状況を報告すること。

4. 就学援助等

(1) 就学援助等に関する措置

被災によって就学が困難となり、また、学資の支弁が困難となった市立学校の児童・生徒に対し、就学援助費の支給について、必要な措置を講じる。

(2) 学用品の支給

災害救助法に基づき、就学上支障のある児童・生徒に対して教科書、教材、文房具及び通学用品を支給する。

5. 児童・生徒の健康管理等

被災した児童・生徒の身体と心の健康管理を図るため、府教育委員会、四條畷保健所、中央子ども家庭センター、府医師会、府カウンセリング協会等と連携して臨時の健康診断、カウンセリング、電話相談等を実施する。

6. 文化財の応急対策

文化財保護条例等で指定されている文化財（以下「文化財」という。）の被害調査を行うとともに、その応急復旧に協力するよう努める。

- (1) 災害発生後、速やかに市内の文化財の被害について調査し、被害状況を把握するとともに、必要な情報については、府教育委員会に報告する。
- (2) 被害調査後、判明した状況から文化財の所有者または管理者に対し必要な指示を行い、被害の拡大防止と保護に努める。

第22節 遺体の収容・処理及び火葬等

市は、関係機関と連携のうえ、遺体の収容・処理及び火葬等について、必要な措置を講じる。

【実施担当機関】

統括部・地区対策部・関係機関

【対策の体系】

遺体の収容・処理及び火葬等

- 1 行方不明者の捜索
- 2 遺体の収容
- 3 遺体の処理
- 4 遺体の火葬等
- 5 応援要請

【対策の展開】

1. 行方不明者の捜索

- (1) 地区対策部は、四條畷警察署との密接な連携のもと、地域住民の協力を得て行方不明者の捜索を実施し、遺体を発見した場合は、速やかに収容する。
- (2) 遺体が流出等によって他市にあると認められる場合は、当該府県または遺体の漂着が予想される市に応援を求める。
- (3) 遺体捜索の実施期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、現に遺体を捜索する必要がある場合は、期間の延長手続（知事への申請手続）をとる。

2. 遺体の収容

(1) 収容

- ア 遺体は、警察官の検視、医師の検案の後、速やかに遺体収容所に収容する。ただし、現場の状況等によって現場において検視、検案が困難な場合は、遺体収容所において行う。
- イ 災害に関連して亡くなった可能性がある人の遺体は、警察による検視（死体調査）、医師による検案を経なければ埋火葬できないことから、安易に医師の死亡診断書で遺体を埋火葬するこがないように留意する。
- ウ 身元不明の遺体については、四條畷警察署、その他関係機関に連絡し、その調査にあたる。

(2) 遺体収容所

- ア 統括部環境衛生班は、あらかじめ市内寺院、その他の組織と協議のうえ選定した候補地の中から災害状況に応じて遺体収容所を開設する。

- イ 多数の遺体が発生した場合に備えて、被災者が避難する避難場所以外のできるだけ堅牢な建物で、広い場所を遺体収容所に設定するように努める。
- ウ 多数の遺体が発生した場合は、遺体収容所内または近接した場所において、警察及び医師による検視・検案を行うので警察、その他の関係機関と連携を図る。
- エ 遺体収容所には責任者を配置するほか、来訪する遺族等への対応及び衛生状態を確保する要員、葬祭扶助等に関する相談のための福祉担当者等の配置についても検討しておく。
- オ 警察から引継がれた遺品や遺体の着衣、携行品等については、他の遺品と混在、紛失がないように、散逸防止等の措置をとる。
- カ 死亡の届出義務者がいない場合や外国籍の死亡者等の死亡届の扱いについて、所管する法務局担当者と協議、調整を行う。
- キ 停電及び断水等に備えて、非常用電源となる発電発動機及び照明器具、また、遺体を洗浄するために大量の水が必要となることから、計画段階においてタンク車等の確保にも努める。

3. 遺体の処理

- (1) 遺族が遺体の処理を行うことが困難もしくは不可能である場合は、市が代わってこれを実施する。
- (2) 必要に応じて民間の葬儀社と連携し、ドライアイス、棺等の遺体の処理に係る資機材の調達、遺体搬送の手配等を実施するとともに、遺体収容所において洗浄、縫合、消毒等の措置を行う。
- (3) 遺族等に対する棺、骨つぼ等の支給など、必要な措置を講ずる。
- (4) 身元不明の遺体については、遺品を整理のうえ、性別、推定年齢、特徴等を遺体処理台帳に記録し、遺体収容所に掲示するとともに四條畷警察署、その他関係機関に連絡し、身元調査に努める。
- (5) 身元が判明し、遺族、親戚等引取人がある場合は、速やかに引き渡す。
- (6) 遺体処理の実施期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、現に遺体を処理する必要がある場合は、期間の延長手続（知事への申請手続）をとる。
- (7) 遺体処理に従事する職員等の精神的なケアを目的とした、カウンセラーの派遣等についてもあらかじめ検討しておく。

【地域防災計画関係資料】様式17：遺体処理台帳の様式…………… P489

4. 遺体の火葬等

- (1) 遺族において対応が困難、または不可能な場合は、統括部環境衛生班が、飯盛靈園組合の協力のもと遺体の火葬等を実施する。
- (2) 遺体の火葬は、遺体処理台帳及び遺品を保存のうえ、原則として火葬場で行う。
- (3) 火葬場の稼働状況、棺の確保状況等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、棺の調達、遺体搬送の手配等を実施する。
- (4) 身元不明の遺体については、火葬の後、遺骨・遺品等を市で保管、または市内寺院等に保管を依頼する。
- (5) 遺体の埋火葬の実施期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。

【地域防災計画関係資料】様式18：埋火葬台帳の様式…………… P490

5. 応援要請

- (1) 市は、自ら遺体の処理、火葬の実施が困難な場合、大阪府が作成する「大阪府広域火葬計画」に基づき、府に対して必要な措置を要請する。
また、府からの応援要請に応じることができる場合は、広域火葬の応援体制を整え、積極的に対応するものとする。
- (2) 府は、「大阪府広域火葬計画」に基づき、他の市町村への指示、他府県への要請を行う。

第23節 廃棄物の処理

市は、し尿、ごみ及び災害廃棄物等について、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、適正な処理を実施する。

【実施担当機関】

統括部・応急対策部・地区対策部

【対策の体系】



【対策の展開】

1. し尿処理

(1) 初期対応

- ア 統括部環境衛生班は、上水道、下水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設便所の必要数を把握する。
- イ し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- ウ 被災者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障害者に配慮しつつ、速やかに仮設便所を設置する。
- エ 浸水区域を確認し、当該区域内のし尿及び浄化槽汚泥の回収見込み量を把握する。

(2) 処理活動

- ア 統括部環境衛生班は、作業が効果的に行えるよう災害の規模、状況に応じ委託業者を配備投入し、なお不足の場合には、人員、機材の借り上げを行う。
- イ 収集したし尿は、処理場において処理を行う。
- ウ 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設便所の衛生状態を保つ。
- エ 必要に応じて、府、他の市町村、関係団体に応援を要請する。
- オ 浸水区域において、くみ取りトイレの便槽や浄化槽は、床下浸水程度の被害であっても水没したり、槽内に雨水・土砂等が流入したりすることがあるので、迅速にバキュームカーによるし尿及び浄化槽汚泥の回収体制を立ち上げる。

2. ごみ処理

(1) 事前対応

避難準備情報等が出された段階で、早期に水害廃棄物への対応体制を準備するとともに、浸水が想定される区域の住民へ、家財等を2階へ上げる等、浸水しないよう予防策を講じるよう呼びかけ、水害廃棄物の発生を最小化するよう努める。

(2) 初期対応

- ア 統括部環境衛生班は、避難所をはじめ、被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。
- イ ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- ウ 浸水区域を確認し、水害廃棄物（家具、畳等の粗大ごみ）の発生見込み量を把握する。

(3) 処理活動

- ア 統括部環境衛生班は、作業が効果的に行えるよう災害の規模、状況に応じ委託業者を配備投入し、なお不足の場合には、人員、機材の借り上げを行う。
- イ 排出されたごみの集積所については、平常時の集積所のほか、被災地域の実情に応じ、一時的な集積所を定める。
- ウ 収集したごみは、焼却場において処理を行うが、必要に応じ環境衛生上支障のない方法で処理する。
- エ 防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは迅速に収集処理する。
- オ 殺虫剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮置場、一時保管場所における衛生状態を保つ。
- カ 家具類や水分を含んだ畳等、重量のある廃棄物が発生するため、平積みダンプや積込み・積下しのための重機を確保する。
- キ 必要に応じて、府、隣接市町村、関係団体に応援を要請する。

(4) 住民への広報

水害発生時、廃棄物の排出方法に対する住民の理解を得るために、また、分別排出を徹底するため、住民に対し利用可能なメディアを活用し、できる限り速やかに必要な情報を広報する。

- ア 収集方法（戸別収集の有無、ごみの排出場所、分別方法、家庭用ガスボンベ等の危険物、フロン含有廃棄物の排出方法等）
- イ 住民がごみを排出する集積場（場所によって集積するものが異なる場合はその種類を記載）
- ウ 収集時期及び収集期間
- エ 仮置場の場所及び設置状況

- オ ボランティア支援依頼方法
- カ 市の問い合わせ窓口

(5) 進行管理計画

水害による被害が甚大な場合には、広域的な処理が必要であり、また、その処理に長期間を要することから、必要に応じ、次の事項に留意して、中長期的な水害廃棄物処理の進行管理計画を作成する。

- ア 水害廃棄物の発生量
- イ 水害廃棄物の処理方法
- ウ 水害廃棄物の処理に要する期間の見込み
- エ 水害廃棄物処理の月別進行計画

3. 災害廃棄物等処理

(1) 初期対応

- ア 統括部環境衛生班は、災害廃棄物等の発生量を把握する。
- イ 災害廃棄物等の選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物等の最終処分までの処理ルートの確保を図る。

(2) 処理活動

- ア 他の所有者の敷地内で作業が必要な場合は、可能なかぎり管理者、所有者の同意を得て行う。
- イ 危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- ウ 災害廃棄物等の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能なかぎり木材やコンクリート等のリサイクルに努める。
- エ アスベスト等有害な廃棄物については、専門業者に処理を委託する。なお、収集・処理にあたっては、環境保全の未然防止に努めるとともに、市民及び作業員の健康管理及び安全管理に十分配慮するよう要請する。
- オ 必要に応じて、府、他の市町村、関係団体に応援を要請する。

4. 死亡・放浪動物対策

(1) 初期対応

統括部環境衛生班は、地区対策部との連絡調整を図り、死亡・放浪動物の発生状況を把握する。

(2) 处理活動

ア 死亡動物の処理

- (ア) 死亡動物発見の連絡を受けた場合は、直ちに収集し、消毒その他の衛生処理を行う。
- (イ) 収集された死亡動物は、定めた方法に基づき焼却する。

イ 放浪動物の対策

被災によって飼育されていた犬等が放浪することによる市民への危害発生を防止するため、これら放浪動物の保護収容等の対策については、そのつど関係機関と協議して決めるが、おおむね次をめやすとして行う。

(ア) 放浪動物の保護収容

- (イ) 避難所で飼育されている動物に対する餌の配布
- (ウ) 負傷している動物の収容・治療
- (エ) 飼育困難な動物の一時保管及び新たな飼い主探し
- (オ) その他動物に関する相談の受付

5. 環境保全対策

(1) 初期対応

統括部環境衛生班は、被災によって有害物質が漏洩した場合、大きな環境汚染のおそれがある主要工場については、災害発生後できるかぎり速やかに電話、現地調査、その他の方法によって緊急汚染源調査を行う。

また、必要に応じて適切な措置を講じるよう指導する。

(2) 大気・水の監視

災害が発生した場合の環境調査について、そのつど国・府・関係機関等と協議して決める。

(3) 建築物の被災または解体に伴う対策

ア 粉塵飛散防止対策

府と協力して、建築物の解体作業現場における粉塵飛散防止対策を指導する。

イ アスベスト飛散防止対策

- (ア) 解体・撤去工事を行う業者に対し、当該建築物が吹付けアスベストを使用している可能性のある建築物か否かを調査確認し、その結果の報告を求める。

- (イ) 吹付けアスベスト使用建築物、または吹付けアスベストの使用の有無が確認できない建築物については、次の対策を講じるよう指導する。

a 事前に除去できる場合は、事前に除去するなどの対策を実施する。

b 事前に除去できない場合及び使用の有無が確認できない場合は、薬剤の散布によ

る固化または散水の実施のうえで作業を行う。

c 全壊した建物で、飛散のおそれがある場合は、直ちにシートによる囲い込みを行う。

(ウ) 吹付けアスベスト使用建築物、または吹付けアスベストの使用の有無が確認できない建築物については、解体・撤去工事を行う業者に対して工事完了後の報告を求める。

ウ 災害廃棄物等の搬出時の飛散防止対策

災害廃棄物等の搬出を行う車両については、運搬時の荷台シートカバーを義務づけるとともに、その他知事が定める作業基準が守られるよう必要な措置を講じる。

第24節 自発的支援の受入れ

市は、各地から寄せられる支援申し込みに対して、関係機関は連携を密にし、適切に対処するよう努める。

【実施担当機関】

統括部

【対策の体系】



【対策の展開】

1. ボランティアの受入れ

府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、大東市社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関と府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携し、ボランティアが被災者のニーズに応えて円滑に活動できるよう適切に対処する。

(1) 受入れ

ア 活動内容

関係各部は、必要に応じて次のような活動内容のボランティアを受入れる。

- (ア) 避難所内における給食・清掃などの運営補助
- (イ) 被災者に対する炊き出し
- (ウ) 救助物資の仕分け・配布
- (エ) 高齢者・障害者など避難行動要支援者の介助
- (オ) 要援護者などのニーズ把握や安否確認
- (カ) その他被災者に対する支援活動

イ 人材の確保

住民が必要とするボランティアの活動場所、活動内容、人数等を把握し、大東市社会福祉協議会に連絡する。

ウ 受入れ窓口の開設

統括部統括班は、大東市社会福祉協議会と連携のうえ、ボランティアの受入れ・活動の調整を行う窓口を開設する。

(2) 活動支援体制

ア 必要資機材及び活動拠点の提供

ボランティア活動に必要な資機材及び活動拠点の提供を行う。

イ 災害情報の提供

ボランティア関係団体に対して災害の状況、災害応急対策の実施状況等の情報を提供する。

2. 義援金品の受付・配分

寄託された義援金品の受付及び配分を行う。

(1) 義援金

ア 受付

義援金の受付窓口を開設し、本市の被災者あてに寄託される義援金を受け付ける。

イ 配分

(ア) 本市の被災者あてに寄託された義援金及び府、日本赤十字社等から配分を委託された義援金を配分する。

(イ) 義援金の配分については、配分方法、伝達方法等を協議のうえ、配分計画を作成する。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努める。

(ウ) 定められた方針及び所定の手続を経て被災者に情報を提供し、配分する。

(2) 義援物資

ア 受付

(ア) 義援物資の受付窓口を開設し、本市の被災者あてに寄託される義援物資を受け付ける。

(イ) 義援物資の募集に際し又は、電話等により事前に義援物資の申し出があった場合は申し出人の善意に十分配慮し次のことにも配慮いただくよう要請する。

① 受入れ品目の限定

- a 必要とする物資
- b 不要である物資
- c 当面必要でない物資

② 義援物資送付の際の留意事項

- a 救援物資は荷物を開閉するまでもなく物資名、数量がわかるように表示すること
- b 複数の品目を梱包しないこと
- c 近隣で協力者のある場合はその方々と連携を図り、小口の救援物資を避けること

と

d 腐敗する食料は避け、可能な限り義援金としてお願ひする。

イ 配分

- (ア) 本市の被災者あてに寄託された義援物資及び府、日本赤十字社等から配分を委託された義援物資を配分する。
- (イ) 義援物資の配分については、配分方法等を協議のうえ、配分計画を作成する。
- (ウ) 配分計画に基づき、義援物資を避難所等へ搬送し、配分する。
- (エ) 配分は、避難所内住民組織、ボランティア等の協力を得て実施する。
- (オ) 寄託された義援物資を直ちに配分することが困難な場合は、あらかじめ定めた一時保管場所に保管する。

3. 海外からの支援の受入れ

海外からの支援について、国が作成する受入れ計画に基づき、必要な措置を講じる。

(1) 府との連絡調整

海外からの支援が予想される場合、府と連携して、あらかじめ国に、被災状況の概要、想定されるニーズを連絡し、また、国からの照会に迅速に対応する。

(2) 支援の受入れ

ア 次のことを確認のうえ、受入れの準備をする。

- (ア) 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等
- (イ) 被災地域のニーズと受入れ体制

イ 海外からの支援の受入れにあたっては、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。

- (ア) 案内者、通訳の手配
- (イ) 活動拠点、宿泊場所等の確保

4. 日本郵便株式会社の援護対策等

日本郵便株式会社（大東市内郵便局）は、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

(4) 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

第2編　事故等災害応急対策

第1章 組織動員体制

市は、市域内に事故等災害（大規模火災、危険物等災害、大規模交通災害等）が発生した場合、迅速かつ的確に災害の防御、被害の軽減など災害応急対策活動を行うため、災害発生規模に応じた組織動員体制をとる。基本的には風水害時の体制を準用するが、災害の種類、規模により臨機応変に対応する。

【実施担当機関】

各部、関係機関

〈事故等災害時の動員・配備〉

【災害警戒本部：A号配備】

設置基準	参考対象	配備人数
小規模災害の発生が確認でき、中規模以上の災害発生の恐れがある場合	統括部長または副部長	1
	応急対策部長または副部長	1
	水道対策部長または副部長	1
	統括班長または副班長	1
	統括班員	2
	広報班長または副班長	1
	広報班員	1
	総務班長または副班長	1
	総務班員	1
	情報班長または副班長	1
	情報班員	1
	現地指導班長または副班長	1
	現地指導班員	2
	資材調達班長または副班長	1
	資材調達班員	1
	北部地区対策第○班長または副班長（注）	1
	北部地区対策第○班員（注）	2
	東部地区対策第○班長または副班長（注）	1
	東部地区対策第○班員（注）	2
	南部地区対策第○班長または副班長（注）	1
	南部地区対策第○班員（注）	2
	西部地区対策第○班長ま（注）たは副班長（注）	1
	西部地区対策第○班員	2
	水道対策部 庶務班	1
	配置人数 計	30

（注）各地区対策班について：各地区対策班は第一班から第三班のローテーションで出動するものとする。

【災害対策本部：B号配備】

設置基準	参集対象	配備人数
中規模災害の発生が確認でき、大規模な災害発生の恐れがある場合	全ての部長及び副部長	24
	統括部各対策班長及び副班長（全員）	15
	統括班員（全員）	31
	広報班員	5
	総務班員	5
	情報班員	5
	環境衛生班員	5
	現地指導班長及び副班長（全員）	3
	現地指導班員（全員）	33
	資材調達班長及び副班長	1
	資材調達班員	2
	各地区対策第一から第三班長及び全副班長（全員）	24
	北部地区対策第一から第三班員	15
	東部地区対策第一から第三班員	15
	南部地区対策第一から第三班員	15
	西部地区対策第一から第三班員	15
	水道対策部 庶務班	2
	水道対策部 給水対策班	2
	水道対策部 施設対策班	6
	議会災害対策部 庶務班長	1
	配置人数 計	224

※防災役職を兼務している場合は下位役職をカウントしない。



【災害警戒本部：C号配備】

設置基準	参集対象	配備人数
大規模災害の発生が確認された場合	全職員	645

第2章 大規模火災

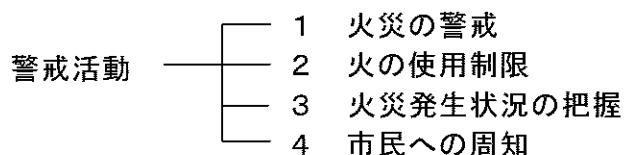
第1節 警戒活動

市は、関係機関と連携し、大規模火災に備えた警戒活動を行う。

【実施担当機関】

大東四條畷消防組合、関係機関

【対策の体系】



【対策の展開】

1. 火災の警戒

(1) 火災気象通報

大阪管区気象台長は、消防法第22条第1項に基づき、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、その状況を火災気象通報として知事に通報する。知事は、消防法第22条第2項に基づき、市町村長に伝達する。

火災気象通報の基準は、次のとおりである。

ア 実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり、大阪府内（生駒山地の山頂部付近を除く）のいずれかで、最大風速（10分間平均風速の最大値）が10m/sとなる見込みのとき。ただし、降雨、降雪が予測される場合は通報を取りやめることができる。

(2) 火災警報

市長は、消防法第22条第3項に基づき、知事から火災気象通報を受けたときは、必要に応じて火災警報を発令する。

2. 火の使用制限

警報が発令された区域内にいる者は、警報が解除されるまで、大東四條畷消防組合火災予防条例第29条に規定する火の使用の制限に従う。

3. 火災発生状況の把握

大東四條畷消防組合は、火災状況の早期把握に努めるとともに、関係機関への情報伝達を行う。

【地域防災計画関係資料】資料6：関係機関の通信窓口 P407

4. 市民への周知

大東四條畷消防組合は、危機管理室と共に防災行政無線、広報車等を利用し、消防団、自主防災組織等の住民組織と連携して、注意を促すため市民に周知する。周知にあたっては、避難行動要支援者等に配慮する。

【地域防災計画関係資料】付表10：防災行政無線同報系屋外受信機設置場所一覧表 P441

付図1：防災行政無線同報系屋外受信機設置場所位置図 P442

付表11：自主防災組織等一覧表 P443

付表18：市の車両保有台数一覧表 P456

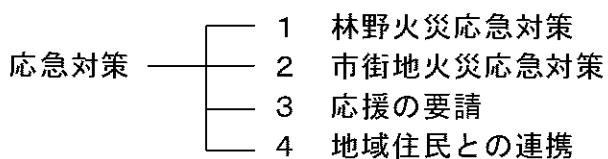
第2節 応急対策

大東四條畷消防組合は、関係機関と連携し、大規模火災が発生した場合に、迅速かつ的確な消火活動等の応急対策を行う。

【実施担当機関】

大東四條畷消防組合、関係機関

【対策の体系】



【対策の展開】

1. 林野火災応急対策

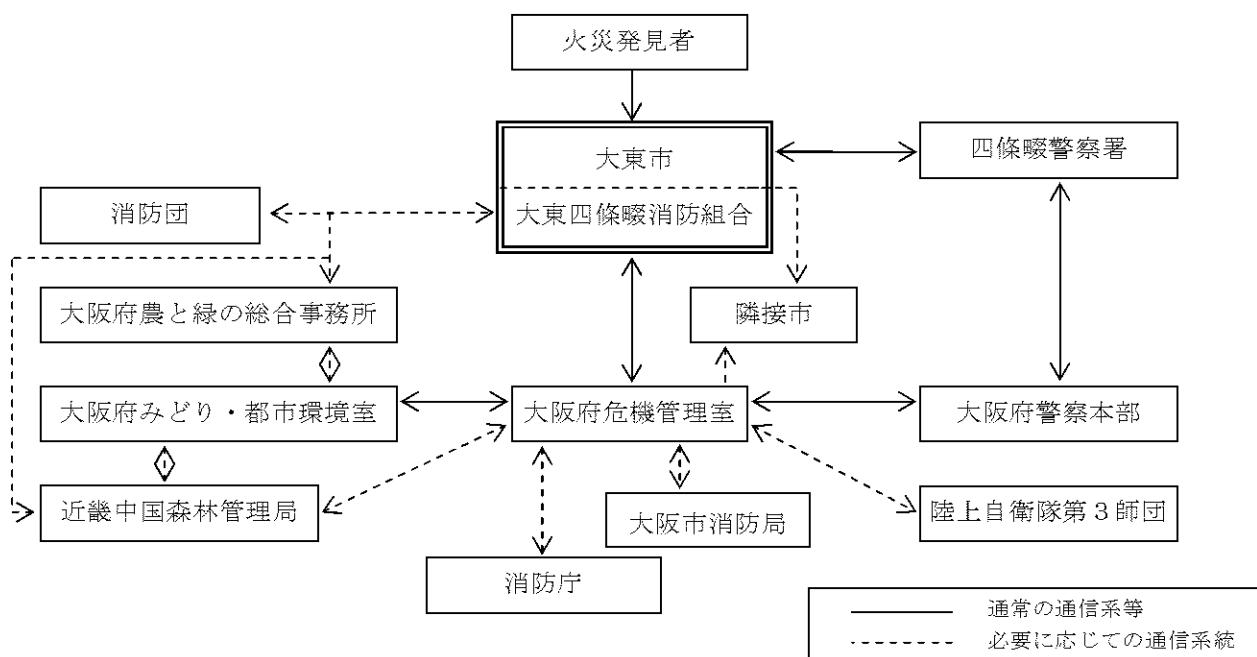
(1) 火災通報

市長は、火災の規模等が以下の通報基準に達したとき、または特に必要と認めるときは、府に即報を行う。その後1時間ごとに状況を通報する。

- ア 焼損面積 5ha 以上と推定される場合
- イ 覚知後3時間を経過しても鎮火できない場合
- ウ 空中消火を要請する場合
- エ 住家等へ延焼するおそれがあるなど社会的に影響度が高い場合

(2) 通報連絡体制

林野における火災の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



(3) 活動体制

市長は、市域に林野火災が発生した場合、その火災の規模に応じて本部体制を整え、火災防御活動を行う。

ア 現地指揮本部の設置

(ア) 林野火災発生の通報があった場合、直ちに現地指揮本部を設置し、府、警察等関係機関と連携協力して、火災防御活動を行う。

(イ) 火災の規模等が通報基準に達したときは、府に即報を行う。

(ウ) 火災が拡大し、市単独では十分に対処できないと判断するときは、応援協定等に基づく隣接市等への応援出動準備の要請を行う。

イ 現地対策本部の設置

(ア) 隣接市等に応援要請を行った場合、市内に現地対策本部を設置する。

(イ) 応援隊、飛火警戒隊、補給隊等の編成を行う。

(ウ) 警戒区域、交通規制区域を指定する。

(エ) 空中消火の要請または知事への依頼を行う。

(オ) 消防庁に対する広域航空消防の応援要請、自衛隊に対する派遣要請について検討する。

ウ 林野火災対策本部の設置

(ア) 知事に対する広域航空消防応援または自衛隊派遣要請を依頼する。

(イ) 受入れ体制を整える。

【地域防災計画関係資料】付表12：災害時応援協定締結状況一覧表	P445
付表18：市の車両保有台数一覧表	P456
様式6：自衛隊の災害派遣要請要求書の様式	P478
様式7：自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請要求書の様式	P479

2. 市街地火災応急対策

火災の状況に応じた部隊配備を行うとともに、道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案した消火活動を実施する。

また、延焼動態から、火災の危険が及ぶおそれのある場合は、延焼阻止線の設定など、効率的な部隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

(1) 災害対応の優先度

延焼火災及び救出・救助事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を優先し、

救命効果の高い活動を実施するなど、現場の状況に応じて臨機応変に対応する。

(2) 火災防御活動の原則

- ア 同時に複数の火災が発生した場合
延焼危険度の高い地域及び重要対象物を優先する。
- イ 広域避難場所及び避難路の周辺で火災が発生した場合
当該避難場所及び避難路の安全確保を優先する。
- ウ 高層建築物、地階等で火災が発生した場合
他の延焼拡大の危険性が大きい火災を鎮圧した後に部隊を集結する。
- エ 工場、大量危険物貯蔵取扱施設等からの火災が既に延焼拡大した場合
住宅密集地域への延焼危険のある部分を優先する。

(3) 火災防御活動の区分

- ア 分散防御活動
同時多発火災に対処するため消防隊を分散出動させ、火災を少數隊で防御する。
- イ 重点防御活動
延焼火災のうち、広域避難場所及び避難路に影響を与えるおそれのある火災に対して、消防隊を集めさせる。
- ウ 拠点防御活動
広域避難場所の安全確保のみを目的とする。

(4) 大規模市街地火災の防御対策

- ア 初動体制の確立
- イ 火災態様に応じた部隊配備
- ウ 道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案した消火活動
- エ 延焼阻止線の設定
- オ 自主防災組織事業所等の自衛消防組織による自発的な初期消火活動

(5) 高層建築物等火災の防御対策

- ア 活動期における出動隊の任務分担
- イ 排煙、進入時等における資機材の活用
- ウ 高層建築物等の消防用設備の活用
- エ 高層建築物における屋上緊急離着陸場の活用
- オ 水損防止

(6) 広域断水時火災の防御対策

- ア 自然水利及び防火水槽の適切な活用による水利の確保
- イ タンク車の優先出動と活動

- ウ 有効かつ的確な水利統制
- エ 機械性能の保持と積載ホースの増加
- オ 広報車等の巡回による警戒体制の確立
- カ 火気使用者に対する啓発
- キ 危険区域の重点立入検査

(7) 同時多発火災の防御対策

同時多発火災が発生した場合は、あらかじめ指定する防衛地区を優先し、避難の安全確保活動を展開する。

ア 部隊運用

- (ア) 出動部隊数の調整
- (イ) 活動部隊数の合理化と無線統制
- (ウ) 消防団との連携強化

イ 部隊の確保

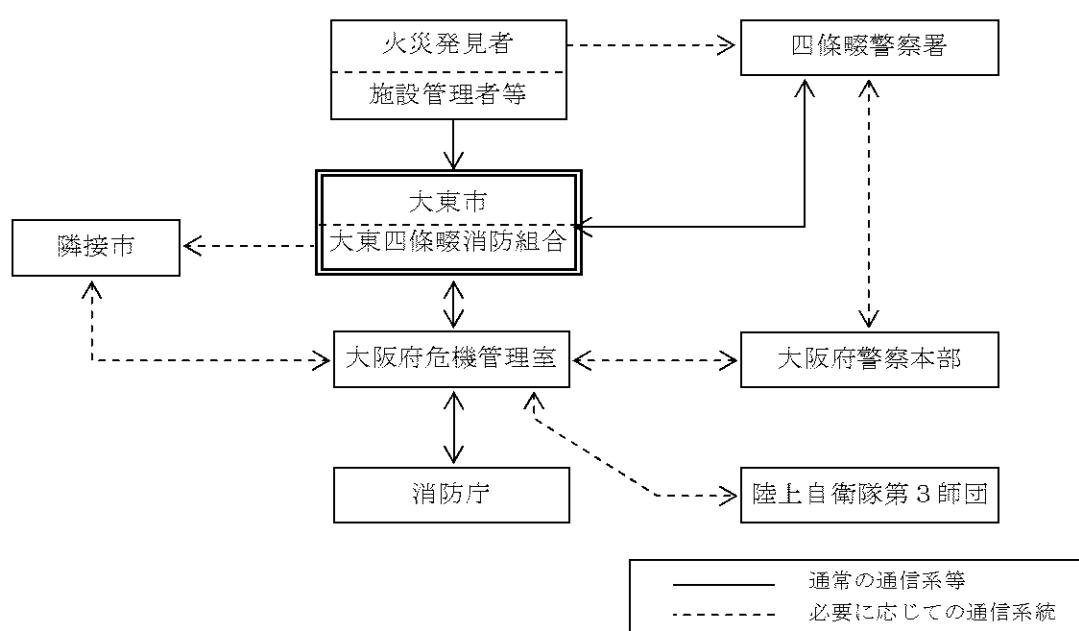
- (ア) 非常招集による緊急増強隊の編成
- (イ) 他市町消防応援隊の要請及び活用

ウ その他

- (ア) 出動体制の迅速化
- (イ) ホースの確保
- (ウ) 防火水槽、自然水利等の活用
- (エ) 広報

(8) 通報連絡体制

火災の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は次により行う。



【地域防災計画関係資料】付表12：災害時応援協定締結状況一覧表	P445
付表18：市の車両保有台数一覧表	P456
付表20：広域避難場所一覧表	P458
付表21：避難路一覧表	P459
付図3：一時避難場所、広域避難場所及び避難路位置図	P460

3. 応援の要請

消防活動を迅速かつ的確に実施することが困難な場合、関係法令や協定に基づき他市町消防機関等の応援を要請する。

(1) 応援の要請

ア 消防相互応援協定に基づく応援要請

大東四條畷消防組合は、火災の拡大が著しく、単独では十分に消防活動が実施できない場合は、消防相互応援協定に基づき他市町消防機関の応援を要請する。

イ 航空消防応援協定に基づく応援要請

大規模火災発生時にヘリコプターを使用することが、消防活動に必要と認められる場合は、航空消防応援協定に基づき、大阪市消防局に応援を要請する。

ウ 知事への応援要請

大規模な火災が発生し、必要な場合は、消防相互応援協定のほか消防組織法第24条の2および災害対策基本法第72条の規程による知事の指示権の発動を要請する。

エ 消防庁長官の措置による応援体制

大規模火災発生時に、緊急消防援助隊に対して、知事を通じ、直ちに応援要請を行う。

(2) 受入れ体制

応援隊の派遣が決定した場合、次の点に留意して応援隊の活動が十分に行えるよう努める。

ア 応援隊の宿泊施設及び資機材の保管場所を確保する。

イ 応援隊及び府との連絡職員を指名する。

ウ 応援隊の調整本部は、市災害対策本部または府災害対策本部が設置された場合においては、それらの中でその機能を果たすものとする。

エ 消防作業実施中は、現場に責任者を置き、応援隊指揮者と協議し、効果的に実施する。

【地域防災計画関係資料】付表12：災害時応援協定締結状況一覧表	P445
---------------------------------	------

4. 地域住民との連携

自主防災組織等地域住民は、消防吏員が災害現場に到着するまでの間、初期消火・救助活

動を実施し、消防吏員が到着した際は作業を引き継ぐ。

なお、消防吏員は、必要に応じて地域住民に、活動の継続を要請する。

【地域防災計画関係資料】付表11：自主防災組織等一覧表…………… P443

第3章 その他災害

第1節 危険物等災害応急対策

大東四條畷消防組合は、関係機関と連携し、危険物等の災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急対策活動を行う。

【実施担当機関】

大東四條畷消防組合、関係機関

【対策の体系】



【対策の展開】

1. 危険物災害応急対策

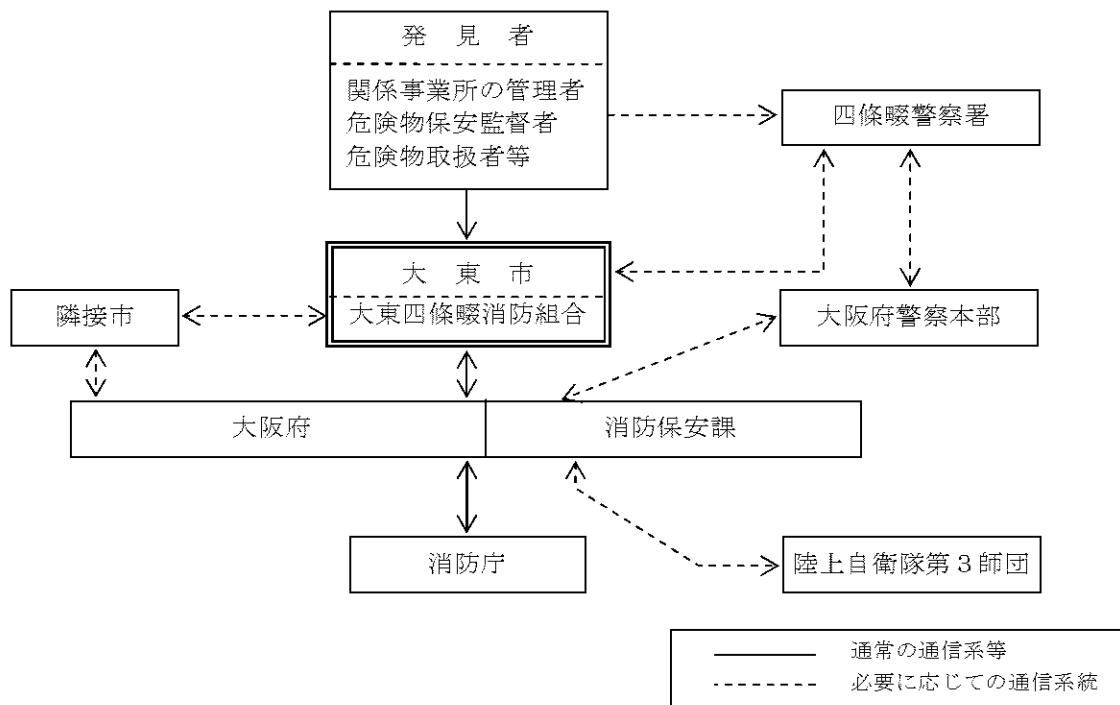
- (1) 大東四條畷消防組合は、施設の管理責任者と密接な連絡をとり、次に掲げる緊急措置を講じる。
- ア 所管する危険物の安全管理
 - イ 施設の使用停止等
- (2) 大東四條畷消防組合は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者・危険物取扱者等に対して、災害の拡大を防止するため、次に掲げる措置を講じるよう指導する。
- ア 自衛消防組織等による災害状況の把握
 - イ 従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置
 - ウ 防災機関との連携等
- (3) 大東四條畷消防組合は、施設の管理責任者と密接な連絡を取り、次に掲げる応急対策を実施する。
- ア 災害の拡大を防止するための消防活動
 - イ 負傷者等の救出

ウ 警戒区域の設定、広報及び避難の指示等

(4) 大東四條畷消防組合は、災害の状況や災害規模から判断して、必要に応じて相互応援協定により他市町村に対し応援を要請する。

(5) 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



2. 高圧ガス災害応急対策

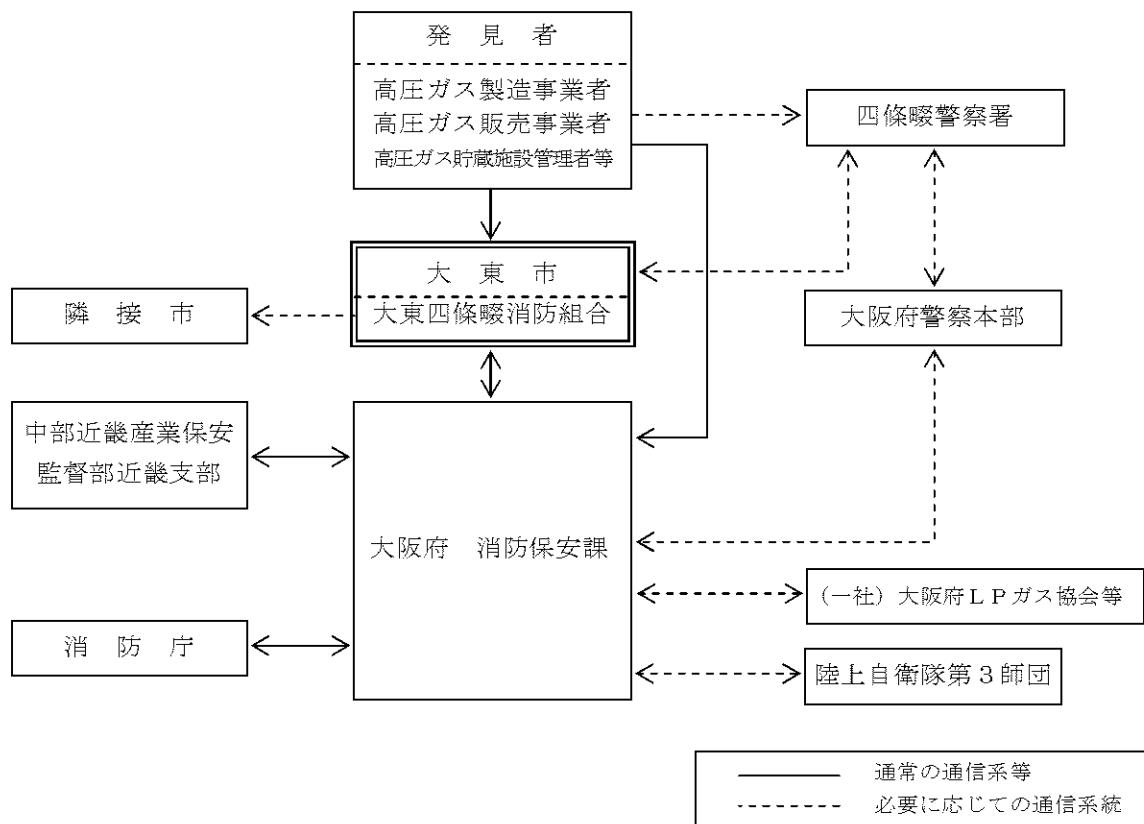
(1) 大東四條畷消防組合は、施設の管理責任者と密接な連絡を取り、次に掲げる応急対策を実施する。

また、製造若しくは販売のための施設等の使用を一時停止すべきことを命じること、高圧ガスを取り扱う者に対し貯蔵・移動・消費等を一時禁止すること、容器の所有者又は占有者に対しその廃棄又は所在場所の変更を命じること等の緊急措置を講ずる。

- ア 災害の拡大を防止するための消防活動
- イ 負傷者等の救出
- ウ 警戒区域の設定、広報及び避難の指示等

(2) 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



3. 火薬類災害応急対策

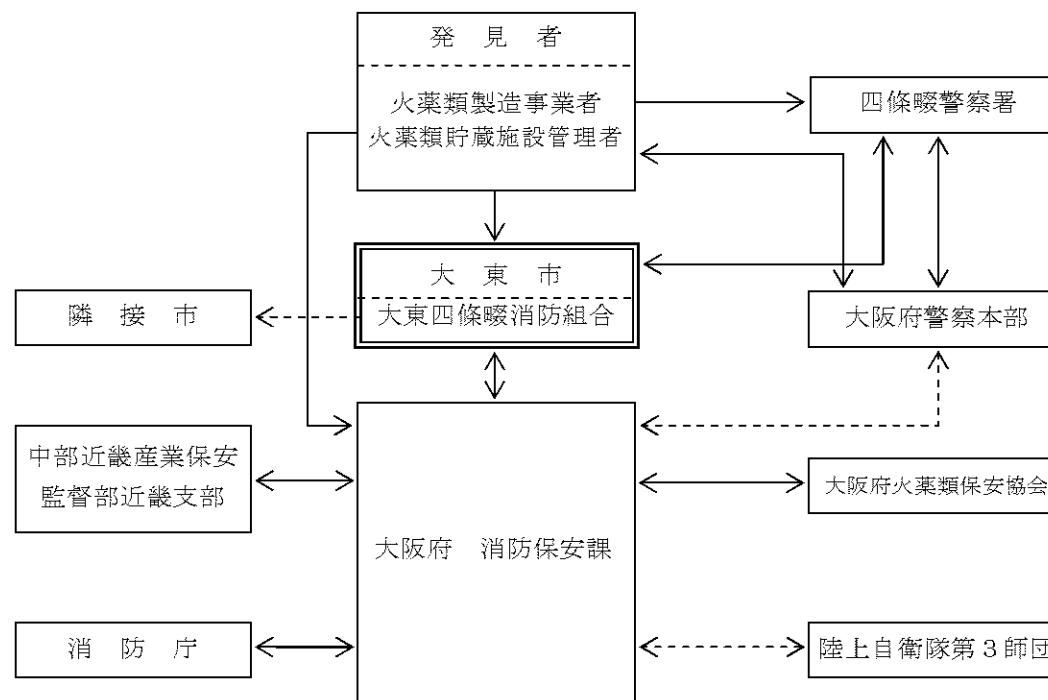
(1) 大東四條畷消防組合は、施設の管理責任者と密接な連絡を取り、次に掲げる応急対策を実施する。

また、施設の使用停止等の必要な緊急措置を講ずる。

- ア 災害の拡大を防止するための消防活動
- イ 負傷者等の救出
- ウ 警戒区域の設定、広報及び避難の指示等

(2) 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



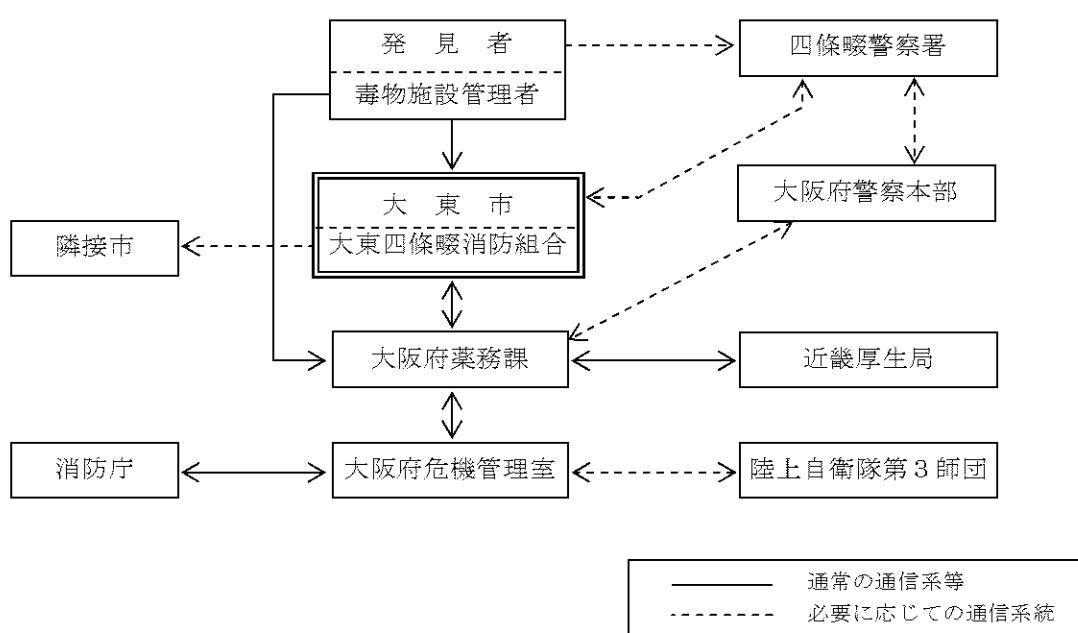
——— 通常の通信系等
----- 必要に応じての通信系統

4. 毒物・劇物災害応急対策

- (1) 大東四條畷消防組合は、施設の管理責任者と密接な連絡を取り、次に掲げる応急対策を実施する。
- ア 災害の拡大を防止するための消防活動
 - イ 負傷者等の救出
 - ウ 警戒区域の設定、広報及び避難の指示等

(2) 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



5. 放射線災害応急対策

放射性同位元素に関わる施設及び陸上輸送される放射性物質の安全確保の観点から、放射線災害の特殊性に鑑み、関係機関は、迅速かつ組織的に市民の安全確保対策を講じる。

放射性同位元素に関わる災害が発生した場合は、関係機関、放射性同位元素に関わる施設の設置者等は、相互に協力して適切な措置を講じる。

また、放射性物質の陸上輸送中に災害が発生し、または発生するおそれがある場合、輸送責任者は国から派遣される専門家と協力して適切な措置を講じる。

(1) 応急対策の内容

- ア 関係機関への情報連絡及び広報
- イ 放射線量の測定
- ウ 放射線による被曝を受けた人等の救出・救護

- エ 付近住民等の避難
- オ 危険区域の設定と立入制限
- カ 交通規制
- キ その他災害の状況に応じた必要な措置

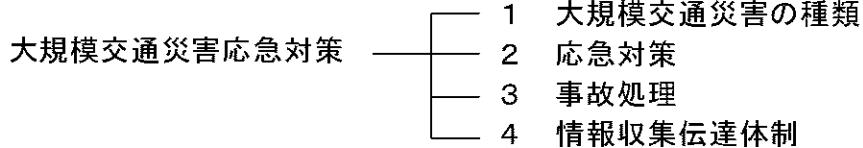
第2節 大規模交通災害応急対策

市及び大東四條畷消防組合は、関係機関と連携し、大規模な交通災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急対策活動を行う。

【実施担当機関】

関係各部、大東四條畷消防組合、関係機関

【対策の体系】



【対策の展開】

1. 大規模交通災害の種類

大規模交通災害として取り上げる災害の例は、次のとおりである。

- (1) 航空機墜落事故
- (2) 旅客列車の衝突転覆事故
- (3) 大規模な自動車事故

2. 応急対策

(1) 連絡体制

ア 発見者及び施設管理者からの通報

大東四條畷消防組合は、発見者及び施設管理者から 119 番通報を通じて、大規模交通災害の発生について通報を受ける。

イ 関係機関への連絡

大東四條畷消防組合は、市域において大規模交通災害の発生の通報を受けた場合は、災害状況の把握に努めるとともに、事故の概要を直ちに府に報告のうえ、四條畷警察署及び関係機関に連絡する。

(2) 応急対策の実施

ア 災害応急活動体制

災害の状況に応じた災害応急活動体制をとるとともに、府及び関係機関の職員並びに

関係者の派遣を要請する。

イ 応急対策活動

(ア) 災害の拡大防止等

大東四條畷消防組合は、必要に応じて警戒区域を設定し、被災者の避難誘導等の必要な措置を講じるとともに、他の防災関係機関と協力し、直ちに防除活動を行い、危険物等の二次災害の防止に努める。

(イ) 救助・救急活動(市立子ども診療所及び当該事故関係機関)

- ① 医師及び看護師の派遣
- ② 医療器材及び医薬品の輸送
- ③ 負傷者の救助
- ④ 現地における応急対策及び負傷者の救急医療施設の確保

(ウ) 消防活動

大東四條畷消防組合は、消防活動等災害拡大防止、危険物等による二次災害の防止を迅速かつ的確に実施し、被害の軽減に努める。

(エ) 救援物資の輸送

健康福祉対策部医療・救護班、府及び当該事故関係機関は、相互連絡のもと被害者に必要な物資を速やかに確保し、これを輸送する。

(オ) 応急復旧用資機材の確保

応急対策部、大東四條畷消防組合、府及び当該事故関係機関は、応急復旧に必要な資機材を確保する。

(カ) 交通対策

四條畷警察署、関係機関、当該事故関係機関は、相互連絡のもとに必要な交通規制等を行い、交通の安全、緊急輸送の確保に努める。

ウ 広域協力体制

災害が広域に及ぶ場合は、隣接市と協力体制をとる。

3. 事故処理

当該事故関係機関は、四條畷警察署、関係機関等の協力を得て、事故現場及び被害地域における事故処理を速やかに実施する。

4. 情報収集伝達体制

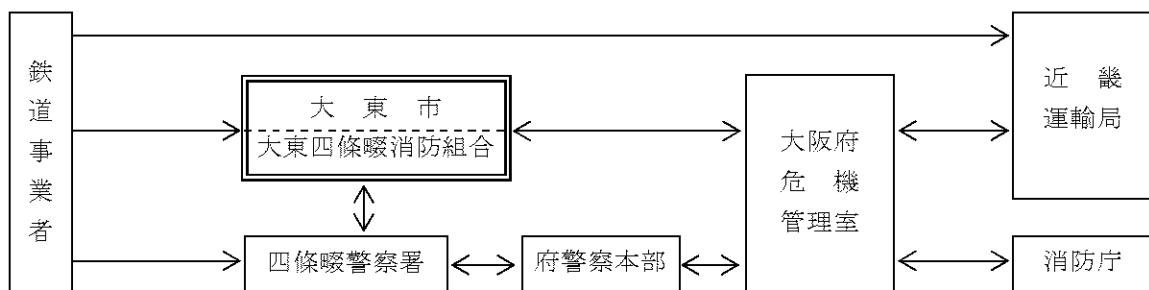
(1) 航空機事故

市をはじめ防災関係機関は、空港事務所と緊密な連携を図りながら、速やかな応急活動

を実施する。

(2) 鉄道事故

ア 情報収集伝達経路

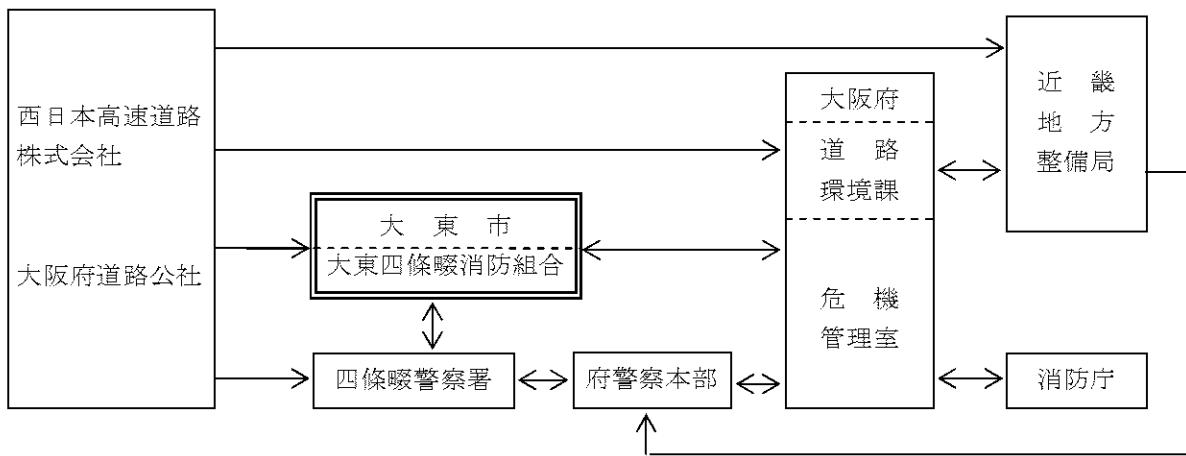


イ 収集伝達事項

- (ア) 事故の概要
- (イ) 人的被害の状況等
- (ウ) 応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況
- (エ) 応援の必要性
- (オ) その他必要な事項

(3) 自動車事故

ア 情報収集伝達経路



イ 収集伝達事項

- (ア) 事故の概要
- (イ) 人的被害の状況等
- (ウ) 応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況
- (エ) 応援の必要性
- (オ) その他必要な事項

第3節 その他突発災害応急対策

市は、関係機関と連携し、その他突発的な災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急対策活動を行う。

【実施担当機関】

関係各部、関係機関

【対策の展開】

本編においては、大規模火災、危険物等災害、大規模交通災害を想定し、その応急対策を迅速かつ的確に講じることができるよう定めているが、その他にも大規模な食中毒など不測の事故が発生するおそれがある。

こうした場合においても、関係各部及び関係機関は災害の態様に応じ、「地震災害応急対策・復旧対策」、「風水害等応急対策・復旧対策」を準用して、被害情報の収集・伝達、避難、災害広報、消火・救助、応急医療、被害の拡大防止対策、応援要請等の応急対策を実施する。

第3編　風水害等災害復旧・復興対策

第1章 生活の安定

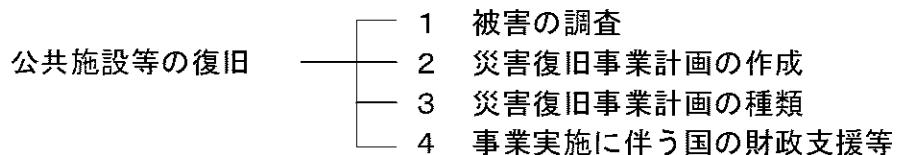
第1節 公共施設等の復旧

市及び関係機関は、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成し、復旧に努める。なお、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障害者、高齢者等の避難行動要支援者の参画を促進する。

【実施担当機関】

関係各部・関係機関

【対策の体系】



【対策の展開】

1. 被害の調査

府が実施する直接的被害額及び復旧事業に要する額等必要な事項の調査に協力する。

2. 災害復旧事業計画の作成

災害応急対策計画に基づく応急復旧の終了後、被害の程度を十分検討して原形復旧にとどまらず、再度災害の発生を防止するための必要な施設の新設または改良を行うことを原則とし、さらに関連事業との調整を図り災害復旧事業を効率的かつ速やかに実施するため、災害復旧事業計画を作成する。なお、災害復旧事業計画の作成にあたっては、復旧完了予定期限の明示に努める。

また、法律または予算の範囲内で、国または府が費用の一部または全部を、負担または補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

3. 災害復旧事業計画の種類

作成する災害復旧事業計画の種類は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林業施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画

第3編 風水害等災害復旧・復興対策

第1章 生活の安定

- (4) 上水道施設、廃棄物処理施設災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 中小企業の振興に関する事業計画
- (11) その他災害復旧事業計画

4. 事業実施に伴う国の財政援助等

災害復旧事業の実施にあたって、法律等に基づき国が負担または補助する事業は、次のとおりである。

法 律 等	補助を受ける事業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	河川、砂防、地すべり、急傾斜地、下水道、道路の復旧
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設の復旧
公営住宅法	公営住宅及び共同施設（児童遊園、共同浴場、集会所等）の復旧
土地区画整理法	災害によって特別に施行される土地区画整理事業
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症予防事業、感染症指定医療機関復旧事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害によって必要となった廃棄物処理に要する費用
予防接種法	臨時の予防接種
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設、共同利用施設の復旧
水道法	上水道施設の復旧
下水道法	下水道施設の復旧
道路法	道路の復旧
河川法	河川の復旧
生活保護法	生活保護施設復旧
児童福祉法	児童福祉施設復旧
身体障害者福祉法	身体障害者厚生援護施設復旧
老人福祉法	老人福祉施設復旧
知的障害者福祉法	知的障害者援護施設復旧
売春防止法	婦人保護施設復旧

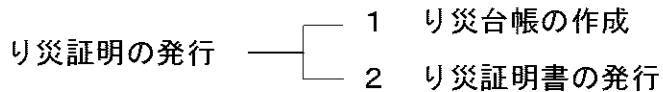
第2節 り災証明の発行

市は、各種の被災者に対し早期に支援措置を講じるため、り災証明の交付体制を確立し、被災者にり災証明書を交付する。

【実施担当機関】

統括部

【対策の体系】



【対策の展開】

1. り災台帳の作成

被災状況を調査のうえ、り災台帳を整備し、必要事項を登録する。

- (1) 統括部総務班は、家屋台帳及び住民基本台帳、外国人登録原票から全世帯について、り災台帳を作成する。
- (2) 統括部総務班は、応急対策部現地指導班と連携し、建築物の被災状況調査の結果に基づき、必要事項を登録する。

2. り災証明書の発行

統括部総務班は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、り災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を交付する。

- (1) 必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。
- (2) 府が災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、市は被災者台帳を作成する際に府に対して、被災者に関する情報の提供を要請する。
- (3) り災証明書の発行について被災状況が確認できない場合は、暫定的なものとして本人の申告に基づき、り災届出証明書（被災者自身が被災内容を市へ届け出たことを証明する。）を発行する。この場合、統括部総務班は、その後調査を行って確認した場合は、り災証明書に切替え発行する。
- (4) り災証明書の発行は、1回限りとする。やむを得ない理由のある場合は、写しに証印のうえ再交付する。

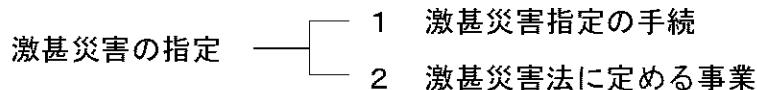
第3節 激甚災害の指定

市は、甚大な被害が発生した場合、迅速に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号、以下「激甚災害法」という）による援助、助成等を受けて適切な復旧計画を実施する。

【実施担当機関】

関係各部

【対策の体系】



【対策の展開】

1. 激甚災害指定の手続

(1) 激甚災害の指定

府は市の実施した被害調査に基づき、当該災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚災害法」という。）、及び同法に基づく激甚災害または局地激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助または被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るために適切な措置を講じる。

(2) 特別財政援助の交付手続き

市長は、激甚災害または局地激甚災害の指定を受けた場合、速やかに特別財政援助額の交付に関わる調書を作成し、府に提出する。

2. 激甚災害法に定める事業

激甚災害に関わる財政援助措置の対象は、次のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅または共同施設の建設または補修に関する事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム災害復旧事業
- ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業

- ケ 障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービスの事業の用に供する施設の災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- シ 感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内・公共的施設区域外）
- セ 湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業等の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- キ 森林災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) その他の特別の財政援助及び助成

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に関する補助
- ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- エ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- オ 水防資材費の補助の特例
- カ 災害公営住宅建設事業に対する補助の特例
- キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第4節 特定大規模災害

府は、特定大規模災（著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害）を受けた市から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、市に代わって工事を行う。

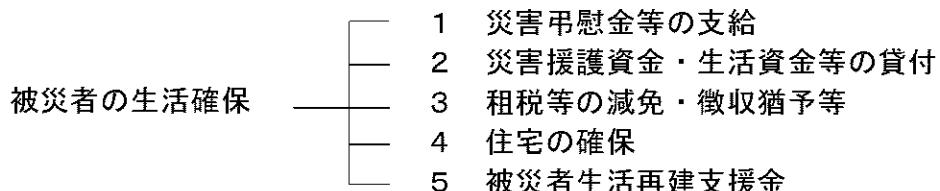
第5節 被災者の生活確保

市及び関係機関は、被災者の被害の程度に応じ、弔慰金、見舞金を支給するとともに、生活の安定を図るため、資金の貸付、職業のあっせん、住宅の確保等を行う。

【実施担当機関】

関係各部・関係機関

【対策の体系】



【対策の展開】

1. 災害弔慰金等の支給

「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）」に基づき、条例の定めるところによって被災者の被害の程度に応じ、災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給し、被災者またはその遺族の早期立ち直りを推進する。

(1) 災害弔慰金の支給

ア 対象災害 地震、暴風、豪雨その他の異常な自然災害であって、次のいずれかに該当するもの

- (ア) 市域において住居の滅失した世帯が5世帯以上生じた災害
- (イ) 府域において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
- (ウ) 府域において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- (エ) 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

イ 支給の制限 次の場合、支給を制限する。

- (ア) 死亡又は障害が、故意または重大な過失による場合
- (イ) 別に厚生労働大臣が定める給付金が支給される場合

ウ 支給対象

死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母並びに兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）のいずれかの者に対し、条例に定める順位で支給する。ただし、兄弟姉妹にあっては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存在しない場合に限る。

第3編 風水害等災害復旧・復興対策

第1章 生活の安定

(2) 災害障害見舞金の支給

ア 対象災害 (1) アに同じ

イ 支給の制限 (1) イに同じ

ウ 支給対象 法律第8条に規定される障害を受けた者に対して支給する。

【地域防災計画関係資料】資料11：大東市災害弔慰金の支給等に関する条例…………… P424

2. 災害援護資金・生活資金等の貸付

被災者に対し、災害援護資金等の貸付融資を行い、被災者の早期立ち直りと生活の安定化を促進する。

(1) 災害援護資金の貸付

地震によって市域に災害救助法が適用された場合、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例の定めるところによって被災世帯に対して生活の立て直しに資するため、災害援護資金を貸し付ける。

(2) 生活福祉資金の災害援護資金貸付

府の「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、大阪府社会福祉協議会が府内居住の低所得者世帯に対して行う生活福祉資金の災害援護資金貸付が、迅速かつ的確に行われるよう必要な措置を講じる。ただし、(1)の災害援護資金の対象者を除いた低所得者(世帯収入が生活保護基準の1.8倍以下)を対象とする。

3. 租税等の減免・徴収猶予等

必要に応じ、税についての期限の延長、徴収の猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険税の減免等によって被災者の負担の軽減を図り、被災者の自立、復旧・復興を支援する。

(1) 市税の減免措置等

地方税法、市税条例等に基づき期限の延長、徴収の猶予及び減免措置を講じる。

ア 期限の延長

納税義務者等が災害によって、期限までに申告等または市税を納付もしくは納入することができないと認められる場合は、当該期限を延長する。

イ 徴収猶予

災害によって財産に損害を受けた納税義務者が、市税を一時に納付もしくは納入することができないと認められる場合は、その者の申請に基づき徴収を猶予する。

ウ 減免

被災者に対して、個人の市民税・固定資産税等の市税を軽減または免除する。

(2) 国民健康保険税の減免等

ア 徴収猶予

災害によって財産に損害を受けた納付義務者が、保険税を一時に納付することができないと認められる場合は、その者の申請に基づき、その納付することができないと認められる金額を限度として、1年以内において徴収を猶予する。

イ 減免

災害によって生活が著しく困難になった者に対し、被災の状況に応じて保険税を軽減または免除する。

(3) その他徴収金の減免等

災害によって損失を受けた場合は、その損失の程度に応じて条例に基づき軽減または免除する。

4. 住宅の確保

府及び関係機関と連携のうえ、応急住宅対策に引き続いて、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、必要に応じて災害公営住宅の建設、公営住宅等への特別入居等を行う。

また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営住宅等の空家の活用、仮設住宅等の提供等によって支援する。なお、住宅を早期に供給するための方策について、あらかじめ検討を行う。

(1) 住宅復興計画の策定

被災者の居住の安定を図るため、住宅復興計画を策定するとともに、その計画推進に努める。

(2) 住宅の供給促進

民間、府、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構の協力を得て、住宅の供給促進を図る。

ア 公営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構の空き家活用

既存の空き家もしくは建設中の住宅について、可能な限り被災住宅の住宅として活用できるよう配慮する。

イ 災害公営住宅の供給

災害により住宅が滅失し、自力で住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、公営住宅を供給する。

第3編 風水害等災害復旧・復興対策

第1章 生活の安定

ウ 特定優良賃貸住宅の空き家活用

自力での住宅確保が困難な被災者に対し、特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅のあっ旋を行う。

(3) 民間賃貸住宅の建設支援（大阪府民間賃貸住宅建設資金利子補給制度等）

住宅金融支援機構を利用し、府が定める基準を満たした優良民間賃貸住宅を建設して被災住民の住宅として活用する者に対して制度の適用が迅速かつ円滑に行われるよう支援する。

(4) 災害復興住宅資金の貸付

住宅金融支援機構は、住宅に被害を受けた者に対して、災害復興住宅資金（建設・補修）の融資を実施し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

(5) り災都市借地借家臨時処理法の適用申請

建物の復興に伴い借地・借家関係をめぐる混乱が相当予想され、被災者の住居、営業等の生活の安定が阻害されるおそれのある場合は、府を通じて国に法の適用申請を行う。

(6) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）による既設公営住宅の復旧

災害（火災にあっては、地震による火災に限る。）によって公営住宅が減少し、または著しく損傷した場合は、公営住宅を復旧する。

5. 被災者生活再建支援金

(1) 被災者生活再建支援金の支給

府は、市からの被害状況を取りまとめ、国・被災者生活再建支援法人に対して被害状況の報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）」の適用の公示、書類の取りまとめなど必要な措置を行い、被災者生活再建支援法人に対して支援金の迅速な支給を要請する。

市は、住宅の被害認定を行い、り災証明書等を発行する。また、被災者からの被災者生活再建支援金支給申請書等の必要書類を受け付け、府経由で被災者生活再建支援法人に送付する。

市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び府への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

(2) 被災者生活再建支援制度の概要

ア 被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給するための措置を定め

ることにより、その生活の再建を支援し、もって市民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する目的とする。

イ 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

(ア) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害。

(イ) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害。

(ウ) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害。

ウ 支給対象世帯

自然災害により、

(ア) 住宅が全壊した世帯

(イ) 住宅が半壊し、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

(ウ) 災害による危険な状態が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続している世帯

(エ) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯
(大規模半壊世帯)

エ 支給金額

支給額は、以下の(ア)、(イ)の合計額となる。

(ア) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

・上記ウ(ア)～(ウ)の世帯 100万円

・上記ウ(エ)の世帯 50万円

※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3/4の額となる。

(イ) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

・住宅を建設又は購入した場合 200万円

・住宅を補修した場合 100万円

・住宅を賃借した場合(公営住宅を除く) 50万円

※ いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は合計で200万円、いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を補修する場合は合計で100万円となる。

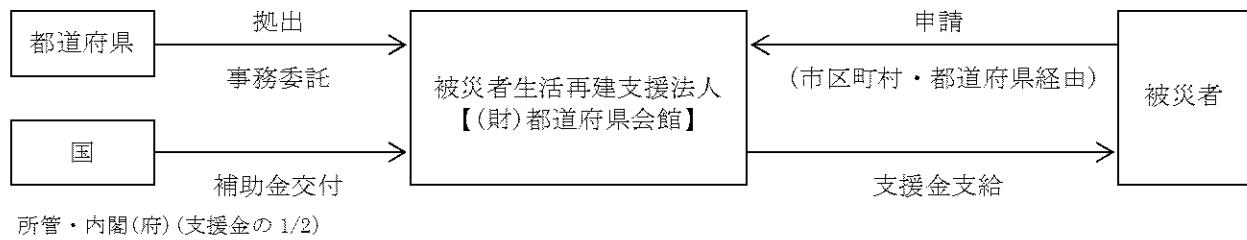
※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3/4の額となる。

第3編 風水害等災害復旧・復興対策

第1章 生活の安定

オ 支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が、都道府県により拠出された基金を活用して行う。支給の仕組みは下図のとおり。



所管・内閣(府)(支援金の 1/2)

第6節 中小企業の復旧支援

市及び関係機関は、被災した中小企業の再建を促進するための資金及び事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講じる。

【実施担当機関】

関係各部・関係機関

【対策の体系】

中小企業の復旧支援

- └ 1 資金需要の調査
- 2 中小企業者に対する支援制度の周知

【対策の展開】

1. 資金需要の調査

再建資金の需要を把握するために府が実施する中小企業の被害状況調査に協力する。

2. 中小企業者に対する支援制度の周知

被災した中小企業の再建を促進するための資金及び事業費の融資等について、商工会議所やその他中小企業関係団体を通じ、中小企業者に周知徹底を図る。

(1) 政府系金融機関の融資

ア 株式会社日本政策金融公庫

災害の程度に応じて、融資条件を定め、災害復旧貸付を行う。また、据置期間、償還期間の延長及び利率の引き下げを行う。

イ 商工組合中央金庫

災害救助法が適用された地域内に事業所を有する被災中小企業者、中小企業協同組合に対して、その再建資金を貸し付ける。

(2) 府の災害等対策資金及び経営安定資金の融資

金融機関は、被災した中小企業者等に対し、災害復旧や経営安定のための制度融資を活用するなどにより、融資を実施する。

第7節 農業関係者の復旧支援

市及び関係機関は、被災した農業関係者の施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るため、資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講じる。

【実施担当機関】

関係各部・関係機関

【対策の体系】

- 農業関係者の復旧支援
- 1 資金需要の調査
 - 2 農業関係者に対する支援制度の周知
 - 3 資金の融資措置

【対策の展開】

1. 資金需要の調査

再建資金の需要を把握するために府が実施する農業関係者の被害状況調査に協力する。

2. 農業関係者に対する支援制度の周知

被災した農業関係者の施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るための資金の融資等について、農業関係団体を通じ、農業関係者に周知徹底を図る。

(1) 天災融資資金（天災融資法）

ア 融資機関は、農林漁業関係者の経営、事業に必要な資金を融資し、制令で定められた範囲において、利子補給、損失補償を受ける。

イ 激甚災害に指定された場合は、貸付限度額、償還期間について優遇する。

(2) 農林水産業資金

株式会社日本政策金融公庫は、災害により農林漁業者等が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に、農林漁業経営の再建に必要な資金を融資する。

(3) 大阪府農林漁業経営安定資金

融資機関は、天災等により経営に著しい影響を受けた農林漁業者に対して経営資金を融資する。府は、利子補給、損失補償の措置を講じる。

3 資金の融資措置

被災した農業関係者等に対する融資適用が、迅速かつ的確に行われるよう措置を講じる。

第8節 ライフライン等の復旧

災害発生後の日常生活の回復、事業活動の再開や社会経済活動の早期回復を図る上で、ライフライン等の復旧が不可欠であることから、ライフライン等に関わる事業者は、可能な限り地区別等の復旧予定時期を明示した復旧計画を策定し、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指す。

【実施担当機関】

関係各部、関係機関

【対策の展開】

1. 上水道（市、大阪広域水道企業団）

（1）復旧計画

- ア 水道施設及び工業用水道施設の被害状況を詳細に把握し、応急復旧、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- イ 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各施設の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- ウ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の水道事業者からの応援を受ける。

（2）広報

被害状況、応急給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広く広報する。加えて、各水道事業体等のホームページ上に稼働状況、復旧状況等を掲載することで幅広い情報伝達に努める。

2. 下水道（市、府）

（1）復旧計画

- ア 下水道施設の被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- イ 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各設備の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- ウ 単独復旧が困難な場合、速やかに大阪広域水道企業団及び日本水道協会等に応援を要請する。

(2) 広報

被害状況、稼働状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、市及び府のホームページ上に稼働状況、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

3. 電力（関西電力株式会社）

(1) 復旧計画

- ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- イ 復旧計画の策定に当たっては、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所を優先することを原則とするが、被災状況、各設備の被害状況、各設備の復旧難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う計画を立てる。
- ウ 設備復旧後の送電を開始する際は、十分な点検を行い、感電事故、漏電火災などの二次災害の防止に努める。

(2) 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、関西電力株式会社のホームページ上に停電エリア、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

4. ガス（大阪ガス株式会社）

(1) 復旧計画

- ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- イ 復旧計画の策定に当たっては、被災状況、設備の被害状況、周辺家屋・道路の被害状況等を勘案し、供給上復旧効果の最も大きくなる復旧計画を立てる。
- ウ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。

(2) 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、大阪ガス株式会社のホームページ上に供給停止エリア、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

5. 電気通信（西日本電信電話株式会社）

（1）復旧計画

ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

イ 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、設備の被害状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

（2）広報

被害状況、開通状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、西日本電信電話株式会社のホームページ上に開通エリア、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

6. 共同溝・電線共同溝（市、府、近畿地方整備局）

（1）復旧計画

ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

イ 復旧計画の策定に当たっては、道路及びライフライン等の被災状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

ウ 単独復旧が困難な場合、他の道路管理者や協定に基づき他の設備事業者からの応援を受ける。

（2）広報

被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、国、大阪府及び市のホームページ上に復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

7. 道路（近畿地方整備局、府、市町村）

（1）復旧計画

ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

イ 復旧計画の策定にあたっては、ライフライン等の占用物を含む被災状況、措置状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

ウ 単独復旧が困難な場合、他の道路管理者や協定に基づき他の事業者からの応援を受

ける。

(2) 広報

被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、国、大阪府及び市のホームページ上に復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

8. 鉄道（西日本旅客鉄道株式会社）

(1) 復旧計画

ア 鉄道事業者は応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき速やかに復旧計画を策定する。

イ 復旧にあたり、可能な限り路線別・区間別の復旧予定期を明示するものとする。

(2) 広報

被害状況、運行状況、復旧状況等今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、西日本旅客鉄道株式会社のホームページ上等に開通エリア、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

第2章 復興の基本方針

第1節 復興の基本的な考え方

市は、災害により被災した市民の生活や企業の活動などをいち早く復興させるため、災害復興本部を設置し、府等と連携して生活復興と都市復興の推進を行う。

【実施担当機関】

関係各部・関係機関

【対策の展開】

1. 復興の基本的考え方

大阪に大規模な災害が発生し、被災した場合には、市、府は、災害発生後の応急対策、復旧対策の進捗を踏まえつつ、速やかに復興に関する基本方針、計画を定め、計画的に復興対策を講じる必要がある。

そのため、市、府は、復興計画等において、被災者の生活再建、被災中小企業の復興その他経済復興を支援するとともに、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、将来の人口動向など中長期的な視点に立って、復興後のあるべき全体像を提示するとともに、その実現に向けた方向性やプロセスを明らかにした上で、復興事業を実施していく。

復興には、下表のとおり、市民生活の再建を対象とした「生活復興」と都市の復興を対象とした「都市復興」という別々の概念があると考えられ、これら両者の復興を一体として地域住民相互の助け合いを促し自助・共助・公助の連携による復興のまちづくりを進めていくものとする。復旧・復興の基本方向を定める復興計画の作成に際しては、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を反映させる。

第3編 風水害等災害復旧・復興対策

第2章 復興の基本方針

項 目	基 本 的 考 え 方
生活復興	<p>(1) 生活復興の目標 ア 第一の目標は、被災者の暮らしを一日も早く被災前の状態に戻し、その安定を図ることである。 イ 心身や財産に回復し難いダメージを受け、被災前の暮らしに戻ることが困難な場合には、被災者が新しい現実の下で、それに適合した暮らしのスタイルを構築していくことができるようとする。</p> <p>(2) 生活復興 ア 人や企業は自らの責任において、あるいは共に助け合って復興を図っていくことが基本である。行政は、被災者の復興作業が円滑に進むよう公的融資や助成、情報提供・指導・相談等を通じて自立のための環境整備を行う。 イ 自らの力のみでは生活の復興に特別の困難を伴う被災者に対しては、医療、福祉等の施策を通じ、生活復興のための直接支援を行う。</p>
都市復興	<p>人々が暮らしやすく、住み続けることができる、活力に満ちたまちをつくるため、次の点に留意して都市復興に取り組む。</p> <p>(1) 特に大きな被害を受けた地域のみの復興に止まらず、都市全体の防災性の向上を目指し、「被災を繰り返さない都市づくり」を行う。</p> <p>(2) 復興の整備水準は、旧状の回復に止まらず、将来世代も含め人々が快適な暮らしや都市活動を営むことができる「持続的発展が可能な都市」にしていくことを目標とする。</p> <p>(3) 市、市民、企業、府、国等との「協働と連携による都市づくり」を行う。</p>

第2節 市における復興に向けた取組み

【実施担当機関】

関係各部、関係機関

1. 市は、大規模災害等により地域が壊滅し、甚大な被害が発生したことにより、地域の総合的な復興が必要と認める場合は、被災後速やかに災害復興本部を設置する。
2. 市は、迅速に復興が図られるよう、大規模災害を受けた地域において、被災地域の特性を踏まえ、「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」第10条に基づく復興計画を定めることができる。

復興計画の策定にあたっては、国の復興基本方針、及び府の復興基本方針に即して、府と共同して定めることができる。

また、市は、関西広域連合の「関西復興戦略」など、関係機関の計画等やそれに基づく取組みとも整合が図れるよう調整する。

3. 市は、復興計画を定める場合、基本理念や基本目標など復興の全体像を住民に明らかにするとともに、次に掲げる事項について、定めるものとする。また、計画の策定課程においては、地域住民の理解を求め、女性や避難行動要支援者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努めるものとする。

- (1) 復興計画の区域
- (2) 復興計画の目標
- (3) 市における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針、その他復興に関して基本となるべき事項
- (4) 復興の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項
- (5) 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
- (6) 復興計画の期間
- (7) その他復興事業の実施に関し必要な事項

第3節 災害復興計画の策定

市は、関係機関と連携して災害復興体制を確立し、都市復興と生活復興について迅速かつ的確な対策の推進に努める。

【実施担当機関】

関係各部・関係機関

【対策の体系】

- 災害復興計画の策定
- 1 災害復興体制の確立
 - 2 都市復興対策の実施
 - 3 生活復興対策の実施

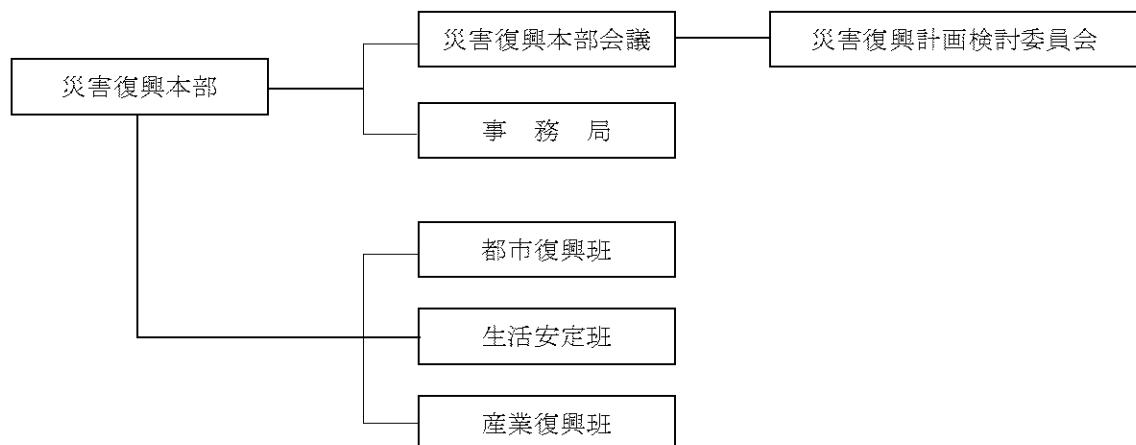
【対策の展開】

1. 災害復興体制の確立

大規模な災害が発生したときは、市長を本部長とする災害復興本部を設置し、復興基本方針に基づき、災害復興基本計画を策定するとともに、災害復興事業の実施について総合調整を行う。

災害復興事業は、都市の復興をはじめとして、市民生活の再建や経済復興など、市民生活全般にわたる分野を対象とする。

〈災害復興本部の組織〉



災害からの復興を迅速かつ円滑に行うため、次のプロセス・期間を基本に災害復興体制を確立する。

(1) 災害復興本部の設置

ア 設置目的

市長は、市長を本部長とする大東市災害復興本部を設置し、生活復興、及び都市復興に取り組む基本的な体制を確立する。

イ 災害復興本部会議の設置

災害復興本部会議は、関係各部の部長から構成され、副本部長である政策推進部長を中心審議する。

ウ 災害復興計画検討委員会の組織化

災害復興基本方針は、都市づくり部門、産業部門、福祉部門等の多岐にわたり、復興のための都市づくりをはじめとして、市民生活の再建や経済復興など、市民生活全般にわたる分野を対象とする。

このため、災害復興本部会議のもとに、災害復興計画検討委員会を組織化し、災害復興基本方針を検討する。検討委員会は学識経験者、市民代表、市職員、その他必要と認めた者から構成されるものとする。この際、国の第3次男女共同参画基本計画の成果目標を参考として、女性委員の割合を3割以上とすることを目標にする。

エ 事務局

事務局は、企画経営課、都市政策課が担い、災害復興本部、及び本部会議の管理・運営を行う。

オ 災害復興本部の事務分掌

災害復興本部の事務分掌は、次のとおりとする。なお、訴訟など以下の事務分掌にない問題が発生した場合は、災害復興本部会議において担当部署を決めるものとする。

班 名	事 務 分 掌	主 管
都市復興班	<ul style="list-style-type: none">・公共施設(河川、道路、農業用施設、学校、福祉施設等)の復旧・被災地のライフラインの復旧・仮設市街地に関する調査・建設・運営・家屋被害状況の調査	<p>街づくり部 水道部 水道局 教育委員会事務局</p>
生活安定班	<ul style="list-style-type: none">・被災地の生活関連物資の需給・価格の安定・廃材等災害廃棄物の処理対策・被災者に対する生活資金の確保・被災者に対する租税・公共料金の減免措置・被災者の健康管理・こころのケア・被災者生活再建のための支援(住宅建設資金制度の運用等)	<p>市民生活部 保健医療部 福祉・子ども部 総務部 教育委員会事務局</p>
産業復興班	<ul style="list-style-type: none">・被災中小企業の経営安定・融資等の支援による経営基盤の強化・地場産業、農業の復興・被災地の雇用の安定	市民生活部

※班を構成する関係部局のメンバーの選定は、それぞれ部に一任する。

(2) 災害復興基本方針の策定

市長は、市民生活の再建や市街地の復興に至る基本戦略を明らかにするため、災害発生後2週間以内を目処に、災害復興計画検討委員会の審議を経て、「災害復興基本方針」を策定し公表する。

災害復興基本方針の策定に当たっては、次の事項に配慮する。

- ① 暮らしのいち早い再建と安定
- ② 安全で快適な住宅・生活環境づくり
- ③ 雇用の確保・事業の再開と新しい時代に対応した産業の創造
- ④ 市街地の速やかな復興

2. 都市復興対策の実施

本部長は、災害復興基本方針に基づき、市民生活の再建、市街地の復興を迅速かつ円滑に行うため、次のプロセス・期間を基本とする都市の復興対策を府と協力して推進する。都市復興対策は、都市政策課が中心となって実施する。

(1) 都市復興基本方針等の策定

災害復興本部は、市街地の浸水、山麓部の土砂災害等の状況に対応して、都市復興基本方針等の制定を行う。

ア 都市復興基本方針

次の内容を含む都市復興基本方針を策定する。

- ① 市民の暮らしの再建の早期実現
- ② 災害を繰り返さないように防災性を向上させ、誰もが安全で安心して住み続けられるまちづくり
- ③ 高齢化時代や都市景観に配慮したまちづくり
- ④ 市街地の早期回復

(2) 都市復興基本計画の策定等

災害復興本部は、市街地の浸水、山麓部の土砂災害等の状況に応じて、市域全体の都市復興基本計画（原案）を作成する。

(3) 復興事業計画の確定

災害復興本部は、都市復興基本計画に基づいて被災地区ごとに住民との協議を図りながら、復興事業計画を確定する。

(4) 復興事業の推進

災害復興本部は、復興事業計画に基づいて復興事業を推進する。

3. 生活復興対策の実施

本部長は、災害復興基本方針に基づき、次のプロセス・期間を基本に①暮らしの復興、②住宅の復興、③雇用の確保・産業の復興に関する対策を推進する。生活復興対策は、企画経営課が中心となって実施する。

(1)暮らしの復興対策

災害復興本部は、市民の暮らしを災害前の状態に戻し、元の暮らしに戻ることが困難な被災者に対して新たな状況に適合した暮らしができるよう、医療・福祉・保健・教育・文化・外国人、市民活動、消費生活等について検討し、総合的な対策を講じる。

- 救護所の廃止に伴う仮設診療所の設置
- 医療機関の再建支援
- 福祉施設の再建・拡充・新設支援
- 生活再建資金の貸付
- 精神相談・こころのケアの実施
- 被災者の健康管理の実施
- 教育・文化・社会教育施設の再建支援
- その他医療・福祉・保育・教育・文化・外国人・市民活動・消費に関する調査
・情報提供・相談・指導

(2)住宅の復興対策

災害復興本部は、府と協力し、浸水、土砂災害等による被災者の住宅再建支援、再建が困難な被災者に対する住宅の供給等について検討し、総合的な対策を講じる。

- 住宅復興計画の策定
- 住宅取得に対する支援
- 民間住宅の供給促進
- 公的住宅の供給促進
- その他住宅に関する情報提供・相談・指導

(3)雇用の確保・産業の復興対策

災害復興本部は、府と協力し、失業者の抑制、失業者の再就職、事業者の早期再建、産業の活性化について検討し、総合的な対策を講じる。

- 被災農業者の支援
- 雇用確保の支援
- 事業再開の支援
- 産業復興の支援
- その他労働・事業に関する相談・指導等

